

第4次 佐倉市総合計画 後期基本計画

2016▶2019



歴史 自然 文化のまち

～「佐倉」への思いをかたちに～



SAKURA CITY

はじめに

歴史 自然 文化のまち

～ [佐倉] への思いをかたちに～



佐倉市は、人口減少や少子高齢化の進展など、直面する諸課題を乗り越え、「歴史 自然 文化」というこれまで大切に積み重ねてきた資源を、次の世代に誇りをもって引き継ぐため、平成 23 年度を初年度とする第 4 次佐倉市総合計画を策定し、全ての人に優しく、活力あるまちづくりを目指した取組を行ってまいりました。

前期基本計画期間〔平成 23 年度～平成 27 年度〕におきましては、福祉、子育て、環境、防災、教育、産業振興、都市基盤整備、市民協働など広範囲にわたる施策を計画的かつ効率的に行った結果、「佐倉市に住み続けたいと思う市民の割合」が増加しており、市民の皆様にも一定のご評価をいただいたものと考えております。

しかしながら、本市を取り巻く社会情勢は刻一刻と変化し続け、前期基本計画期間は、価値観やニーズの多様化が進展し、新たな課題が浮き彫りとなった期間でもありました。人口減少・少子高齢化への対応、東日本大震災を教訓とした「自助」、「互助」、「共助」、「公助」による複合的な防災対策、本市の特性を活かした住宅・住環境の整備、今後大量に更新時期を迎える公共施設等の老朽化対策、持続可能な財政基盤の強化など、取り込むべき課題は山積しております。

そのような中、後期基本計画〔平成 28 年度～平成 31 年度〕では、他の主要課題と密接な関係を持ち、様々な課題解決の糸口にもなり得る「人口減少、少子高齢化への対応」を重点施策として位置付け、その積極的な推進を図ってまいります。そして、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶えるとともに、「佐倉市に住み続けたい」、「佐倉市に住んでみたい」、「佐倉市を訪れてみたい」と思われる愛着と誇りのもてる魅力的なまちづくりを進めてまいります。

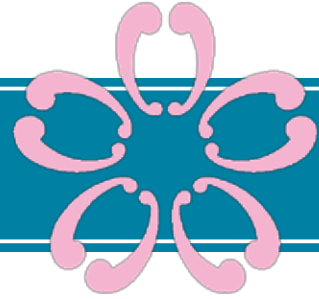
最後に、この計画の策定にあたりご尽力をいただきました佐倉市総合計画審議会委員の方々や、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆さまに、厚く御礼申し上げます。計画の実現に向けて、市民、議会、行政が手を携えてまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力をお願い申し上げます。

平成 28 年 3 月 佐倉市長 藤 和 雄

目次

| | |
|-------------------------|------------|
| I 序論 | 1 |
| 1 計画策定に当たって | 3 |
| (1) 総合計画の目的 | 3 |
| (2) 総合計画の構成 | 4 |
| 2 計画をめぐる背景 | 7 |
| (1) 佐倉市の概況 | 7 |
| (2) 佐倉市の主要課題 | 18 |
| (3) 今後の見通し | 22 |
| | |
| II 分野別計画 | 25 |
| 1 計画の体系 | 27 |
| 2 重点施策 | 28 |
| (1) 課題解決に向けた取組 | 28 |
| (2) 重点施策のねらい | 29 |
| (3) 重点施策の内容 | 32 |
| 3 基本施策の展開 | 40 |
| 第1章 思いやりと希望にみちたまちづくり | 40 |
| 第2章 快適で、安全・安心なまちづくり | 54 |
| 第3章 心豊かな人づくり、まちづくり | 62 |
| 第4章 明日へつながるまちづくり | 78 |
| 第5章 住環境が整備された住みやすいまちづくり | 89 |
| 第6章 とともに生き、支え合うまちづくり | 98 |
| | |
| III 資料編 | 115 |
| 用語解説 | 117 |
| 第4次佐倉市総合計画後期基本計画策定経緯 | 128 |
| 佐倉市総合計画について（諮問） | 129 |
| 佐倉市総合計画審議会答申書 | 130 |
| 計画を推進するための個別計画一覧 | 131 |

I 序 論



市の木 桜



市の花 花菖蒲

1 計画策定に当たって

(1) 総合計画の目的

本市は、昭和49年度の第1次佐倉市総合計画策定以来、歴史、自然、文化に恵まれた地域性に重きを置きながら、まちづくりに尽力してきました。

平成23年度に開始した第4次佐倉市総合計画において、本市は、『歴史 自然 文化のまち ～「佐倉」への思いをかたちに～』を将来都市像に掲げ、長い年月にわたり積み重ねてきた地域資源を次世代に引き継いでいくとともに、市民一人ひとりの「佐倉への思い」がかたちになるような、全ての人に優しく活力あるまちづくりを目指し、取組を進めています。

しかしながら平成23年度以降、社会情勢は刻一刻と変化し続けています。特に、平成23年度に本市の総人口が減少傾向に転じ、今後、本計画の描く将来都市像の前提である「定住人口の維持」「交流人口の増加」「選ばれるまちづくり」の重要性は、計画開始当初より大きなものとなっています。

また、東日本大震災を教訓とした災害対策や、公共施設老朽化対策、空き家対策など、社会情勢の変化にともない表面化した問題は数多く、これらに対応するためには、策定当初の第4次佐倉市総合計画ではもはや十分ではなく、本市は大きな変革期を迎えているといえます。

こうした時流の中、第4次佐倉市総合計画は平成27年度に前期基本計画が終了し、平成28年度に後期基本計画へ移行します。移行に当たって本市は、時代を見すえ、市民の生活を焦点としながら、市民とともに本市の繁栄を創造する市政を目指し、見直しを行う必要があります。

以上のことから、後期基本計画において大きく見直す点は以下になります。

- ① **人口減少・少子高齢化問題を本市における喫緊の課題として、これらにかかる対策を重点施策と位置付けます。(P.28～)**
- ② **全ての施策の取組と課題を検証し、施策の内容を更新します。(P.40～)**
- ③ **総合計画全体の期間を首長任期と連動させて1年短縮し、また、重複する内容の施策を整理・統合することにより、計画の効率化と施策効果の向上を図ります。(P.5～)**

今後50年、100年と、厳しい社会情勢の中にあっても本市が歩み続けていくために、これらの見直しを通じて計画を再構築して、第4次佐倉市総合計画後期基本計画を策定し、将来都市像『歴史 自然 文化のまち ～「佐倉」への思いをかたちに～』の達成に向け、一層取り組んでいきます。

(2) 総合計画の構成

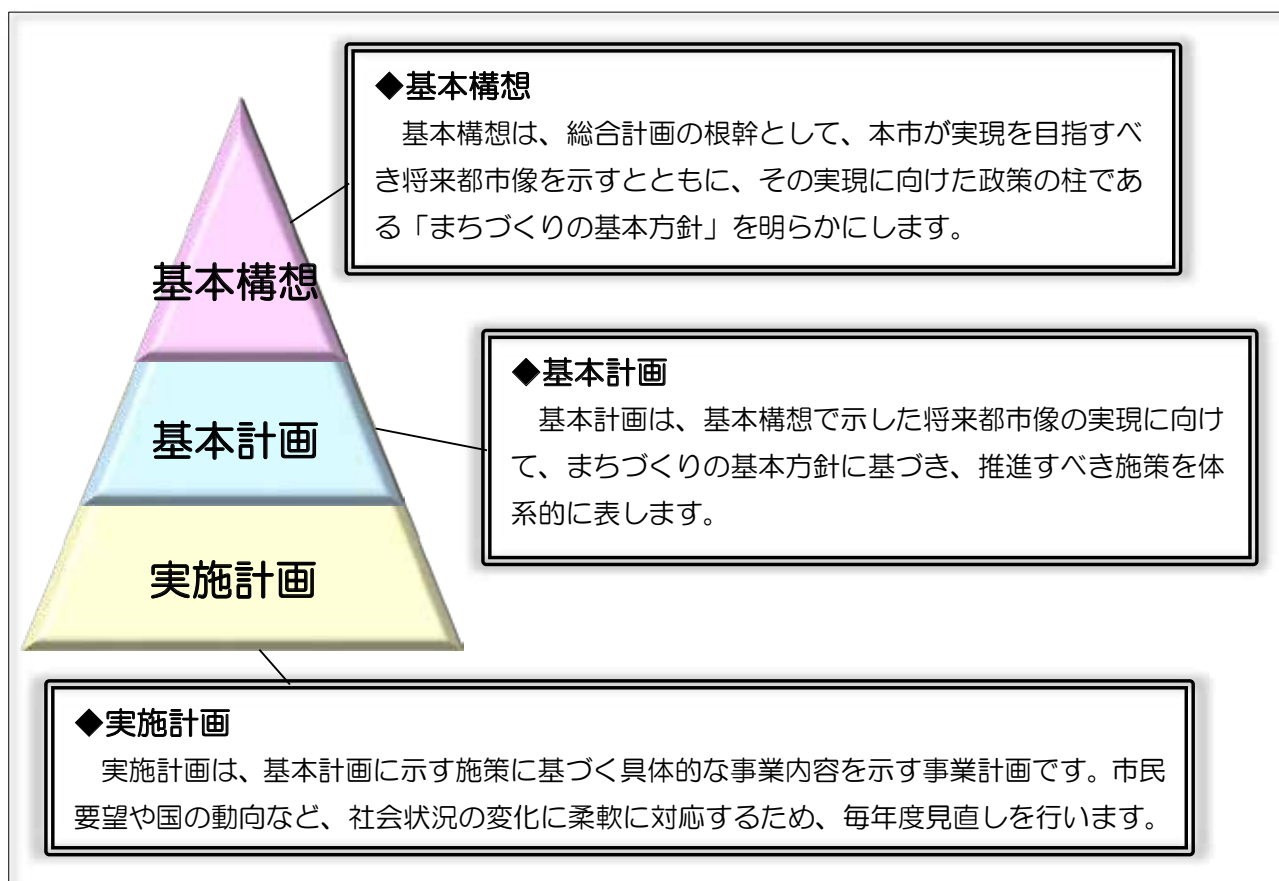
1 総合計画の位置付け

本計画は、本市のまちづくりの中心となるマスタープランというべきもので、産業、福祉、教育、都市基盤整備など、多岐にわたる個別の行政計画を統括するものです。個別の計画との整合を図りながら、まちづくり全体の方向性や重点とすべき問題など、分野横断的視点をもって佐倉市の今後の政策を定め明らかにするものです。

2 総合計画の構成

第4次佐倉市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層構成となっています。この構成は、後期基本計画においても維持します。

計画の構成図

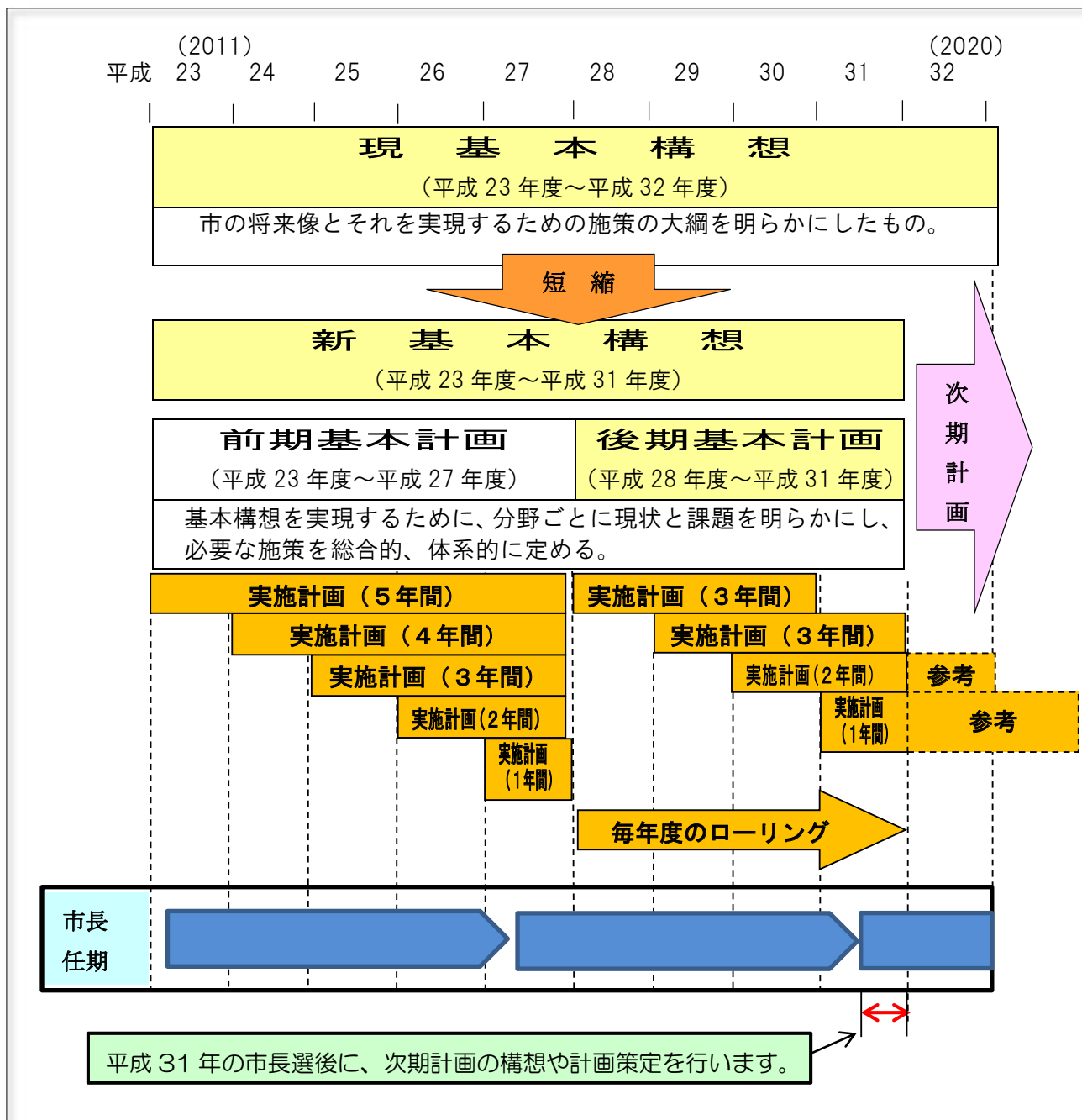


3 総合計画期間の見直し

第4次佐倉市総合計画は、策定時には平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間を計画期間としていました。しかし、まちづくりの方向性を定める総合計画は、首長の施策方針と不可分であることから、首長の任期と総合計画期間を連動させることとします。

これに伴い、基本構想を1年短縮し平成31年度（2019年度）まで、基本計画も平成31年度（2019年度）までの4年間の計画とし、実施計画も3年間として毎年見直しを行います。

計画の構成と期間（イメージ図）



4 基本施策の整理・統合・追加

前期基本計画においては、57の基本施策による体系に基づき、施策を展開してきました。しかし、基本施策の中には類似する施策が多々あり、市民にとっての分かりにくさ、行政にとっての達成度や進捗管理の煩雑さにつながっていたため、後期基本計画策定に当たっては、基本施策の整理・統合・追加を図り、見やすく効率的な計画の見直しを行います。



佐倉城址公園



武家屋敷



佐倉市民花火大会



佐倉ふるさと広場



佐倉市民音楽ホール



佐倉市立美術館

2 計画をめぐる背景

(1) 佐倉市の概況

1 プロフィール

本市は、千葉県北部、下総台地の中央部に位置し、都心から約40kmの距離に位置しています。また、成田国際空港から西へ約15km、県庁所在地の千葉市から北東へ約20kmの距離にあり、市北部には自然豊かな印旛沼が広がる行政面積103.69km²の首都圏近郊都市です。

市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地、水田から構成されており、鹿島川、高崎川、手繰川、小竹川などが、印旛沼に注いでいます。標高30m前後の下総台地は北から南へ向かうほど徐々に高くなります。

また、佐倉城跡周辺、印旛沼とその周辺、南部の農村地帯などは、台地を刻む谷地形の谷津があり、多くの動植物が生息する豊かな自然に恵まれています。

公共交通機関は、京成電鉄本線、JR東日本鉄道総武本線・成田線が市の東西を横断し、都心まで約60分、成田国際空港と千葉市へはそれぞれ約20分で結ばれています。

また、市内には新交通システムのユーカリが丘線が運行されており、バス路線とともに鉄道各駅と住宅地を結ぶ市民の足となっています。

道路状況は、都心と成田国際空港を結ぶ東関東自動車道水戸線が市の南部を通り、佐倉インターチェンジにより国道51号と連結され、市の東西を国道296号、南北を県道千葉臼井印西線、佐倉印西線が走り、主要な幹線道路網を形成しています。また、平成26年には都市計画道路3・4・15勝田台長熊線志津霊園関連区間が開通し、今後、国道296号の渋滞緩和が期待されます。加えて市外においては平成27年に圏央道神崎JC～大栄JC間が開通し、茨城県とのアクセスが向上するなど、本市への道路状況は向上しています。



2 沿革

本市周辺は、印旛沼及びその周辺河川がもたらす水利の良さと、比較的温暖な気候に恵まれていたことから、古くは旧石器時代から人々が活動し、様々な時代の遺跡が数多く分布しています。

古代から中世にかけて、現在の霞ヶ浦から印旛沼、手賀沼に広がる“香取の海”とよばれる大きな内海があり、沿岸地域の人々は“香取の海”を通じて広く列島各地と交流し、特色ある文化を築き上げました。

中世には、市内に臼井城や岩富城が築城されました。戦国時代には、本佐倉城を拠点とする千葉氏や原氏などが市域周辺を支配していました。

天正18年（1590年）以降は関東に入った徳川家の支配するところとなり、その有力家臣の土井利勝によって佐倉城が築かれ、その後城下町としての機能も整備され、北総地域の重要な政治・行政の拠点として位置付けられました。また、佐倉新町を中心として商工業が発達し、江戸からの街道筋としての臼井、寒川港からの街道筋としての馬渡が宿場町として発展しました。

幕末から明治にかけては、日米修好通商条約締結交渉の幕府側責任者である堀田正睦、佐倉順天堂を開いた蘭医の佐藤泰然、洋画家の浅井忠、農学者の津田仙、日本の近代女子教育の先駆者である津田梅子や佐藤志津など、数多くの佐倉ゆかりの先覚者がいます。

また、明治時代から第2次世界大戦の終了まで、陸軍の兵営（歩兵第2連隊・歩兵第57連隊）が佐倉城跡に置かれ、連隊の街として賑わいをみせました。

戦後の復興期を経て、昭和29年3月に、佐倉町・臼井町・志津村・根郷村・弥富村・和田村の6町村の合併により、佐倉市が誕生しました。その後、旭村及び四街道町（当時）の一部が編入され現在に至っています。



印旛沼



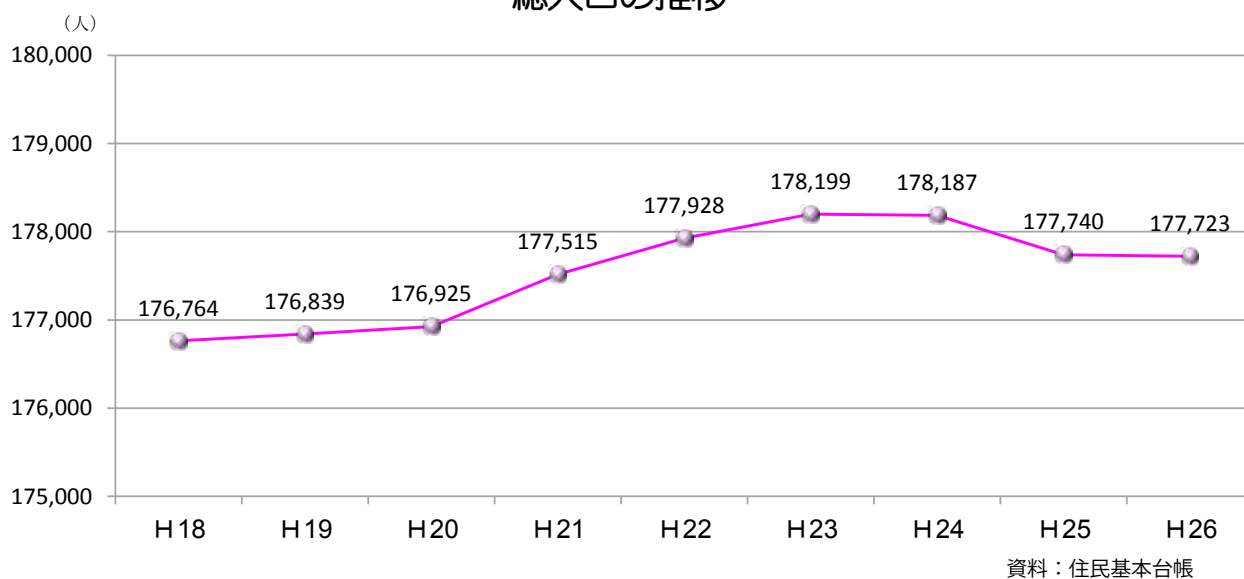
佐倉城跡

3 人口

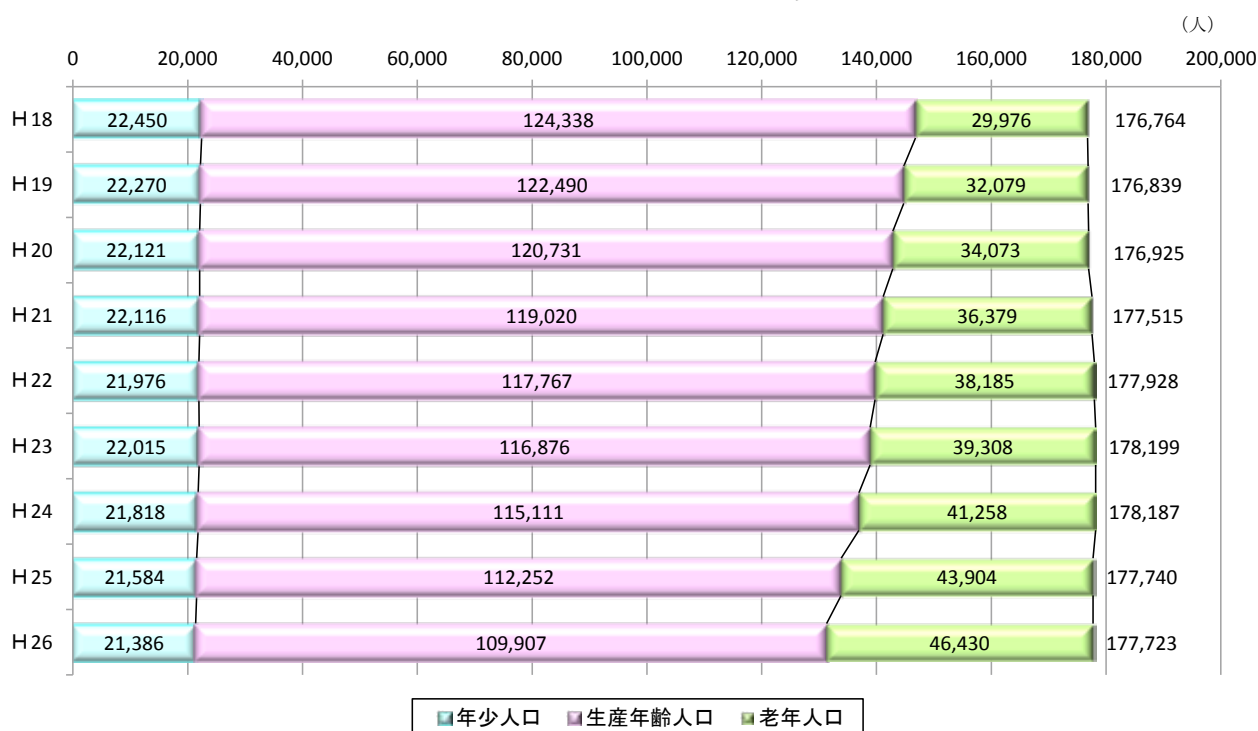
本市の人口は、これまで緩やかな増加傾向でしたが、平成 23 年度の 178,199 人をピークにわずかずつではありますが減少局面に入っており、平成 26 年度の人口は平成 23 年度比で 476 人の減少となっています。

平成 18 年度以降の年齢 3 区分別人口を見ると、65 歳以上の老年人口は増加の一途をたどる一方で、生産年齢人口は減少を続けています。年少人口は、22,000 人前後で推移しながらもゆるやかに減少しています。

総人口の推移



年齢 3 区分別人口の推移



4 財政

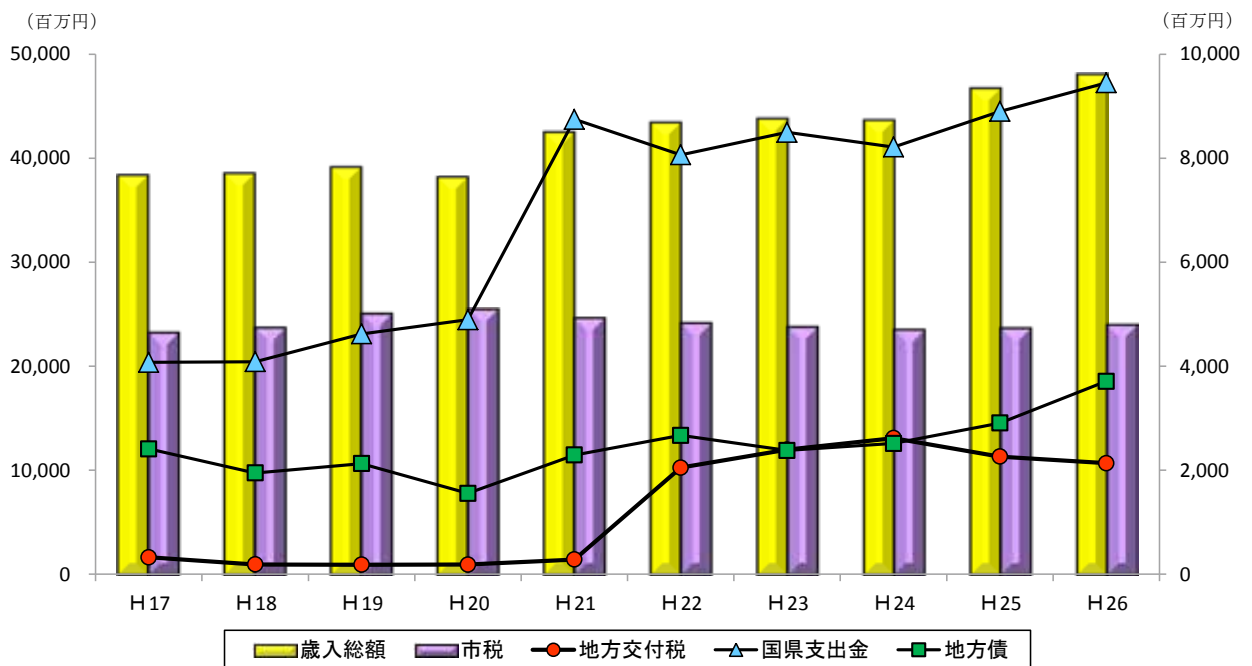
(1) 歳入（普通会計）

本市の歳入は、平成 17 年度～平成 20 年度にかけて 400 億円を割りこんでいましたが、平成 21 年度以降概ね 430 億円前後で推移し、平成 26 年度には平成 17 年度以降もっとも多い約 481 億円となっています。市税は、概ね 240 億円で推移し、歳入の約 5 割を占めています。また地方交付税は平成 22 年度に、国県支出金は平成 21 年度に大幅に増額しています。地方債は、毎年 20 億円前後で推移していましたが、平成 26 年度は約 37 億円の増額しています。

歳入（普通会計）の推移

(単位：百万円)

| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 歳入総額 | 38,390 | 38,545 | 39,163 | 38,201 | 42,537 | 43,462 | 43,828 | 43,671 | 46,745 | 48,093 |
| 市税 | 23,201 | 23,677 | 25,035 | 25,453 | 24,606 | 24,129 | 23,767 | 23,480 | 23,627 | 23,959 |
| 地方交付税 | 325 | 187 | 182 | 184 | 283 | 2,051 | 2,394 | 2,616 | 2,261 | 2,133 |
| 国県支出金 | 4,075 | 4,086 | 4,622 | 4,893 | 8,747 | 8,064 | 8,496 | 8,215 | 8,900 | 9,446 |
| 地方債 | 2,411 | 1,946 | 2,126 | 1,554 | 2,291 | 2,669 | 2,380 | 2,515 | 2,905 | 3,709 |



資料：佐倉市財政課まとめ

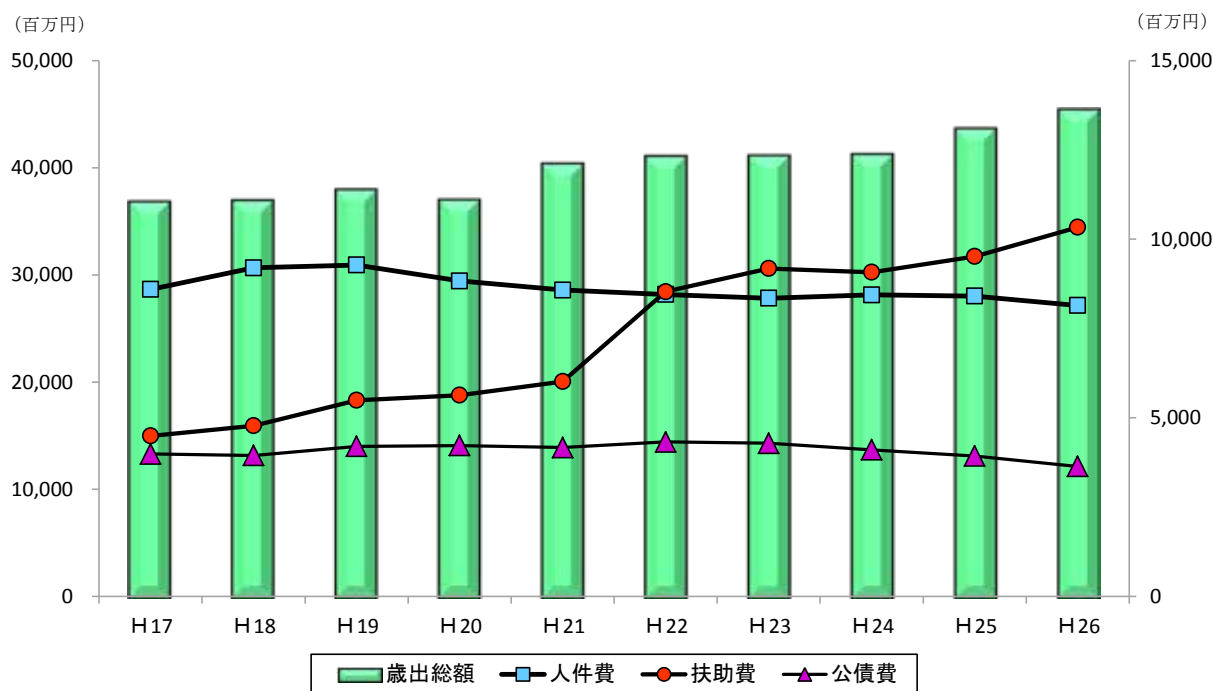
(2) 歳出（普通会計）

本市の歳出は、平成 17 年度～平成 20 年度にかけて 400 億円を割りこんでいましたが、平成 21 年度以降概ね 400 億円を越え増加傾向で推移しており、平成 26 年度には約 454 億円となっています。人件費は、平成 19 年度の約 93 億円をピークに減少傾向にあります。扶助費は平成 22 年度に大幅に増額して、以後増加傾向にあり、平成 26 年度には約 103 億円となっています。公債費は、毎年 40 億円前後で、平成 22 年度以降は減少傾向で推移しています。

歳出（普通会計）の推移

(単位：百万円)

| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 歳出総額 | 36,834 | 36,961 | 37,946 | 37,010 | 40,370 | 41,072 | 41,137 | 41,264 | 43,651 | 45,432 |
| 人件費 | 8,596 | 9,200 | 9,278 | 8,831 | 8,578 | 8,452 | 8,348 | 8,444 | 8,408 | 8,147 |
| 扶助費 | 4,494 | 4,781 | 5,494 | 5,633 | 6,016 | 8,533 | 9,182 | 9,076 | 9,516 | 10,337 |
| 公債費 | 3,987 | 3,949 | 4,201 | 4,224 | 4,170 | 4,328 | 4,289 | 4,106 | 3,933 | 3,640 |



資料：佐倉市財政課まとめ

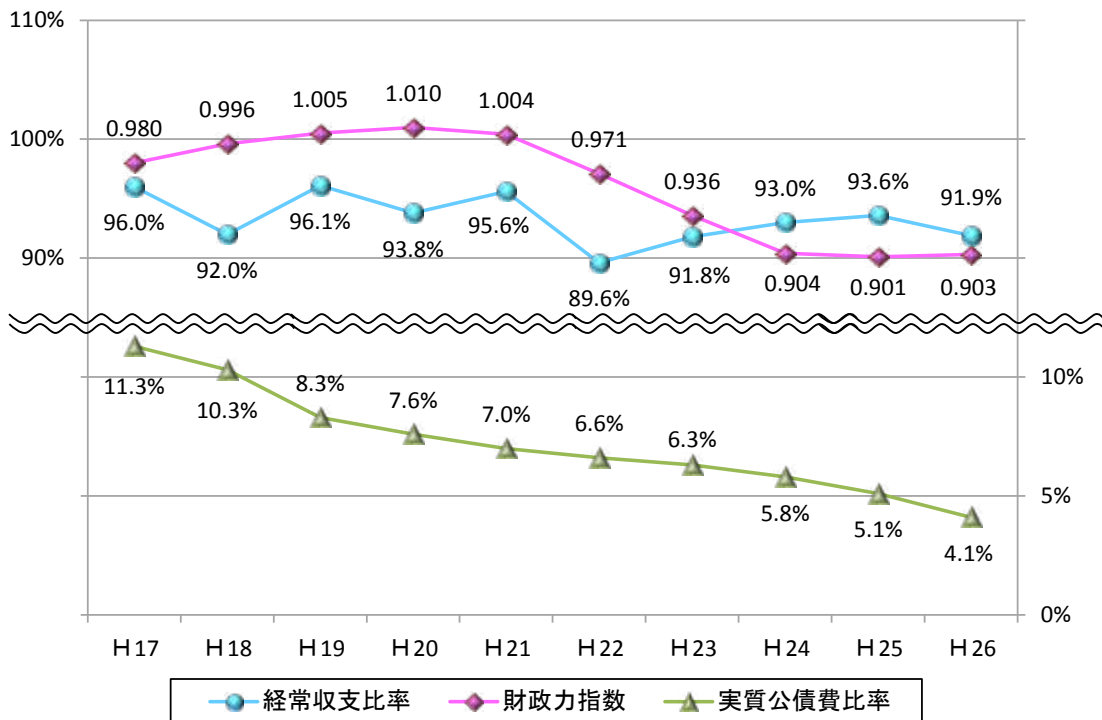
(3) 財政指標

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4つの指標）では、実質赤字比率・連結実質赤字比率・将来負担比率の3指標は、いずれも算定結果がマイナスとなり該当せず、また収入に対する実質的な負債返済の割合を示す実質公債費比率は減少が継続しており、平成20年度以降は4～7%程度で推移し、早期健全化基準である25%を大きく下回るなど、良好な数値を維持しています。

しかしながら、少子高齢化の進行により、一般財源収入のうち固定的な支出（人件費、扶助費、公債費など）の割合を示す経常収支比率は、概ね90%以上で推移しており、弾力的運用のできる財源が少ない状況が続いており、財政の硬直化が進んでいるといえます。

また、財政運営の自主性を示す財政力指数は平成22年以降、1を割りこんでいます。（1を上回ると、普通地方交付税の不交付団体となります）

財政指標の推移



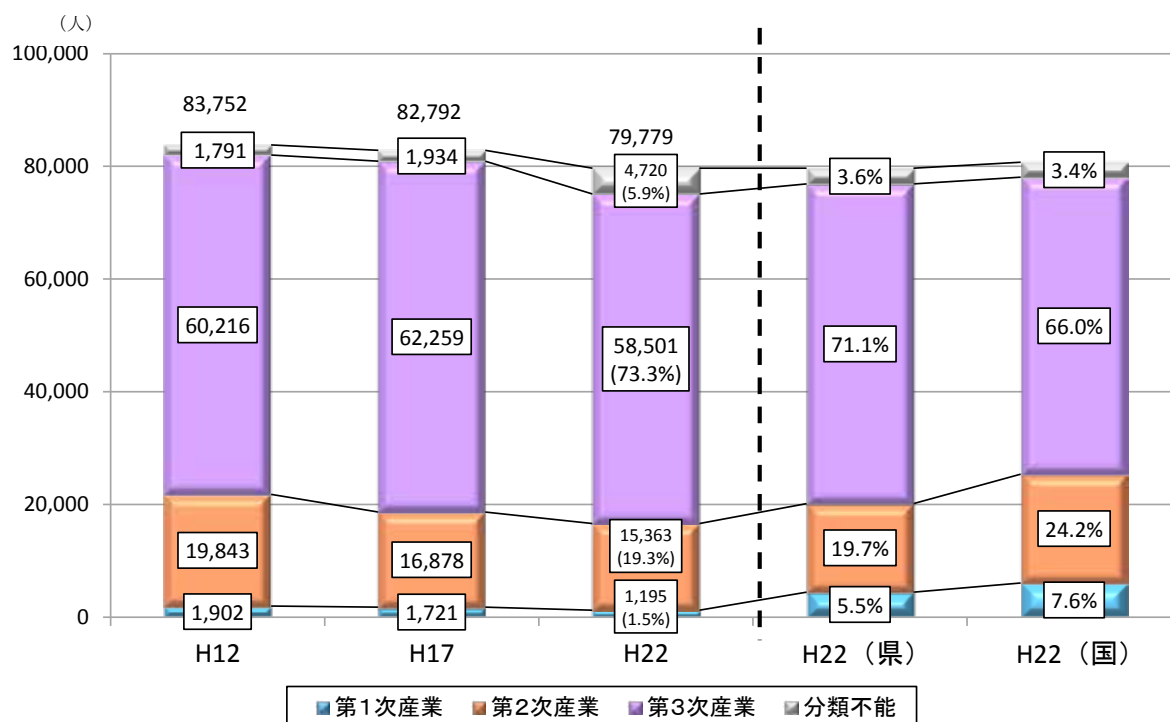
資料：佐倉市財政課まとめ

5 産業構造

(1) 産業別就業人口

国勢調査による平成22年の就業人口は79,779人で、総人口177,928人の44.8%を占めています。産業区分別の内訳は第1次産業が1,195人(就業人口の1.5%)、第2次産業が15,365人(同19.3%)、第3次産業が58,501人(同73.3%)で、第3次産業の就業割合が高くなっています。平成22年の千葉県や全国から比較して、第3次産業就業者の割合が多くなっています。

市内在住者の産業別就業人口の推移

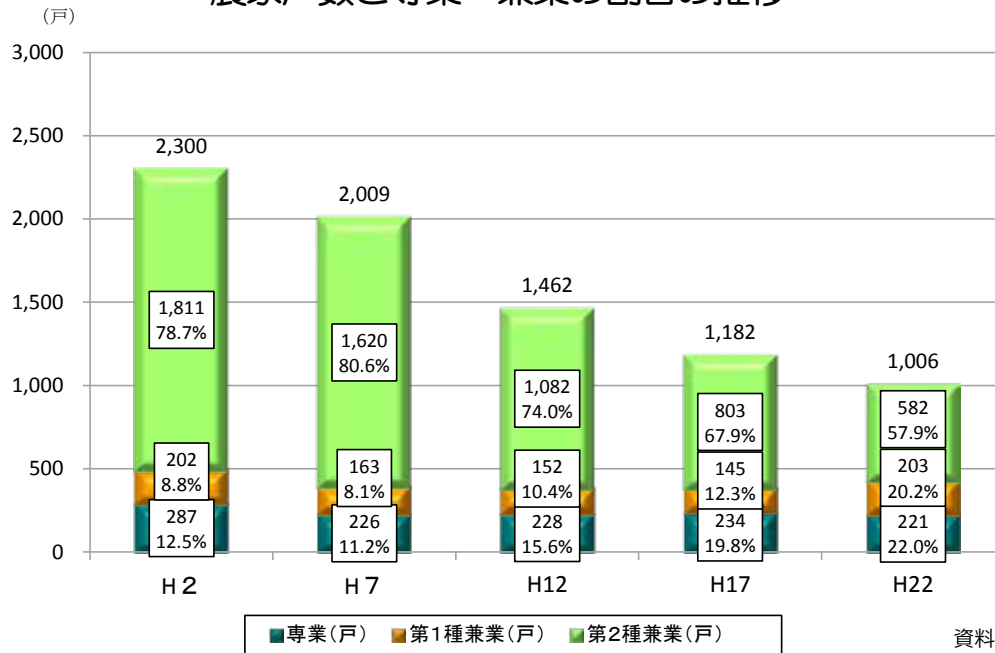


資料：国勢調査

(2) 農業

農林業センサスによると、本市の農家戸数は平成2年から平成22年までに半数以下になっていますが、専業農家戸数は概ね横ばいで、農家全体における割合は増加しています。一方、兼業農家戸数の減少は顕著で、第1種兼業農家戸数と第2種兼業農家戸数の合計は、平成2年から平成22年の間に約61%減少しています。

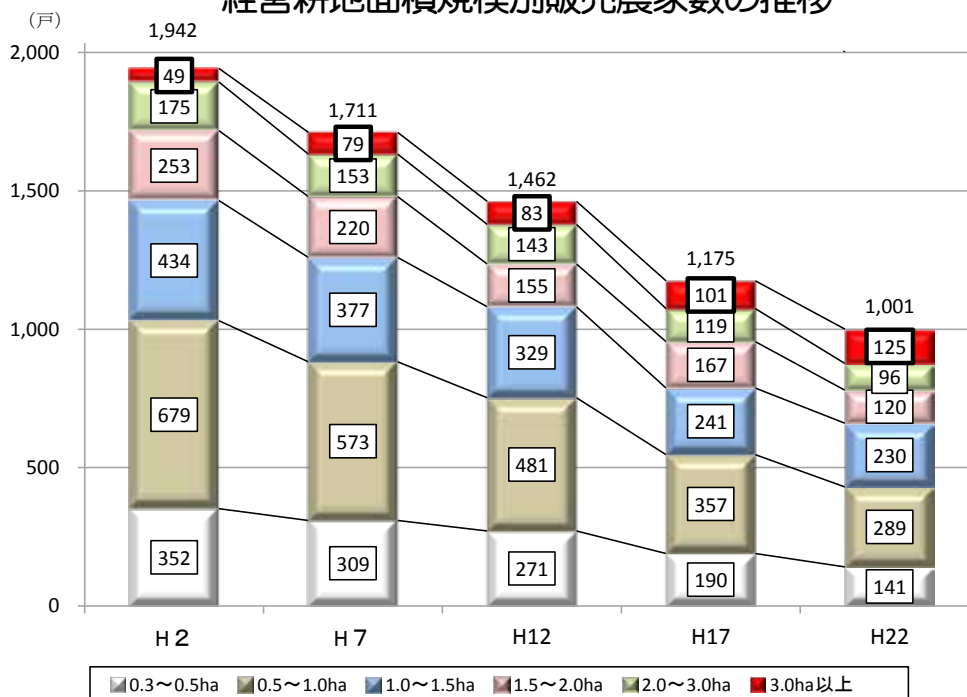
農家戸数と専業・兼業の割合の推移



資料：農業センサス

経営耕地面積規模別に見ると、1ha以下の耕地農家の割合は減少する一方、3ha以上の耕地農家の割合が増加しており、農地の集約化が進んでいます。

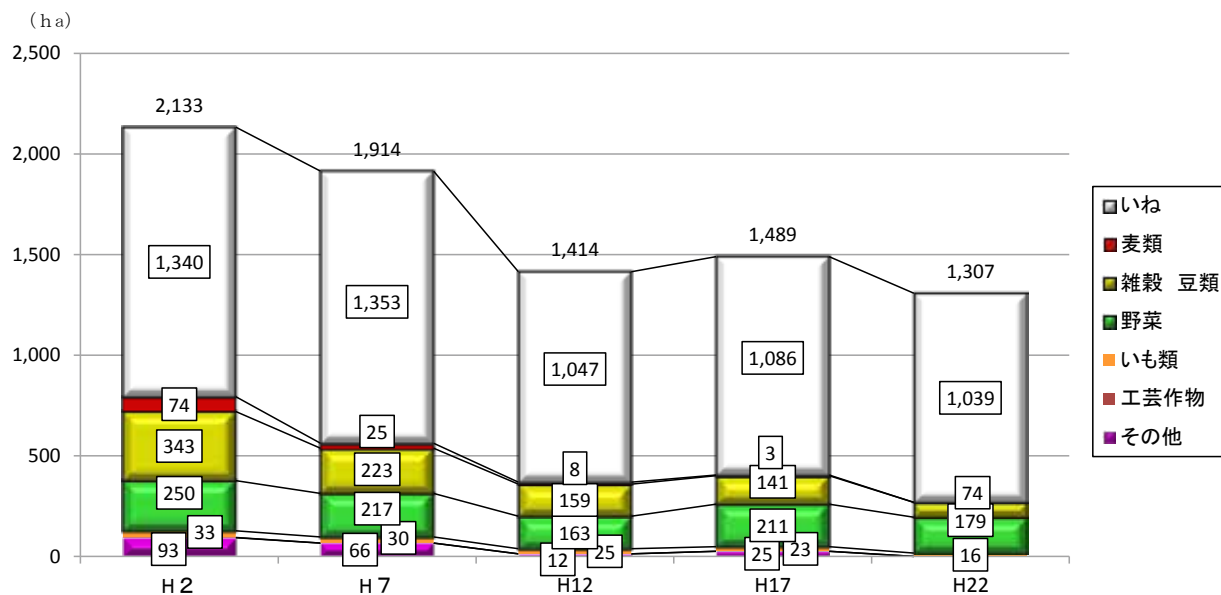
経営耕地面積規模別販売農家数の推移



資料：農業センサス

農作物の類別収穫（栽培）面積は、平成2年から平成22年までに約39%減少しています。特にいねの収穫（栽培）の減少面積が大きく、約300ha減少しています。

農作物の類別収穫（栽培）面積



(注1) 平成22年以降は販売農家の集計。露地栽培のみ。

(注2) 端数処理の関係から、合計と内訳の計が一致しない場合があります。

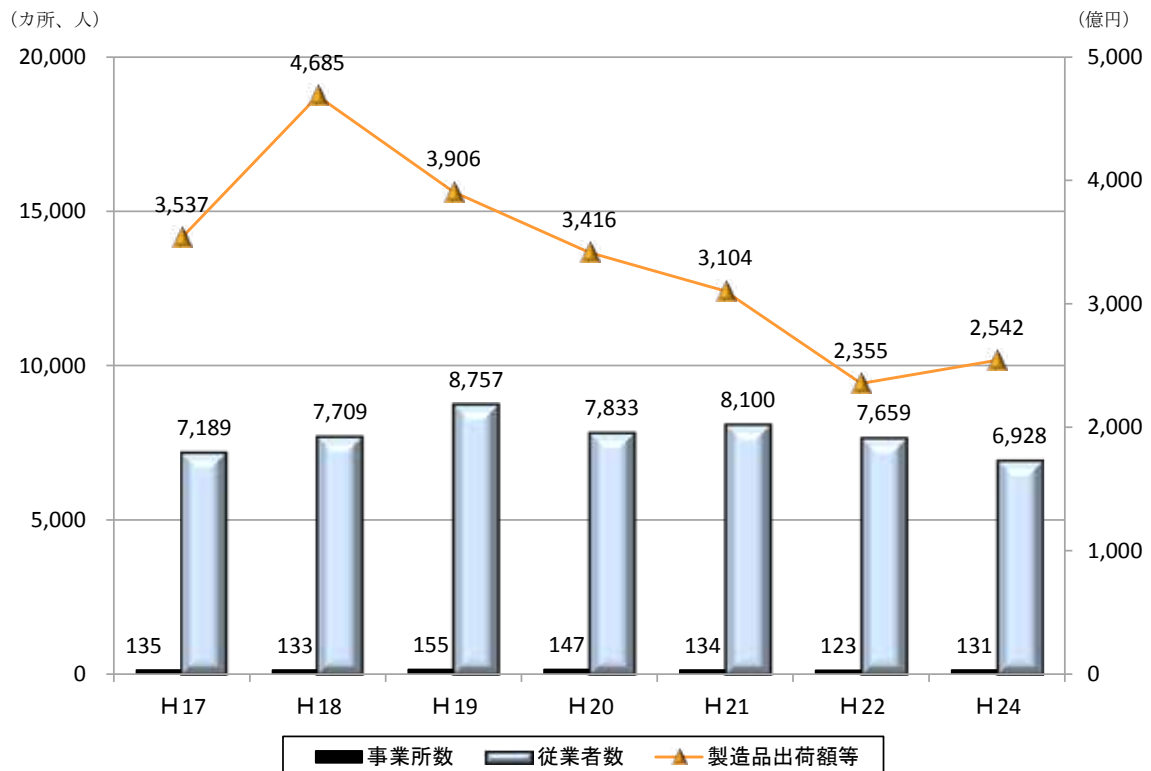


田園風景

(3) 工業

平成 24 年の事業所数は 131 力所、従業者数は 6,928 人、製造品出荷額等は 2,542 億円となっています。事業所数は、平成 19 年に 155 力所となっていますが、それ以外の年は概ね 130 力所で推移しています。従業者数も平成 19 年をピークとして、やや減少傾向がみられます。製造品出荷額等は平成 18 年の 4,685 億円から減少傾向が続き、平成 24 年は若干回復したものの平成 18 年の概ね半分の水準となっています。

事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移



資料：工業統計調査、経済センサス活動調査

(注 1)：従業者 4 人以上の事業所の数値。

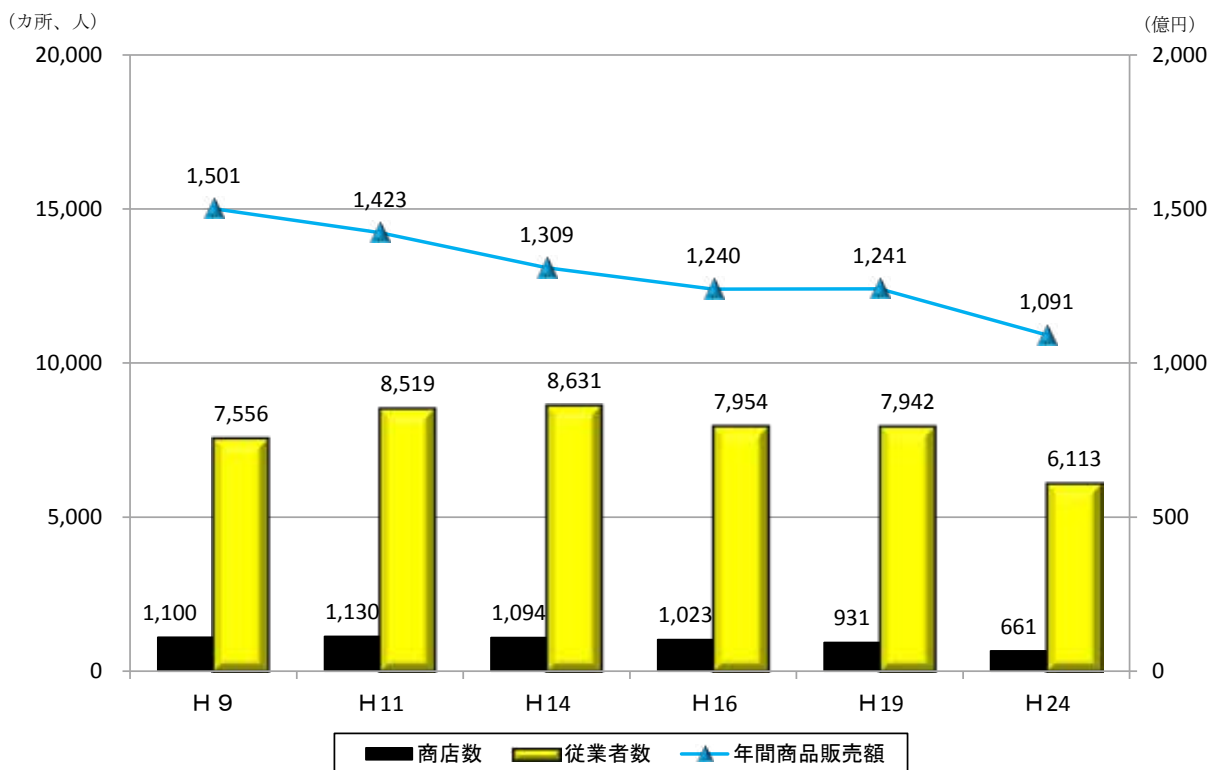
(注 2)：平成 23 年は工業統計調査未実施。

(注 3)：平成 24 年度は経済センサス活動調査の値。

(4) 商業

平成 24 年の商店数は 661 力所、従業者数は 6,113 人、年間商品販売額は 1,091 億円です。これらはいずれも近年減少傾向にあり、特に商店数はピーク時（平成 11 年）の 6 割程度となっています。

商店数・従業者数・年間商品販売額等の推移



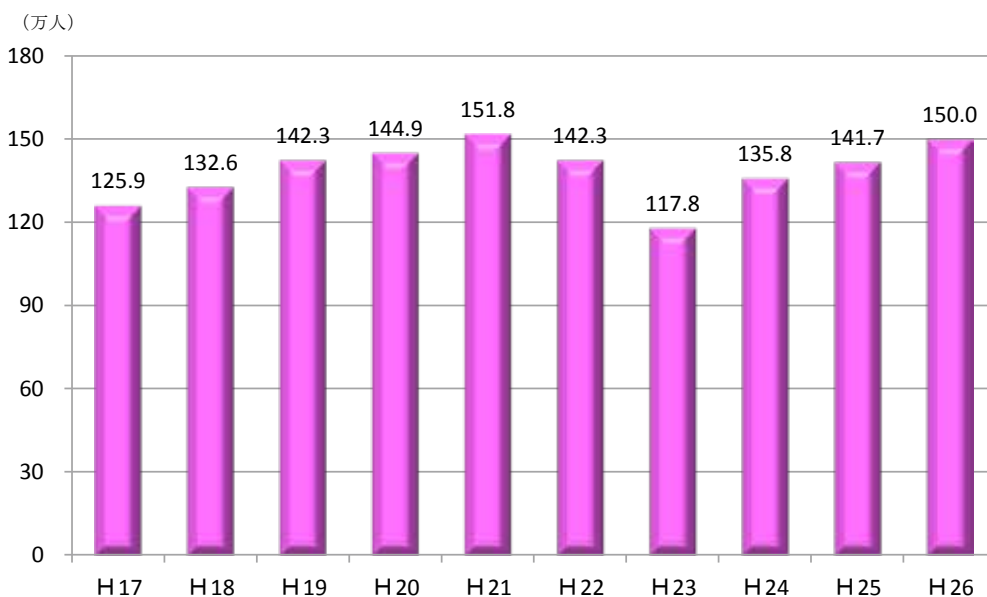
資料：商業統計調査、経済センサス活動調査

(注)：平成 24 年度は経済センサス活動調査の値。

(5) 観光

観光客の年間入り込み数は、平成 21 年の 151.8 万人をピークに、平成 23 年度は震災の影響により大きく落ち込みましたが、平成 26 年には震災以前の水準まで戻っています。

観光客年間入込数



資料：平成 19 年～平成 23 年は千葉県統計年鑑
平成 24 年～平成 26 年は佐倉市統計

(2) 佐倉市の主要課題

1 人口減少、少子高齢化への対応

本市の人口は、これまで緩やかに伸びてきましたが平成 23 年をピークに減少へ転じており、以後わずかずつではあります毎年減少を続けています。

平成 26 年に本市が行った推計によれば、本計画終了年の平成 31 年には平成 26 年比の約 2,000 人減少が予想されるだけでなく、平成 52 年（2040 年）には平成 26 年比の約 36,000 人減少が予想されます。また、総人口の減少だけでなく少子高齢化も進行が予想されており、平成 52 年（2040 年）には総人口の約 4 割が高齢者（65 歳以上）になることが予想されます。

少子化への対策として、本市は保育サービス、学童保育の拡充や小児救急医療の整備、こども医療費助成、病後児保育など子育て環境の整備に努めるとともに、結婚相談や婚活支援イベントなどの結婚支援も推進しています。しかしながら少子化対策はどれか一つの施策を講ずれば効果が表れるわけではなく、総合的かつ長期的に取り組んでいかなければなりません。結婚支援や、子育て・教育環境の充実、親の不安や負担の軽減、安定した雇用、労働環境の整備など、結婚、妊娠・出産、子育て、教育、仕事の各段階に応じた決め細やかな支援を更に行っていく必要があります。また、これらに加え、子育て世代を誘引し、定住を促す取組も必要となっています。

団塊の世代が後期高齢者となり、後期高齢者人口がピークを迎える平成 42 年（2030 年）に向けて、医療や介護の需要がますます増加していくものと予測され、本市の介護保険の要支援・要介護の認定者数も増加していく見通しです。

このような状況から、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、既存の介護サービスのみならず、介護、医療、予防、生活支援、住まいの各種サービスを適切に組み合わせて提供される「地域包括ケアシステム」の更なる構築と介護保険制度の持続可能性の確保を図ることが重要となります。

また、高齢者が地域で心豊かに過ごすため、地域包括支援センターの機能強化を図りつつ、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携の推進、生活支援・介護予防の充実などを進め、全ての世代にとって住み続けたいと思えるまちづくりを、包括的かつ継続的に推進する必要があります。

2 歴史、伝統の継承と活用

寛政 4 年（1792 年）に佐倉藩主堀田正順によって創設された、現在の千葉県立佐倉高等学校の前身である藩校「学問所」が設けられ、学問や武芸が奨励されました。また、藩主堀田正睦の招きを受けた蘭医佐藤泰然が天保 14 年（1843 年）に開いた蘭医学の塾である佐倉順天堂では、西洋医学による治療と同時に医学教育が行われていました。こうした城下町として培われた文武両面にわたる文化、好学のもとに、進取の精神に富み優れた業績を残した先覚者を数多く輩出しました。

価値観が多様化する時代の中であって、市民がより豊かな生き方をするためには、自分たち

が暮らす地域を見直し、愛着を見出すことにより、故郷意識を持つことが大切だと考えています。そのためには、地域の歴史を学び、伝統の継承と活用を行う必要があります。

3 豊かな自然環境の保全と活用

本市は、首都圏近郊の衛星都市として発展してきましたが、緑豊かな自然環境が保全されており、都市と農村が共存して多様なまちづくりを進めている魅力あふれた田園都市です。特に、四季折々に豊かな色彩を見せる印旛沼は、人々に安らぎを与えてくれる憩いの場として市民に愛されています。

また、台地を刻む地形である谷津は、水田、湧水、小川、斜面林などにより構成され、谷津独特の多様な生物の生息地であるとともに、水源や水質浄化、農業の基盤として、人々に恵みをもたらせてきました。

このかけがえのない貴重な自然環境は、本市の主要な景観でもあり、これらの自然環境をできる限り変わらない姿で未来に引き継いでいく必要があります。

しかし、自然環境の保全と活用は、行政の取組だけでは限界があることから、市民、事業者、行政が手を携えていく必要があります。

4 芸術・文化の創出

本市には、市民の好きな場所、紹介したい場所として挙げられる国立歴史民俗博物館や川村記念美術館、市立美術館、塚本美術館、佐倉市民音楽ホールなど多くの芸術拠点が 있습니다。

この芸術拠点においては、国内外の質の高い展覧会や演奏会が、年間を通じて開催され、市内外から多くの方々が訪れています。

また、重要文化財旧堀田邸、武家屋敷、千葉県指定史跡佐倉順天堂記念館などの文化財施設をはじめとして、井野長割遺跡、本佐倉城などの国指定史跡など、多くの指定・登録文化財を有しています。

これらの博物館、美術館、文化財施設、史跡などは、市民の手が届く範囲にある貴重な教育資源であるとともに、観光資源としても保存・活用の場が広がっています。

今後は、これら文化芸術の拠点を更に活用し、文化活動を支援するとともに、すぐれた芸術に触れる機会を増やし、新たな文化・芸術が創造される環境を作る必要があります。

5 安心して暮らせるまちづくり

市民の生命と財産を守ることは、自治体の重要な課題であり、災害に強く犯罪や交通事故の少ない、市民が安心して暮らせるまちづくりが求められています。

東日本大震災以降、想定外の災害が毎年全国的に発生しており、大規模災害にあっては行政による対策・対応だけでなく、市民一人ひとりや地域が助かり助け合うための防災意識の向上や対策に取り組む必要があります。

また、本市における犯罪発生件数は近年減少傾向ですが、子どもや高齢者が被害にあう凶悪犯罪が近年全国的に多発しており、市民の安全な生活を確保するために、防犯活動の強化が急

務となっています。

今後、既存施設などの耐震化施策を計画的に進め、災害などを想定して消防署をはじめとする防災関連機関との連携強化を図るなどの防災対策や、警察署などをはじめとする防犯関連機関との連携強化を図るなどの防犯対策に努める必要があります。こうした行政としての体制強化だけでなく、地域の自主防災組織、自主防犯活動の支援、地域防災の担い手である防災リーダーの育成など、地域住民主体の自主的な活動を促進し、誰もが住み慣れた地域で住み続けられるよう、市民・地域・行政が一体となって安全安心なまちづくりに努める必要があります。

6 地域産業の発展、交通網の充実、近隣市町との連携

市民の日常の暮らしを支える地域産業の発展及び交通網の充実を図ることは、地域経済の活性化や地域全体の活力向上、日常生活の利便性の確保につながる重要な課題です。

本市は、首都圏近郊という立地条件を活かし、商工業や農業などの地域産業の発展に努めるとともに、市民の通勤、通学、買い物などにおける交通の確保に努めてきました。今後も、豊かな市民生活を支える地域の活力を向上させるため、従来からの地域産業の更なる充実や新しい産業振興に取り組むとともに、高齢社会における日常生活の利便性を向上させる交通網の充実に取り組む必要があります。

更に、近隣市町においては、平成 22 年 7 月に開業した成田スカイアクセス、成田国際空港及び周辺の集客施設、圏央道などの延伸などにより、地域経済の活性化が見込まれることから、本市においても近隣市町との連携を強化する必要があります。

7 財政基盤の強化

人口減少、少子高齢化、地方分権の進展などにより、今後、本市の財政を取り巻く環境はますます厳しい状況となることが予測されます。本市の財政状況は、地方税や交付税などの一般財源の歳入に合わせた財政規模となっていますが、社会保障経費等の増大により経常収支比率が高くなっていることから、様々な施策展開を行うために十分な財源が確保できている状況ではありません。

これを踏まえ、平成 25 年より本市は第 5 次行政改革に取り組んでおり、その中で財政基盤の強化についても取組を進めています。

今後も、本市の歴史、自然、文化を基軸とした地域経済の活性化による雇用機会を確保し、安定的な財源確保に努めるとともに、本市の持つ地域資源を活用した新たな産業の創造など、新しい財源確保に努める必要があります。

8 市民協働によるまちづくりの推進

少子高齢化、核家族化の進行、地域住民相互のつながりの希薄化、東日本大震災を教訓とした災害対策の転換などに伴い、私たちを取り巻く環境は、今、大きく変化しており、市民一人ひとりの公共サービスへのニーズもこれまで以上に多様化、複雑化しています。

これまで公共サービスは、その多くを行政が担ってきましたが、社会環境の変化や市民二一

ズなどの質的变化に対しきめ細かな対応が求められる今日、従来の行政の公平性や平等性を原則とした画一的なサービスでは限界があります。

一方で、自発性・自主性に基づく市民活動は、必要なところから、身近なところから、できるところから、どこからでも取り組むことができます。

このようなことから、これからの公共サービスは、行政主導で進めていくのではなく、支える人、支えられる人という構図から誰もが支え、支えられる社会を目指し、市民、行政の相互理解と連携、協働で進めていくことが重要となります。

9 住宅・住環境の改善

住まいの根本は、暮らしと安全・安心を実現するために市民個々が慈しみ育ててきた自身の住まいの価値を、維持・増強することです。長年にわたり快適な生活を送るためには、居住する住宅そのものの性能を高めることや、適正な維持管理を行う必要があります。また、人々が生活を営む地域社会において、隣近所同士の人のつながりを深め、地域における見守りや助け合い精神を育むことは大変重要です。そのため子どもから高齢者まで、多様な世代が集まり暮らす地域社会において、どの世代も暮らしやすいと感じる周辺環境の整備が必要となります。空き家の有効利用を含めた住宅ストックと、消費者のニーズをマッチングさせるための適切な情報提供の仕組みやそのための施策検討が必要であり、人口減少と、これに伴う税収の減少が予見される中で、交流人口・定住人口の維持、増加を図っていくためには、それぞれの地域特性を把握した施策を展開する必要があります。

10 公共施設等の老朽化対策

過去に建設された公共施設等が今後大量に更新時期を迎える一方で、財政状況は依然として厳しい状況にあります。また、人口減少・少子高齢化などにより今後の公共施設等の利用需要も変化しています。

このような背景をもとに、公共施設等の全体を把握した上で、長期的な視点をもった、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に進めることにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが求められています。

したがって、今後とも安全で継続的な施設サービスを確保するためには、佐倉市が所有する道路・橋梁・上下水道などのインフラを含む全ての公共施設等を対象にした「佐倉市公共施設等総合管理計画」の策定を通じて、公共施設等の現況及び将来の利用需要の見通しを整理する中で、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を確立し、持続可能な公共施設の最適化を目指す必要があります。

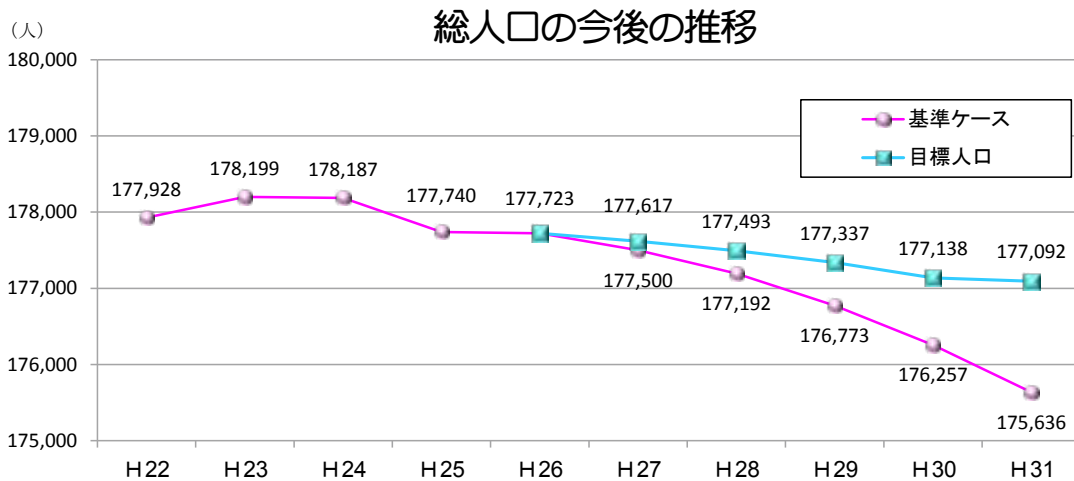
(3) 今後の見通し

1 人口の見通し

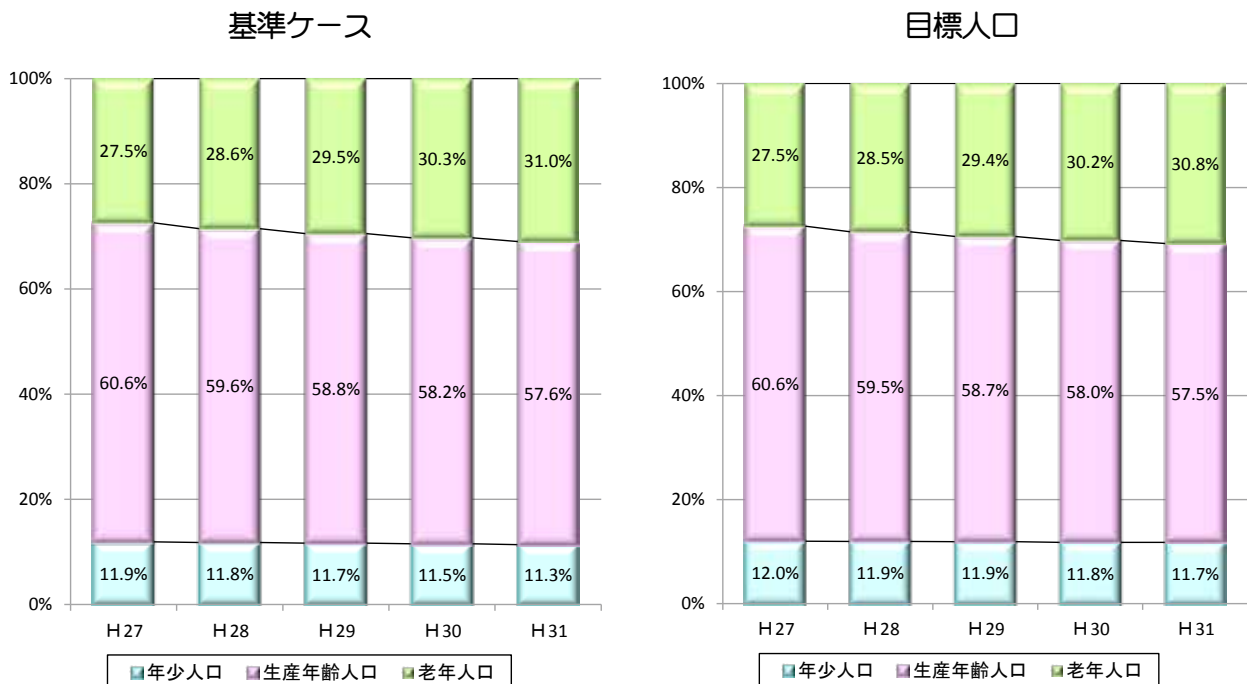
本市の人口の減少局面は、今後も継続することが予測され、平成26年度までの人口推移が継続した場合（基準ケース）、本計画期間の最終年度の平成31年度には、総人口のピークとなった平成23年度の178,199人から約2,600人減少すると思われます。これに対し、佐倉市人口ビジョン（平成27年10月策定）において、出生や転入出に対して施策の効果が最も有効に働いたケース（目標人口）において、平成31年度に177,092人となる推計をしており、本市はその目標に向けて施策を推進することとしています。

一方、年齢3区分別人口で見ると、施策効果があった場合においても、高齢化率は3割を超えるものと予想されます。

※目標人口のケースにおいては、平成31年度に20～30代の転出超過がゼロになる、平成72年度（2060年）に合計特殊出生率が2.38まで段階的に上昇することを仮定しています。



年齢3区分別人口構成比の今後の推移



2 財政の見通し

基準ケースに基づき今後の財政推計を行ったところ、今後の歳入については、国・県支出金や地方債の圧縮を見込むものの、消費税の改正に伴う交付金などの一般会計の増加が見込まれるため、歳入全体としては増加が予想されます。また、今後の歳出については、公債費の圧縮は見込まれるものの、社会保障関連の扶助費や社会資本整備に係る投資的経費の増加を見込むため、歳出全体としては増加が予想されます。

(単位：百万円)

歳入

| | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 計 |
|---------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 市税 | 23,578 | 23,702 | 23,286 | 23,437 | 94,003 |
| 地方交付税 | 2,080 | 2,080 | 2,080 | 2,080 | 8,320 |
| その他一般財源 | 3,476 | 3,476 | 4,176 | 4,176 | 15,304 |
| 一般財源 計 | 29,134 | 29,258 | 29,542 | 29,693 | 117,627 |
| 負担金・分担金 | 301 | 302 | 301 | 301 | 1,205 |
| 使用料・手数料 | 979 | 1,011 | 1,011 | 1,011 | 4,012 |
| 国・県支出金 | 9,788 | 9,646 | 9,566 | 9,600 | 38,600 |
| 繰入金 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 4,800 |
| 繰越金 | 2,324 | 2,903 | 2,607 | 2,884 | 10,719 |
| 地方債 | 3,842 | 3,414 | 3,374 | 3,571 | 14,201 |
| その他 | 454 | 454 | 454 | 350 | 1,712 |
| 歳入 計 | 48,022 | 48,188 | 48,055 | 48,610 | 192,876 |

歳出

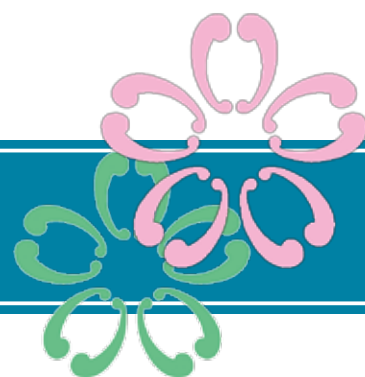
(単位：百万円)

| | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 計 |
|----------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 人件費 | 8,317 | 8,375 | 8,409 | 8,372 | 33,473 |
| 扶助費 | 11,038 | 11,158 | 11,288 | 11,520 | 45,004 |
| 公債費 | 3,131 | 3,056 | 2,828 | 2,789 | 11,804 |
| 義務的経費 計 | 22,486 | 22,589 | 22,525 | 22,681 | 90,281 |
| 物件費 | 7,136 | 7,092 | 7,105 | 7,139 | 28,472 |
| 維持補修費 | 373 | 373 | 373 | 373 | 1,492 |
| 補助費 | 4,928 | 4,943 | 4,900 | 4,860 | 19,631 |
| 繰出金（経常的） | 4,494 | 4,578 | 4,636 | 4,648 | 18,356 |
| 経常経費 計 | 16,932 | 16,986 | 17,014 | 17,019 | 67,951 |
| 積立金 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 4,000 |
| 投資的経費 | 4,299 | 4,606 | 4,232 | 4,762 | 17,899 |
| その他 | 400 | 398 | 398 | 398 | 1,594 |
| 歳出 計 | 45,117 | 45,579 | 45,169 | 45,860 | 181,725 |

(注1) 基準ケースの人口の見通しによる推計。

(注2) 端数処理の関係から、合計と内訳の計が一致しない場合があります。

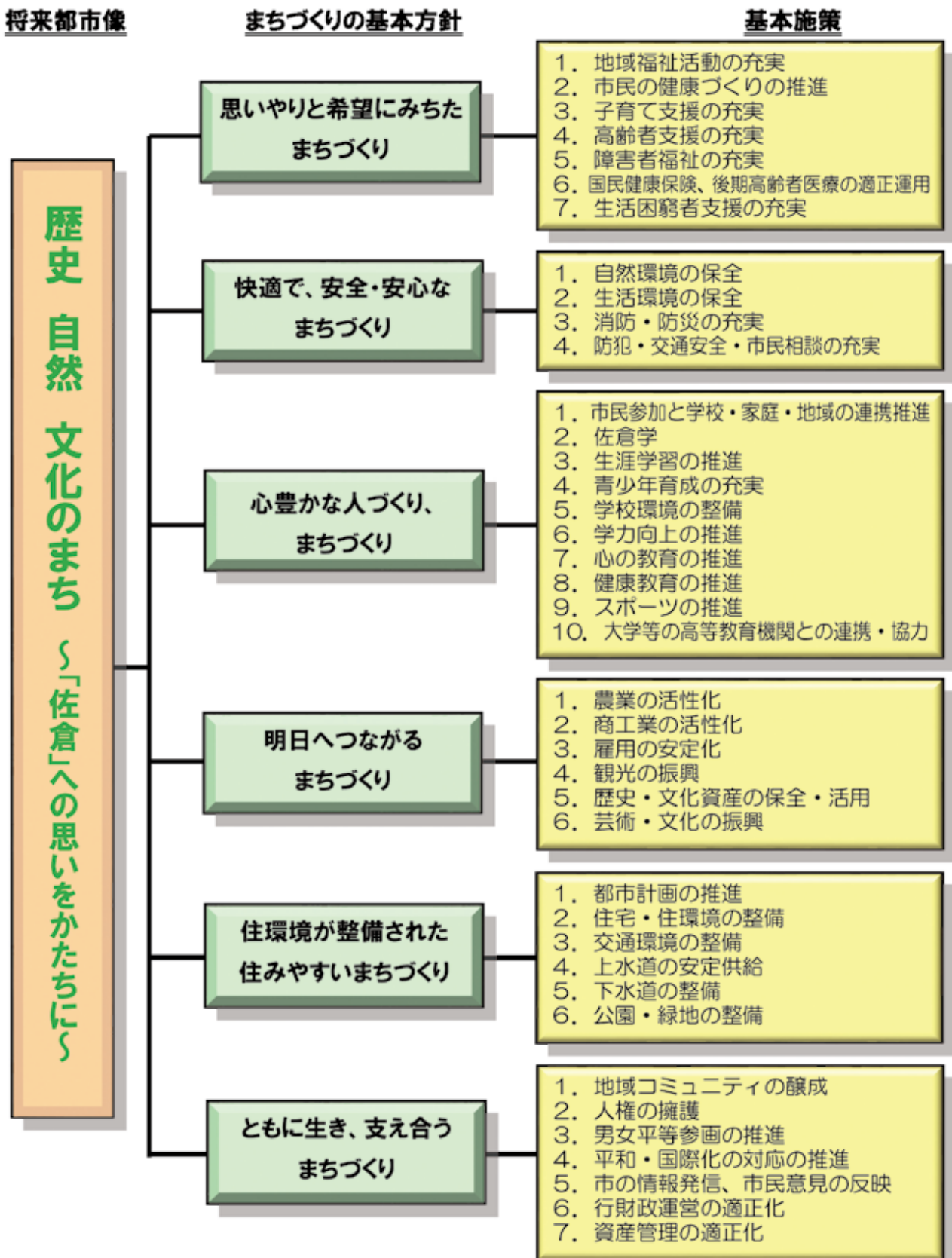
Ⅱ 分野別計画



1 計画の体系

第4次総合計画では、将来都市像『歴史 自然 文化のまち ～「佐倉」への思いをかたち～』の実現を目指し、6つのまちづくりの基本方針のもと、施策の推進を図ります。

体系図



計画の体系

2 重点施策

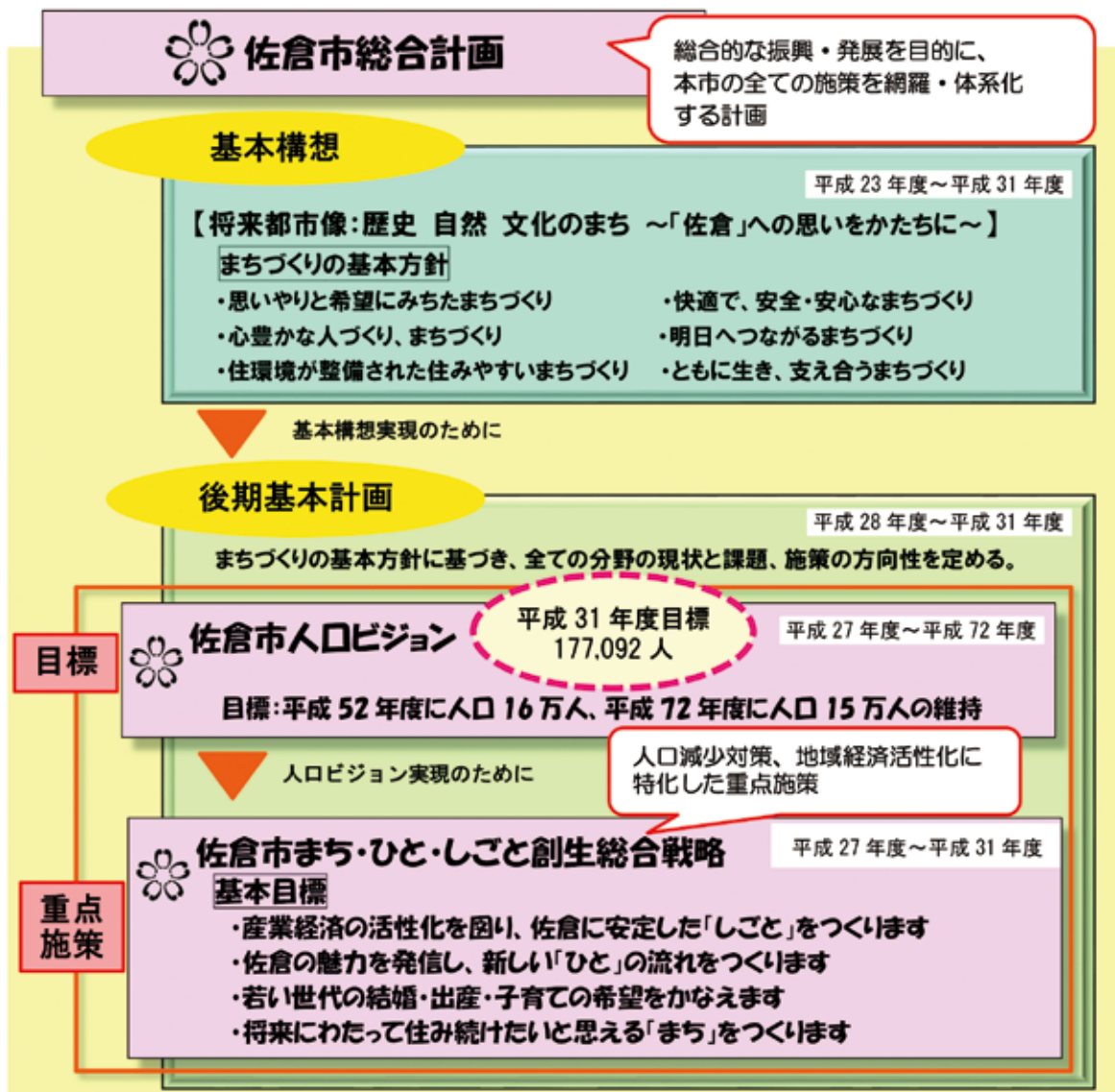
(1) 課題解決に向けた取組

本市が直面している主要課題は、序論において整理した佐倉市の主要課題ですが、特に「人口減少、少子高齢化への対応」は、他の主要課題と密接に関わっているととも、それら主要課題解決の糸口にもなり得る、重要かつ喫緊の課題と考えられます。

これに対し、本計画と同時期に策定された「佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年 10 月策定）」は、人口減少や少子高齢化など、本計画と同様の課題認識に基づきながら、それらの解決につながる方策に特化した計画となっており、本計画のリーディングプロジェクトともいえる内容となっています。

以上のことから、「佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に定める施策を、本計画の重点施策として位置付け、その積極的な推進を図ります。

総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の関連図



重点施策

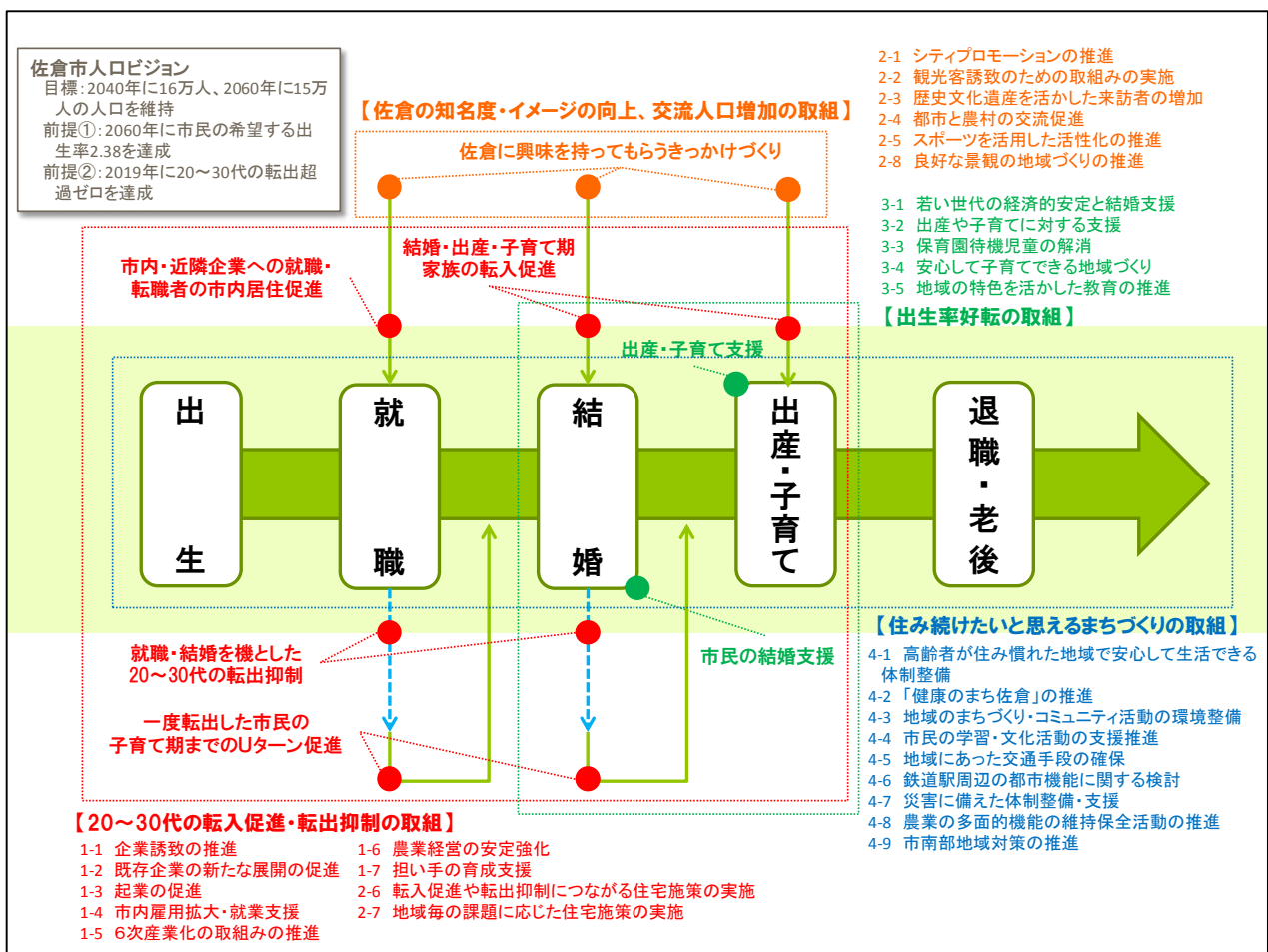
(2) 重点施策のねらい

重点施策（総合戦略施策）は、人口ビジョンにおける将来人口の目標水準（平成52年（2040年）16万人、平成72年（2060年）15万人の人口維持）を実現するために、市民のライフステージと多様な地域性に着目した取組を進めます。

1 市民のライフステージに焦点をあてた取組

市民の人生は「出生」→「就職」→「結婚」→「出産・子育て」→「退職・老後」の5つのライフステージに分かれているととらえ、その各ステージに焦点を当てた取組を行うことで、「出生率の好転」「20～30代の転出超過の抑制」を進めます。

重点施策の展開イメージ図

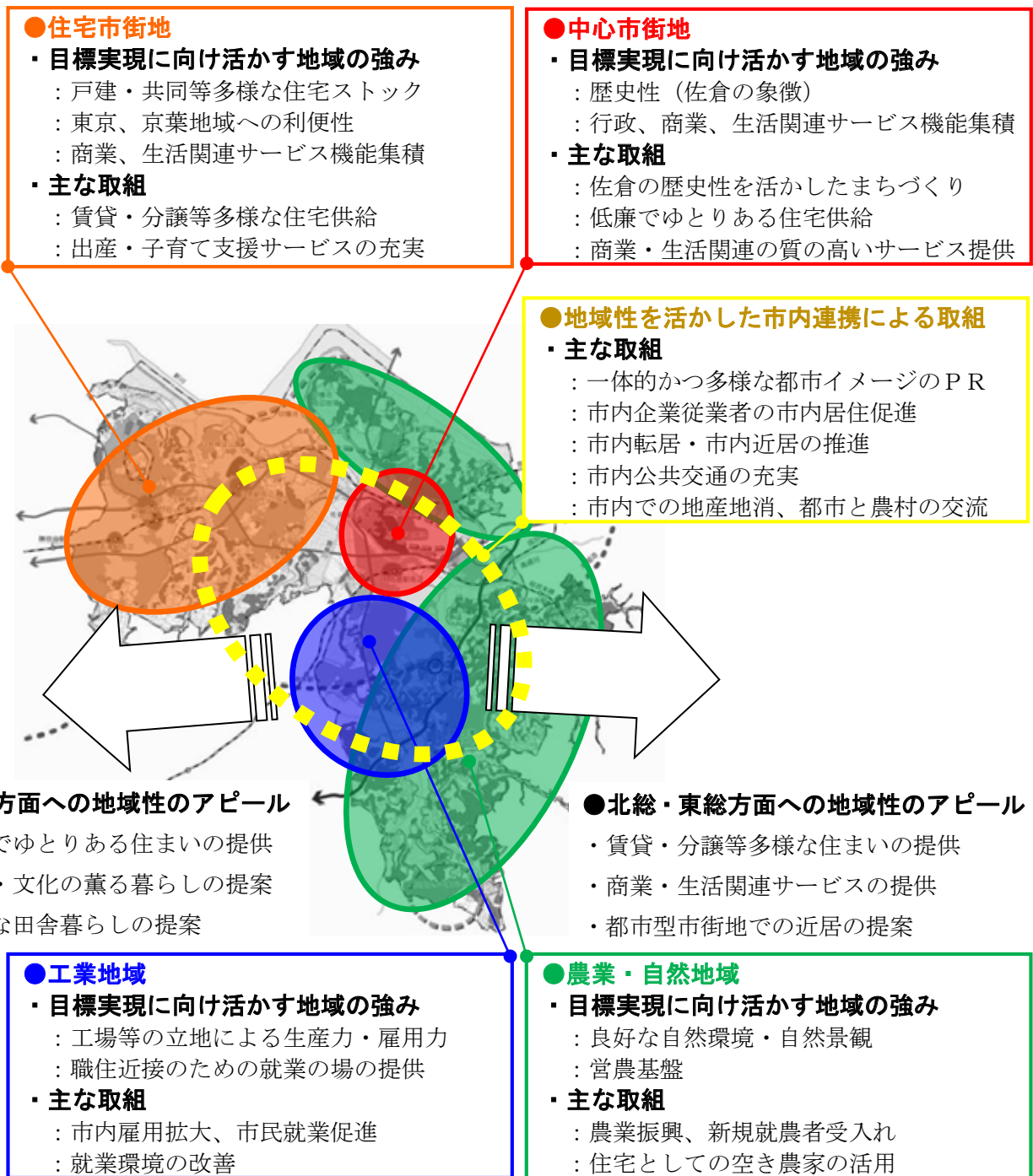


2 本市の地域性を活かした個性ある取組

本市は、佐倉地域における「中心市街地」と志津・ユーカリが丘などにおける「住宅市街地」、「工業地域」、「農業・自然地域」の4つの地域に分かれ、それぞれに総合戦略の目標実現に向け活かすべき地域の強みを有していることから、それぞれの地域の強みを活かした取組、それぞれの地域が連携した取組を行うことで、本市の魅力をより高めます。

また、本市の魅力の市外へのアピールは、都市と農村の中間に位置する本市の特性を考慮し、「対東京・京葉地域向け」「対北総・東総地域向け」に分けて行います。

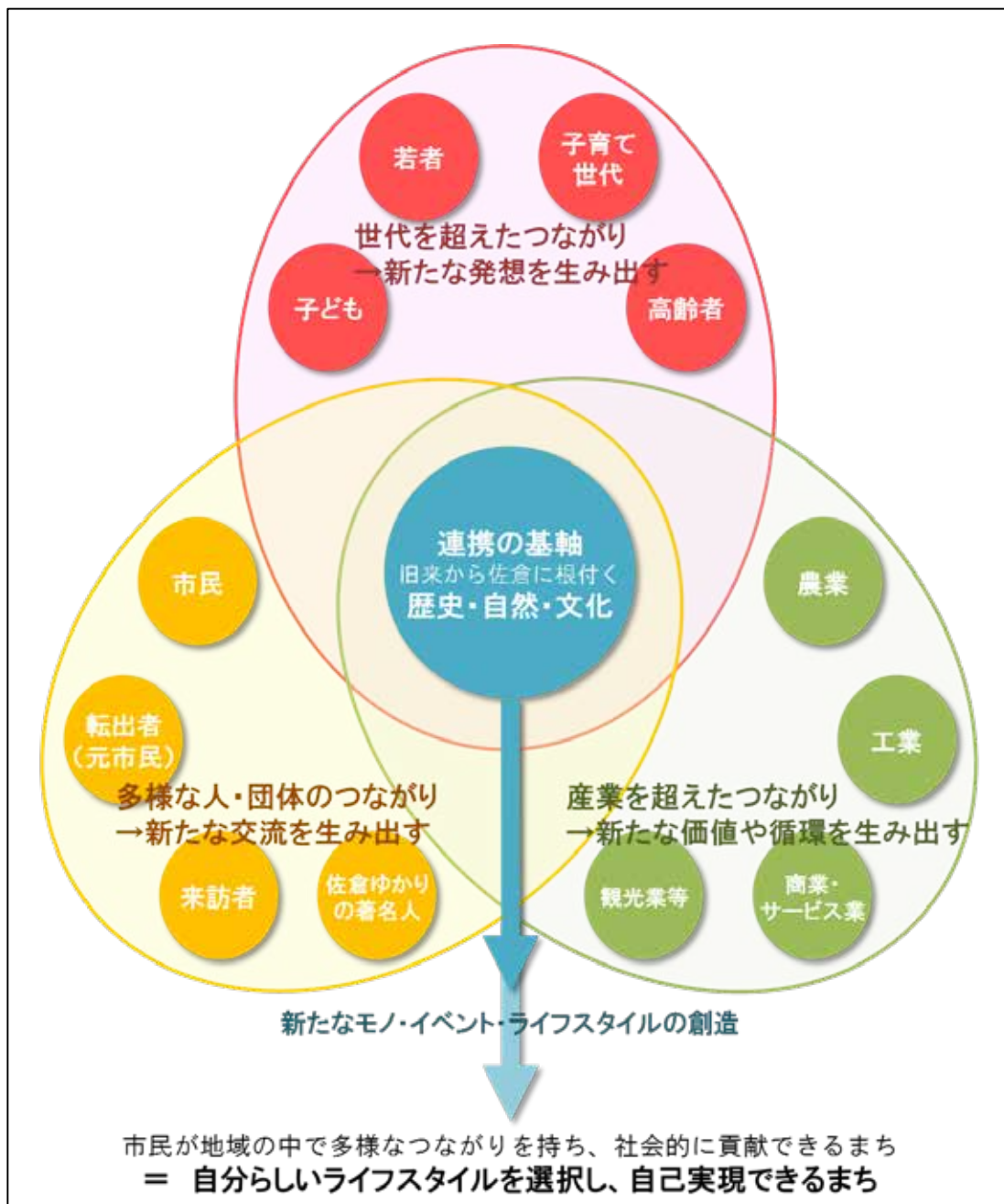
多様な地域性を活かした取組のイメージ図



重点施策

- 3 歴史・自然・文化を基軸とした協力・連携により新たな交流や価値などを生み出す取組
- 本市には、旧来から根付く歴史・自然・文化に加え、多様な人材という豊富な資源があります。これら多様な人材が、歴史・自然・文化を機軸として協力・連携する（＝つながる）ことにより、新たな交流や価値などを生み出すため、「子どもから高齢者までの世代を超えたつながり」、「市民、転出者（元市民）や来訪客、佐倉ゆかりの著名人などとのつながり」、「市内各地域や産業（生業）を超えたつながり」に着目し、垣根を越えた取組を進めます。
- これにより、歴史・自然・文化を基軸とした新たなモノやイベント、ライフスタイルの創造につなげるとともに、市民が地域の中で多様なつながりを持ち、社会的に貢献できるまち、すなわち「自分らしいライフスタイルを選択し、自己実現できるまち」を目指します。

資源のつながりにより新たな交流や価値を生み出す取組のイメージ



(3) 重点施策の内容

重点施策（総合戦略施策）の具体的内容は、以下の通りです。

1 産業経済の活性化を図り、佐倉に安定した「しごと」をつくります

(1) 企業誘致の推進

地域経済を活性化させるとともに、人口の維持・増加につながる市民の安定した雇用を創出するため、市外からの立地企業に対する支援や市の誘致体制の整備等を図り、企業誘致を推進します。

| 具体的事業 |
|--|
| 市の立地条件や優位性、産業用地の条件などに関する情報発信とセールス活動の実施 |
| 企業誘致助成制度の拡充／市庁内誘致体制整備 |
| 企業誘致助成制度による工業団地や佐倉インターチェンジ周辺、国道 51 号沿いなどにおける工場や流通業務施設などの誘致促進 |
| 新たな産業用地の開発に向けた調査及び検討 |

(2) 既存企業の新たな展開の促進

既存企業の撤退や事業規模縮小を防ぎ、引き続き市民の安定した雇用を確保するために、その新たな事業展開に必要な支援を行います。

| 具体的事業 |
|------------------------------|
| 既存企業の事業拡大や施設拡充に対する支援 |
| 市内工業団地立地企業の今後の展開などに係る意向調査の実施 |

(3) 起業の促進

地域経済の活性化及び雇用の創出を促進するために、起業者に対して技術的かつ経済的な支援を行います。また、商店街の空き店舗などにおける起業を促進することで、商店街の活性化も併せて図ります。

| 具体的事業 |
|------------------------------|
| 起業者に対する経営アドバイスや講座の開催、融資などの支援 |
| 「商店街空き店舗等出店促進補助金」の活用による起業支援 |
| インキュベーション施設の設置に係る検討 |

(4)市内雇用拡大・就業支援

市民の身近な就業機会を確保するため、市内企業の市内雇用拡大を支援します。また、市民の市内及び近隣市への就職を促し、転出を抑制していくために、就業に関する情報提供や説明会、相談会、講座などを実施します。

| 具体的事業 |
|------------------------|
| 市内企業に対する市内雇用拡大に向けた支援 |
| 本市を中心とした求人情報提供、職業相談、紹介 |
| 子育てお母さんの再就職支援（講座など） |
| 中高年等の就業支援（講座など） |

(5)6次産業化の取組の推進

6次産業化により付加価値の高い商品の開発に取り組みブランド化を推進するとともに、地域で生産された安全・安心な農畜産物の「地産地消」を推進します。

| 具体的事業 |
|------------------------------------|
| 総合化事業計画の認定支援 |
| 農畜産物の高付加価値化や新商品の開発、生産又は需要の開拓などへの支援 |
| 地域農畜産物の市内消費拡大の推進 |

(6)農業経営の安定強化

農業経営の強化及び生産性の向上を図るため、農地の利用集積や農業用施設の適切な維持管理に努めるとともに、生産基盤の有効活用を図ります。

| 具体的事業 |
|------------------------|
| 農地利用集積による経営規模拡大の支援 |
| 生産・流通の効率化・低コスト化の支援 |
| 水田フル活用の支援（飼料用米やWCSの推進） |
| 耕畜連携による収益性向上の支援 |

(7)担い手の育成支援

農業を持続し、農家人口を維持していくために、新規就農者の受入れや後継者育成の環境を整え、担い手の確保・育成に努めます。

| 具体的事業 |
|-----------------------|
| 新規就農支援（営農・生活の両面からの支援） |
| 後継者の育成支援（認定農業者への認定支援） |

2 佐倉の魅力発信し、新しい「ひと」の流れを作ります

(1) シティプロモーションの推進

定住・交流人口の増加を図るため、本市の知名度を高めるとともに、市内外のターゲットに向けた効果的かつ戦略的な情報発信を推進します。

| 具体的事業 |
|--|
| 各種メディアへの積極的な売り込みやロケの受入れによる佐倉のイメージアップとブランド力の強化 |
| 定住パンフレットの作成・配架／佐倉市のブランド化、魅力発掘に繋がる事業の実施 |
| 定住・交流人口増加のためのイベントの開催（パンフレットの配布、物産・農産物のPR、移住・就農相談などの実施） |

(2) 観光客誘致のための取組の実施

転入促進に加え、本市を訪れる交流人口の増加、本市の知名度やイメージの向上のため、各種メディアを活用して観光情報を発信するとともに、人々を惹きつける観光イベントなどを定期的・継続的に開催します。また、花を活用したイベントを充実するとともに、印旛沼周辺地域の更なる魅力の向上を図ります。

| 具体的事業 |
|---|
| 観光案内所やインターネット、各種メディアを活用した観光情報（多言語によるものを含む）の発信 |
| 観光イベントの開催や各種観光企画事業などに対する支援 |
| 花を活用したイベントの充実 |
| 「印旛沼周辺地域の活性化推進プラン」に基づく印旛沼周辺地域の整備推進（印旛沼周辺における観光拠点の回遊性の向上を含む） |
| 観光振興に関する調査及び事業の実施 |
| 佐倉にゆかりのあるアニメ・漫画などを活用した観光客増加策の実施 |

(3) 歴史文化遺産を活かした来訪者の増加

本市は、近隣市町の中でも、歴史文化遺産が豊富に存在しています。これらを資産として活用し周知するイベントなどを行い、本市の知名度を高めるとともに、交流人口の増加を図ります。

| 具体的事業 |
|----------------------------------|
| 歴史文化遺産を回遊できる事業の実施、誘致及び支援（新町周辺など） |
| HP・リーフレットなどを通じた「歴史のまち佐倉」の情報発信 |

(4)都市と農村の交流促進

都市住民が、自然とふれあいながら農業体験を楽しむ機会を提供します。

| 具体的事業 |
|--------------------|
| 農業体験農園など都市と農村の交流促進 |
| 農業や農地を活かした交流活動の推進 |

(5)スポーツを活用した活性化の推進

長嶋茂雄少年野球教室など近年のスポーツ振興の取組により、「スポーツのまち佐倉」のイメージが定着しつつあることから、岩名運動公園などを活用したスポーツに関するイベントなどを充実し、本市の知名度を高めるとともに、スポーツを通じたまちの活性化を図ります。

| 具体的事業 |
|------------------------|
| 岩名運動公園などを活用したイベントなどの開催 |

(6)転入促進や転出抑制につながる住宅施策の実施

若者世帯などの市内への転入を促進するとともに、その市外への転出を抑制するため、また、子育て支援や高齢者の見守り支援のため、親世帯との同居・近居のための住み替えを支援します。また、空き家の利活用を促進し、定住人口の増加を図るため、中古住宅のリフォームを支援するとともに、空き家情報を収集し、市内外へ発信します。併せて、農家住宅への居住ニーズに対応した情報収集・発信により、農村部における人口減少の抑制に努めます。

| 具体的事業 |
|------------------------|
| 若者世帯などの親との近居・同居の住み替え支援 |
| 中古住宅リフォーム支援事業 |
| 空き家などを活用した移住者支援 |

(7)地域毎の課題に応じた住宅施策の実施

地域毎の課題に的確に対応し、住まいとまちの価値を維持向上していくため、地域活性化につながる住宅施策を推進します。

| 具体的事業 |
|------------------------------|
| 団地再生モデル事業など地域活性化につながる住宅施策の推進 |

(8)良好な景観の地域づくりの推進

「佐倉市のイメージ」を高め、定住・交流人口の増加を図るため、豊かなみどりや歴史・文化を活かした、佐倉の個性あふれる景観の形成を進めます。

| 具体的事業 |
|--------------------|
| 景観に関わる情報交流・情報発信の推進 |
| 良好な景観づくりの取組みに対する支援 |

3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえます

(1)若い世代の経済的安定と結婚支援

若い世代の結婚の希望を叶えるため、その出会いの場の確保や経済的安定のための就業支援の取組を進めます。

| 具体的事業 |
|-------------------------|
| 若者に対する結婚相談や出会い・結婚に向けた支援 |
| 若者に対する職業相談やセミナーの開催 |

(2)出産や子育てに対する支援

出生率を高め、人口減少を緩やかなものとしていくため、妊娠・出産・育児の各期に応じ、母子の健康保持に必要な支援を行い切れ目のない支援を実施します。また、「子育てしやすいまち」を本市の特徴とするため、子育て世代包括支援センターを設置し、子育て期に係る総合相談を実施します。更に、少子化の要因の一つである子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、適切な支援を推進します。

| 具体的事業 |
|--|
| こども総合窓口の設置 |
| 子育て世代に対する包括的支援の実施 |
| 子育てコンシェルジュの充実 |
| 子育て世代に対する経済的負担の軽減（児童手当や医療費助成、幼稚園就援奨励費） |
| 子育て支援などに関する情報提供の充実 |

(3)保育園待機児童の解消

「子育てしやすいまち」を本市の特徴とするために、待機児童ゼロの推進など保育サービスの量的な充足を目指すとともに、保護者の就労形態の多様化に対応し、利用者の立場に立った保育サービスの拡充を進めます。

具体的事業

| |
|-----------------------------------|
| 保育定員の拡大（保育園、認定こども園、地域型保育事業の積極的整備） |
|-----------------------------------|

(4)安心して子育てできる地域づくり

いざというときでも安心して子育てできる地域づくりのため、地元医師会、歯科医師会、市内の病院と連携し、休日当番医、休日夜間急病診療所及び小児初期急病診療所の救急医療体制の維持・充実を図ります。また、災害時における妊産婦・乳幼児のための支援物資の備蓄を進めます。更に、子育てを社会全体で行っていく必要性について意識啓発を図るとともに、ファミリーサポートセンター事業などにより、地域における子育ての相互援助を支援します。

具体的事業

| |
|-----------------|
| 小児初期急病診療所の維持・充実 |
|-----------------|

| |
|---------------------------|
| 災害時における妊産婦・乳幼児のための支援物資の備蓄 |
|---------------------------|

| |
|--------------------|
| ファミリーサポートセンター事業の実施 |
|--------------------|

(5)地域の特色を活かした教育の推進

郷土佐倉に対する誇りや愛着を育むことを目的とする「佐倉学」を普及、定着させ、市民の転出抑制にも寄与するものにします。また、献立に地場産物や佐倉の歴史にちなんだメニューを取り入れるなど、学校給食を通して、家庭・地域と連携を図りながら食育を推進します。

具体的事業

| |
|----------|
| 「佐倉学」の推進 |
|----------|

| |
|-----------------|
| 自校式給食を活用した食育の推進 |
|-----------------|

4 将来にわたって住み続けたいと思える「まち」をつくります**(1)高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる体制整備**

高齢者が生きがいを感じ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生きがいの支援、地域包括支援センターの機能強化、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携の推進、生活支援・介護予防の充実などを図り、更なる地域包括ケアシステムの整備を推進します。

具体的事業

| |
|-----------------------|
| 医療・介護・福祉・保健のネットワークの構築 |
|-----------------------|

| |
|---------|
| 介護予防の推進 |
|---------|

| |
|----------------|
| 多様な生活支援サービスの充実 |
|----------------|

| |
|----------|
| 認知症施策の推進 |
|----------|

(2)「健康のまち佐倉」の推進

健康プランの個別化や健康講座、国民健康保険及び本市の後期高齢者医療制度の被保険者に対する特定健康診査（特定健診）・特定保健指導・人間（脳）ドック助成の実施など、予防医学の考えをもとに、専門家の協力を得て、「健康のまち佐倉」を推進します。

| 具体的事業 |
|------------------------|
| 各種がん検診の推進 |
| 特定健康診査（健康診査）・特定保健指導の推進 |
| 人間（脳）ドック助成の推進 |
| 生活習慣病重症化予防の推進 |

(3)地域のまちづくり・コミュニティ活動の環境整備

地域社会における町内会・自治会をはじめとした各種団体の活動や各種団体が協働して行う活動に対し、自主活動の妨げにならない範囲で可能な支援を行います。また、いつまでも住み続けられる地域であるために、自治会・町内会・ボランティア団体・NPO、企業、大学、行政が相互に連携・協働し、地域課題に柔軟に対応するための環境を整備します。

| 具体的事業 |
|--|
| 自治会、町内会の活動が活性化するための支援 |
| 地域社会における各種団体の活動や各種団体が協働して行う活動に対する支援 |
| 市民活動の情報交流を推進する環境整備 |
| 自治会・町内会・ボランティア団体・NPO、企業、大学、行政の連携・協働の環境整備 |

(4)市民の学習・文化活動の支援推進

市民が生涯にわたってふるさと佐倉で学び、文化活動を続けられるために、市民のライフステージや時代の変化に応じた学習と文化活動の場と機会を提供し、活動の支援を推進します。

| 具体的事業 |
|--|
| 公民館、図書館、音楽ホール、美術館、コミュニティセンターにおける学習環境整備と学習機会の提供 |
| 大学などの教育機関の誘致 |

(5)地域にあった交通手段の確保

交通不便地域対策や、交通弱者対策として、コミュニティバス等の導入や民間事業者との連携により、地域の移動手段を確保します。また、地域住民の足として必要不可欠なバス路線が確保できるように要望するとともに既存路線の維持などのための支援を行います。更に、沿線市町と連携して、鉄道事業者にダイヤ改正や増便など利便性の向上について要望します。

具体的事業

交通不便地域に対する交通手段の確保

バス路線が確保できるように要望するとともに既存路線の維持などのための支援

(6) 鉄道駅周辺の都市機能に関する検討

市街地にある鉄道駅について、駅周辺を地域の拠点と捉え、必要な都市機能の整理・検討を行います。

具体的事業

各駅周辺に関する調査、分析の実施

(7) 災害に備えた体制整備・支援

防災行政無線や防災井戸、防災備蓄倉庫などの防災・治水関連施設の整備を図ります。また、災害による被害を最小限に抑えるため、自主防災組織や耐震診断など市民自身による災害への備えに対して支援を行います。

具体的事業

防災行政無線や防災井戸、防災備蓄倉庫などの防災・治水関連施設の整備

自主防災組織や耐震診断など市民自身による災害への備えに対する支援

(8) 農業の多面的機能の維持保全活動の推進

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成など、多面的機能を有していることから、これらの維持・発揮を図るため、地域の農地・農業用施設などの保全管理活動を支援します。

具体的事業

地域活動組織の立ち上げ支援

地域活動組織の活動支援（多面的機能支払交付金の活用）

(9) 市南部地域対策の推進

市南部地域は、継承されてきた自然環境・自然景観とともに、重要な営農基盤を有する地域であることから、人口減少に歯止めをかけるとともに、地域の活力を維持するため、地域住民の意見を聴きながら、過疎化対策や定住・交流人口増加に向けた取組を実施します。

具体的事業

地域住民との意見交換会の継続的な実施

地域住民の意見を踏まえた定住・交流人口増加策の具体化・実施

3 基本施策の展開

第1章 思いやりと希望にみちたまちづくり

～保健・福祉の充実、子育て・子育て環境の充実～

1 地域福祉活動の充実

前期基本計画の取組

本施策は、佐倉市地域福祉計画及び福祉分野の個別計画に基づき取組を進めました。特に、権利擁護の施策として、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方を支援する成年後見支援センターの開設、成年後見制度に関する常設の相談窓口の設置、相談会の開催などを行いました。

現状と課題

住民の生活課題や福祉ニーズは多様化、高度化しており、より専門的な視点からの対策が求められています。しかし、行政サービスでこうした課題の全てに対応していくことは、困難であることから、行政サービスの充実に加え、住民相互の支え合いや多様な主体が連携する地域福祉活動の推進が必要となっています。

基本方針

誰もが住み慣れた場所で、自分らしい生活を維持していくことができるよう、地域支援団体などによる住民が主体となった福祉活動が充実するよう、各種の啓発、支援を実施します。また、住民相互の支え合いを構築し、多様な主体（自治会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、相談支援事業所など）が連携する地域福祉活動を推進します。

施策

(1) 人と人とのふれあい、交流があり、ともに支え合うまちづくりを推進します

社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO法人及びボランティアなどをはじめ、市民による自主的な福祉活動を支援するとともに、地域の福祉活動への参加を促進します。また、誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民相互の支え合いによる地域福祉コミュニティづくりを推進します。

(2) 地域福祉活動に関する情報の発信を推進します

住民が主体となって地域で取り組んでいる様々な地域福祉活動について、情報を収集して発信することで、地域福祉活動に対する市民の理解の促進・啓発に努めます。

2 市民の健康づくりの推進

前期基本計画の取組

【健康づくりの推進】

市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、自分に合った健康プランを持ち、実践できるよう啓発を行いました。また、健康づくりを地域ですすめるリーダーを育成するため、食生活改善推進員の養成講座や研修を実施し、地域における活動を支援しました。

【生活習慣病対策】

生活習慣病（食習慣、運動不足、ストレス、喫煙、飲酒、口腔衛生など）の予防対策として、運動教室、栄養講座、出前健康講座などの健康教育や健康相談を実施しました。また、こころの健康づくりを推進するために、各種相談事業やゲートキーパー養成研修を実施しました。

【健診（検診）受診率や予防接種率の向上に向けた普及啓発の強化】

健診（検診）については、特定健診・健康診査とがん検診を複合検診として実施し、特定健診・健康診査においては、クレアチニン検査を実施しました。

また、はがきによる検診未受診者への受診勧奨のほか、検診日程などについて、市広報紙・ホームページへの掲載、地区回覧、公共施設での掲示等啓発を実施しました。

予防接種については、「高齢者肺炎球菌ワクチン接種費一部助成事業」を実施しました。

【地域医療の充実】

地域医療については、地元医師会、歯科医師会の協力のもとに、休日当番医、休日夜間急病診療所や小児初期急病診療所を運営してきました。また、医療機関などと連携しながら、体制の維持充実に努めました。

【特定疾患の患者の支援】

原因が不明で治療方法が未確立となっている特定疾患は、長期にわたり治療を要し、日常生活に相当な制限を受けるとともに、医療費が高額であるなどから、その患者に対し支援を行いました。

【新型感染症等の健康危機対応体制の充実】

新型インフルエンザなど感染症による健康危機に備え、平成25年3月に新型インフルエンザ等対策本部条例を策定しました。また、平成26年8月に、政府行動計画及び千葉県行動計画に基づき、佐倉市新型インフルエンザ等対策行動計画を作成・発表し、対策の総合的な方針や実施する措置の基本的な事項を示しました。

現状と課題

【地域での健康づくりの重要性】

健康づくりを推進するためには、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、健康的な生活を自ら選択して実践し、主体的に健康づくりに取り組むことが必要です。そのためには、疾病予防を重視した施策の充実と、市民自らが健康の保持増進に取り組むために、地域の中で支え合い励まし合って取り組んでいく環境づくりが必要です。

【生活習慣病の改善】

日本人の死因のうち約6割は生活習慣病が占めており、健康長寿の大きな阻害要因であるば

かりでなく、それに伴う医療費の増加が社会的な問題となっています。

生活習慣病を予防するためには、日常生活を振り返り、運動習慣の定着や食生活の改善など、健康的な生活習慣を確立することが重要です。しかし、働き盛りの年代の各種健診の受診や保健事業への参加率が低くなっており、啓発が必要です。また、医療費の適正化に向け、糖尿病などの重症化予防への取組が必要です。

【健診（検診）受診率や予防接種率向上】

がんの早期発見や肺炎による重症化防止などを推進するためには、更なる健診（検診）受診率及び予防接種率の向上が必要です。そのためには、市が意義や重要性についての啓発活動を推進するだけでなく、市民においても、各世代を通じ、健康と病気の予防に対する意識を持つことが求められます。

また、予防接種については、助成事業が定期接種化に伴い終了したため、今後、定期接種の周知啓発を充実させ、接種率の向上を図っていくことが重要です。

【相互連携体制による地域医療環境の充実】

少子高齢化や社会環境の変化に伴い、市民の医療に対するニーズは、多様化・高度化しています。そのため、医療機関の相互連携体制の構築が必要となってきました。また、住み慣れた地域で、安心して暮らすためにも、一人ひとりの健康を守る医療は不可欠であり、地域医療の充実を図る必要があります。こうした地域医療において、中心的な役割を担うのが「かかりつけ医」であり、病気の相談・治療だけでなく、必要なときにはふさわしい医療機関を紹介するなどの役割を担うため、「かかりつけ医」の更なる定着が必要となります。

【救急医療体制の維持】

本市では、休日及び時間外の一次救急患者に対応するため、地元医師会、歯科医師会の協力のもと、休日当番医、休日夜間急病診療所及び小児初期急病診療所を運営していますが、救急病院に指定されている病院において、一次救急患者が時間外に多く受診し、本来緊急性を要する二次救急患者、三次救急患者の受入れが困難になっています。これに対し、休日当番医、休日夜間急病診療所及び小児初期急病診療所を維持するとともに、市内の休日や時間外の一次救急医療の更なる充実を図り、子どもから大人まで安心して医療が受けられる体制づくりを充実する必要があります。

【難病者などの支援】

難病は、治療が困難であり、慢性的経過をたどるため、本人及び家族の身体的・精神的負担を軽減する支援が重要です。

【新型感染症の流行などの健康危機対応体制の充実】

新型インフルエンザなど感染症による健康危機に備えた体制を整備するため、佐倉市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、より具体的な行動マニュアルの作成や、備蓄品の整備などが必要です。

基本方針

特定健診・健康診査、各種がん検診、予防接種、保健指導などの保健事業の充実を図るとともに、地域でのリーダーの育成に努め、市民が主体的に行う健康づくりの活動を支援することで、活動に参加しやすい環境を整え、「健康のまち佐倉」が定着するよう、市民が健康に関心を持って

るような取組を推進します。

また、地域医療の構築、救急医療の充実のために、医師会、歯科医師会、医療機関などと連携を図り医療体制を維持します。また、医療情報の収集や提供に努めるとともに、感染症に対する健康危機対策を強化し、市民が安心して暮らせるまちを目指します。

施 策

(1) 「健康のまち佐倉」を推進します

市民自らが健康づくりを推進できるように、人材の育成及び活動に参加しやすい環境を整え、健康プランの推進と予防施策の充実を図り、地域での健康づくり活動を推進します。

(2) 生活習慣病の予防を推進します

特定健診や特定保健指導の実施のほか、広報やホームページによる啓発活動を通じて、市民の健康意識を高揚し、生活習慣病の予防と重症化予防を推進します。また、こころの健康の重要性と正しい知識を普及啓発します。

(3) がん・感染症などの早期発見・重症化防止を推進します

各種がん検診、定期予防接種などの保健事業を充実させるとともに、がんや感染症に関する正しい知識の普及啓発を図り、早期発見、重症化の防止などを推進します。

(4) 医療に関する情報の提供を推進します

市内の医療機関に関する情報の収集、市民への提供の充実を図ります。また、地域医療の充実のため、「かかりつけ医」の重要性について周知啓発を行います。

(5) 救急医療体制を維持・充実します

地元医師会、歯科医師会、市内の病院と連携し、休日当番医、休日夜間急病診療所及び小児初期急病診療所の救急医療体制の維持・充実を図ります。

(6) 難病者等の支援を推進します

難病者等及びその保護者の生活の安定と福祉の増進を図ります。

(7) 健康危機対策を充実します

新型インフルエンザなど感染症の発生時に、市の行政機能及び医療体制を維持しながら、市民に必要な情報を速やかに提供し市民の安全を確保出来るよう、体制を整備します。

3 子育て支援の充実

前期基本計画の取組

【妊娠・出産・乳幼児期を通じた母子の健康の確保】

幼児健診未受診者への受診勧奨を強化し、1歳6か月児健診においては平成26年度に受診率95.4%へ、3歳児健診においては平成26年度に受診率86.5%へ増加しました。

また、子育てへの不安感、負担感がより高いと考えられる、若年の母親（平成23年度から）、多胎児（平成24年度から）、低体重で生まれた児の保護者（平成26年度から）を対象として集いを開催し、同じ境遇にある母親同士の交流を図り、孤立防止に努めました。

平成24年度から、「自分を大切にする」という視点で、学校の養護教諭と保健師の協働で保健授業を実施し、自己肯定感の醸成と父性・母性の育成に努めました。

【感染症の予防】

麻疹風しんの2期については、就学児健診での健康教育に加え、各年ともはがきでの個別勧奨と電話勧奨を行いました。電話による直接勧奨により、接種を迷っている方が接種を行ったケースもあり、接種率の向上につながりました。

平成24年度からの風しん流行に伴い、平成25年に「佐倉市先天性風しん症候群予防対策ワクチン接種費用助成制度」を単年事業として実施し、健康維持と病気の予防に努めました。

平成26年度から、1、2歳児を対象に、「おたふくかぜ予防接種一部助成制度」を開始し、こうほう佐倉、市ホームページによる情報提供や医療機関でのポスター掲示などにより、接種率の向上に努めました。平成26年度には、964人に助成を実施しました。

【保育ニーズへの対応】

保育園などの整備により、保育定員を大幅に拡大し、平成26年度末には市全体で1,904人の定員を確保しました。また、全ての保育園で延長保育の実施、一時保育の拡充、病後児保育の実施など、多様化する保育ニーズに対応するとともに、子育て家庭のニーズにあった保育サービスなどを提供するため、子育てコンシェルジュによるきめ細かな支援も開始しました。

【就学児の放課後健全育成】

学童保育所においては、入所児童数が過密となっている施設について、過密解消のため施設整備を行いました。また、小学校6年生までの利用受入れの推進も行っています。また、長期休暇中のみでも利用できる体制を整備しました。

【地域社会における子育て機能や意識の醸成】

地域子育て支援拠点事業の実施カ所数を、平成26年には16カ所へ増やし、地域における相談・交流環境の向上を図りました。また、ファミリーサポートセンター事業の実施により、地域における子育ての相互援助による支援システムを整備しました。

【家庭における育児不安などへの対応】

子育てコンシェルジュ（利用者支援事業）の開始など相談体制の充実を図るだけでなく、「怒鳴らない子育て講座」を開催するなど、相談・啓発両面から取組を推進しました。

【子育てに係る経済的支援】

子ども医療費助成について、県の補助対象に上乘せし、中学校3年生まで通院・入院とも所得制限なしに拡大しました。また、母子家庭のみを対象としていた制度について、対象を父子

家庭にも拡大しました。

【児童虐待防止】

児童虐待の防止に向け、虐待防止ポスターや市民カレッジなどへの講師派遣を行い、児童虐待防止へ意識の啓発を図りました。また、平成24年度から「佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク」を設置し、家庭内などにおける虐待・暴力対策への関係機関の情報交換と支援の連携強化を図っています。また、実務者会議、個別検討会議など、協議の場を多数持つことで、多様化する問題への連携対応を行いました。

現状と課題

【妊娠・出産・乳幼児期を通じた母子の健康】

合計特殊出生率は微増していますが、出生率の改善がみられないため、切れ目ない支援体制を構築し、次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができる環境を整備する必要があります。

【感染症の予防】

健やかな親子の成長と安全を支えるために、感染症の予防と重症化の防止は重要です。今後も継続して定期予防接種の充実と予防接種率の向上に努めることが必要です。

【保育ニーズの増加・多様化への対応】

共働き家庭の増加に伴う保育ニーズの高まりのため、保育園の待機児童が発生しており、解消に至っていません。また、就労形態も多様化しているため、延長保育や休日保育など多様な保育ニーズも発生しています。こうしたニーズは小学生においても同様に発生しており、学童保育所の整備・拡充も必要となっています。

【地域社会における子育て機能や意識の醸成】

少子化や核家族化の進行に伴い、子どもを地域ぐるみで育むという、地域での子育て機能や意識が希薄になっています。これまでの取組を踏まえながら、子どもと子育て家庭を社会全体で支援する体制を更に進めていくことが必要です。

【家庭における育児不安などへの対応】

核家族化の進行、地域社会の交流の希薄化などにより、子育てに関して誰にも相談できず、育児不安を抱え、孤立感を覚える保護者が増えています。また、相談の内容も複雑、多様化する傾向がみられるため、相談できる場の整備が必要です。

【子育てに係る経済的支援】

子育てに要する経済的負担の軽減を図るため、保育料や子ども医療費助成など経済的支援をしていく必要があります。また、ひとり親家庭に対しても、引き続き経済的支援を行うことが求められています。

【児童虐待の防止】

児童虐待の相談件数の増加や支援を要する家庭の抱える問題の多様化により、各機関の相談支援体制の強化が必要になっています。

基本方針

全ての子ども一人ひとりが、かけがえのない個性ある存在として認められ、健やかに成長できる社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、「妊娠、出産から子育てまでサポートできる環境の整備」など、妊娠から育児まで、子育て期全般の切れ目のない、様々な子育て支援事業を推進します。

また、子育てに係る経済的支援を推進するとともに、ひとり親家庭などへの支援については、的確な実情把握の上、生活の安定と自立支援の充実を図ります。社会的支援を要する家庭に対しては、住民に身近な様々な機関のサービスやネットワークを活用し、児童虐待防止、早期発見、早期対応など、支援までのきめ細かな対応を行えるようするための体制づくりを推進します。

施策

(1) 妊娠・出産・育児の各期に応じた健康保持に必要な支援を行います

子ども・子育てに係る様々な取組を推進することにより、安心して産み育てることができ、子ども達が健やかに成長できるよう支援します。また、子どもや家庭がニーズに応じたサービスを利用し、妊娠・出産・子育てを通じて、切れ目のない支援を受けられることができる支援体制を整備します。

(2) 感染症予防を推進します

定期予防接種により、乳幼児、小児の感染症予防を推進します。また、感染症に関する情報提供、正しい予防知識の普及啓発などを進め、子どもの健やかな成長を支援します。

(3) 保育・子育て支援事業を充実します

保育園などの整備により、保育定員を増やし、待機児童ゼロを図るとともに保護者の就労状況に関わらず利用できる認定こども園の普及を進めます。また、質の高い教育・保育サービス提供のため、職員の専門性と資質の向上に積極的に取り組みます。

学童保育所については、入所児童が多く過密になっている施設や、小学校6年生までの受入れができていない施設について整備を進めます。また、児童の健全な成長のために必要な保育内容について検討します。

(4) 子育て情報の提供と、相談・交流の場づくりを推進します

子育て家庭が気軽に利用できる相談や学習の場、親子の交流の場づくりなどを推進するとともに、子育て支援サービスに関する情報が必要な方に届くよう、相談窓口での支援や様々なメディアを活用し、情報提供を行います。

(5) 地域における子育て協力体制づくりを推進します

子育てを社会全体で行っていく必要性について意識啓発を図るとともに、地域における子育ての相互援助を支援します。

(6) 子育てに係る経済的負担の軽減を推進します

少子化の要因の一つである子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、適切な支援を推進します。また、近年増加するひとり親世帯の、生活・就労・養育に関する悩みを抱えた保護者に対し、引き続き生活の安定と自立に必要な相談・援助を行います。

(7) 児童虐待防止対策を推進します

児童虐待の発生を予防するため、児童虐待に関する防止活動の啓発・周知、子育て支援者向けの子育て講座などを実施します。また、複雑化する児童虐待問題に対応するため、関係機関との連携を強化し、防止対策を推進します。



保育園の園庭で遊ぶ子どもたち



佐倉市子育て支援センター



学童保育所の様子

4 高齢者支援の充実

前期基本計画の取組

【高齢者の安心な暮らし】

本市及び市内5カ所の地域包括支援センターを中心に、福祉サービスの維持・充実を図るとともに、保健・福祉・介護に関する総合的な情報提供を徹底してきました。また、介護予防に関する知識の普及や地域における自主的な取組促進のため、介護予防に関する出前講座や教室などを積極的に実施してきました。更に、介護施設については、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設をはじめ、一定の施設整備を図ることができました。

このほか、認知症に関する正しい知識や接し方の普及と認知症の方とその家族を見守る、認知症サポーターの養成に取り組んできた結果、認知症サポーターは1万人を越え、現在も支援の輪は広がっています。

【高齢者の生きがい支援の推進】

高齢者就業援助法人（佐倉市シルバー人材センター）と連携した就労機会の確保や、高齢者クラブ活動の支援などを通じた社会参加の促進、教養教室など実践型学習活動の推進、世代間交流の推進など、高齢者の生きがい創出に取り組みました。

現状と課題

【高齢者の生きがい支援の推進】

今後も高齢者人口の増加が見込まれることから、老後の生計安定、社会参加による生きがい創出、健康の維持・増進、敬老意識の普及向上を図るため、高齢者の就労機会の確保、社会参加の促進、世代間交流を推進していく必要があります。

【地域包括ケアシステムの構築の推進】

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進していく必要があります。

【介護予防、生活支援サービスの充実】

介護予防については、これまで市や地域包括支援センターを中心に取り組んできましたが、今後は、地域における自主的な取組を促進していく必要があります。

また、生活支援サービスについては、改正介護保険制度に基づき、既存の介護事業所による給付サービスに加え、NPOや民間事業者など多様な主体による多様なサービスの提供が可能となったことから、より市の特性に合った取組を展開していく必要があります。

【認知症施策、高齢者見守り体制の推進】

誰もが認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する「認知症にやさしい佐倉」を目指し、地域における支援の輪を広めていく必要があります。また、地域全体で高齢者をさりげなく見守る体制づくりを推進していく必要があります。

【介護保険サービス利用者（利用希望者）の増加に対応した介護保険サービスの推進】

要支援・要介護認定申請者数、介護保険サービス利用者数が年々増加の一途をたどっている現状を踏まえ、限られた財源の中で、介護保険料とのバランスを取りながら介護保険サービスの整備を目指すとともに介護保険サービスの質の向上に努めます。

基本方針

高齢者が生きがいを感じ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生きがいの支援、地域包括支援センターの機能強化、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携の推進、生活支援・介護予防の充実などを図り、更なる地域包括ケアシステムの整備を推進します。

また、急速な高齢化に伴う介護保険サービス利用者の増加に対応するため、サービス量の確保、質の向上に努め、サービスの適正な利用を推進し、給付と負担のバランスが確保された持続可能な介護保険制度の運用を図ります。

施策

(1) 高齢者が楽しく生きがいのある暮らしづくりを推進します

高齢者の就労機会の確保、社会参加の促進、世代間交流の推進などを通じて、高齢者の生きがいづくりを支援します。

(2) 介護予防を推進します

高齢者が要介護状態になることを防ぎ、住み慣れた地域での自立した生活を維持するため、介護予防に関する知識の普及と地域における自主的な取組を促進します。

(3) 多様な生活支援サービス提供体制の整備を推進します

高齢者の生活のニーズに合わせた日常生活支援サービスなどを、提供できる体制を整備します。また、高齢化の進行による要介護者の増加に伴い、在宅での家族介護も増えることから、介護の不安や孤立感を抱える在宅介護者に対する支援の充実を図ります。

(4) 認知症施策を推進します

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、市民一人ひとりが認知症に関する正しい知識を持つとともに、地域全体で支えるための体制の整備を推進します。

(5) 介護保険制度の効率的運用を図ります

要支援・要介護認定申請者数、介護サービス利用者数が年々増加の一途をたどっている現状を踏まえ、適正に介護保険サービスの提供が行えるよう介護保険料の確保、認定事務の体制整備、適正なサービス費の給付を図ります。

(6) 医療・介護・福祉・保健のネットワーク構築を推進します

医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、医療・介護・福祉・保健のネットワークを図ることにより、更なる地域包括ケアシステムの構築を推進します。

5 障害者福祉の充実

前期基本計画の取組

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活が送れるように、理解を深める啓発、広報活動などを実施しました。

現状と課題

高齢化などの進展に伴い、本市の障害者手帳の所持者及び、自立支援医療（精神通院医療）受給者は増加傾向にあるとともに、障害の重度化・重複化なども見られます。

このような中で、障害のある人が障害のない人と同じように、自らの決定・選択に基づき、地域において自立した生活を送ることができるよう、障害者の地域生活への移行に向けた取組を一層推進することが求められています。

また、多様化するニーズに応えるため、相談支援、地域生活や就労の支援、社会参加の促進など、ライフステージに応じた支援を行うとともに、地域社会が一体となって、障害のある人が地域で生活を送ることができるよう支援していくことが必要です。

基本方針

障害者への理解を深めるための啓発、広報活動などを推進し、障害のあるなしに関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、認め合い、支え合う社会の実現を目指します。

施 策

（１）障害に対する理解を促進します

市民が障害及び障害のある人について正しい理解を得られるように、様々な啓発活動や広報活動を推進します。

（２）障害福祉サービスを充実します

関係機関との連携を図りながら、障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実や、障害者施設の整備に対する支援などを行い、障害のある人の地域での生活を支援します。

6 国民健康保険、後期高齢者医療の適正適用

前期基本計画の取組

【地域住民の健康保持増進と地域医療の確保】

特定健診・健康診査や人間ドックの助成、保健指導などによる健康増進活動と、地域医療との連携により、医療給付の適正化に努めました。

【国民健康保険財政基盤の強化】

平成24年度から人間ドック受検に対する費用の一部助成を行い、疾病の早期発見、予防し、医療給付の適正化に努めました。

【特定健診などの受診率向上】

国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者の健康の保持増進のため、特定健診・健康診査、特定保健指導を実施し、疾病の早期発見、予防に努めました。

現状と課題

【地域住民の健康保持増進と地域医療の確保】

病類別疾患の上位を占める循環器系疾患のうち、高血圧、心疾患関係に続いて件数の多い脳疾患関係について、早期発見・予防のため、脳ドック受検に対する費用の一部助成の実施が求められています。

【国民健康保険財政基盤の強化】

国民健康保険は、市民の高齢化による年齢構成の変化から、医療費の水準が増加しています。その一方で、所得水準の低下に伴い、市民の保険料負担は重いものになっています。こうした状況から、平成30年より国民健康保険制度の広域化を実施することが決定されたことを受け、千葉県と協同して、持続的かつ安定的な財政基盤を確保することが必要です。

【特定健診などの受診率向上】

メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のため、特定健診・健康診査、特定保健指導の受診率向上を推進していく必要があります。

基本方針

国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の持続的かつ安定的な運営を確保するとともに、医療費の適正化を目指します。

施策

(1) 国民健康保険制度、後期高齢者医療制度を適正に運用します

加入者が安心して医療が受けられるよう、財政の健全化、税（料）負担の公平性・公正性の確保を推進します。

(2) 特定健診、特定保健指導を推進します

メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健診・健康診査を実施し

II 分野別計画

ます。また、健診結果を踏まえ、生活習慣病の予防・改善のため、個々の生活習慣などの特性に応じた保健指導を推進します。

(3) 保健事業を推進します

加入者の自主的な健康増進・疾病予防の取組の支援、及び、重症化の予防をするための保健事業を推進します。



住民健診・検診の様子

7 生活困窮者支援の充実

前期基本計画の取組

生活保護受給者などの自立促進のために、平成25年度から成田公共職業安定所と協定を結び、「生活保護受給者等就労自立促進事業」を実施するとともに、同年8月から就労支援コーディネーターを雇用し、就労支援を実施してきました。

また、第二のセーフティネットとして導入された「生活困窮者自立支援制度」については、平成25年10月からモデル事業を開始し、平成27年4月からは生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業を核として、就労準備支援事業、家計相談支援事業を実施し、生活困窮者の相談体制の充実に努めました。

現状と課題

本市の平成25年度の生活保護率は6.9%（パーミル：千分率）で、平成15年度の4.0%から増加していますが、同年度の千葉県（12.9%）や全国（17.0%）の生活保護率と比較すると低水準です。

全国的には、リーマンショック後に増加した保護世帯数は、近年の景気回復などの影響により高止まりの状態ですが、今後も低所得者世帯が経済的に自立できるように、実態と要望を的確に把握し、適切な指導・援助を行っていくことが重要です。

また、平成27年4月開始の生活困窮者自立支援事業について、利用促進を図っていくことが重要です。

基本方針

生活保護受給者に対しては、就労支援の実施による自立促進に努めます。また、生活保護に至る前の生活困窮者に対しては、相談事業を核とした相談体制の充実と就労支援などによる自立促進に努めます。

施 策

（1）生活困窮者の自立を促進します

生活保護受給者等に対して、ハローワークと連携を図り、対象者の特性に合わせた就労支援を実施することにより、自立の促進を図ります。

（2）生活困窮者の相談・支援体制を充実します

生活保護に至る前の、経済的な理由により生活に困る方に対して相談窓口を設置し、支援体制の充実を推進します。

第2章 快適で、安全・安心のまちづくり

～自然環境の保全、安全に配慮した生活環境の確立～

1 自然環境の保全

前期基本計画の取組

【佐倉の自然環境の保全】

印旛沼と谷津の水循環の健全化を図るため、畔田谷津保全事業を継続的に実施するとともに、市内ビオトープの維持管理を行い、生物の生息環境の保全整備を行いました。

また、水辺観察会など環境学習や佐倉市印旛沼浄化推進運動を通じた啓発活動を進めました。

【汚染の未然防止】

大気測定や水質調査などを実施するとともに、公害を未然に防止するため、規制や指導を行いました。

現状と課題

【佐倉の自然環境の保全】

印旛沼の水質について、千葉県を含めた流域市町と連携を図りながら水質浄化対策に取り組んできましたが、依然、水質の改善には至っていません。

佐倉市の自然の象徴的な存在である印旛沼と、地域の特徴的な谷津環境の保全と水循環の健全化を図るとともに、多くの関係機関との連携を図っていくことが必要です。

また、自然環境を保全していくためには、行政の活動だけでなく、市民が自分たちの生活・活動と環境との関係に対する理解を深め、それを広げていくことで、社会全体での自然環境保全につなげていく必要があります。

【汚染の未然防止】

かつての産業型公害は、技術革新や法令の整備などにより減少していますが、いったん汚染されたものを回復するためには多大な費用と時間を要することになるため、未然防止を図る必要があります。

基本方針

谷津環境やビオトープなど多様な生物の生息環境を保全するとともに、地域の自然環境に対する市民の理解を広めることで、市民による自主的な活動・行動につなげていけるよう取り組みます。また、印旛沼及び河川の水質の浄化や、地下水、湧水の保全など水循環の健全化を図ります。

更に、大気、水質などの監視を継続的に行うことで、汚染の未然防止に努め、関係機関との連携・協力のもと、速やかな発生源の特定、改善への指導や対策を推進します。

施 策

(1) 印旛沼をめぐる自然環境の保全を図ります

谷津環境保全指針に基づき、重要な地区の保全・再生整備、生物の生息状況の把握、自然学習などを推進します。

(2) 印旛沼流域の水循環の健全化を図ります

地下水利用の現況調査、湧水の継続調査などを実施し、将来にわたる保全対策について専門家や市民を含む審議会などで調査・研究します。また、「印旛沼流域水循環健全化計画」、「印旛沼に係る湖沼水質保全計画」に基づき、県や流域市町などと連携して、印旛沼流域の水循環の健全化を図ります。

(3) 公害の防止・汚染の回復を図ります

大気、水質などの環境を監視するとともに、関係機関と連携しながら規制や指導を行うことで公害の未然防止を図り、状況に応じて、拡散防止策や浄化対策も行います。



印旛沼



畔田谷津の風景

2 生活環境の保全

前期基本計画の取組

【生活環境の向上】

ごみの減量化のため、資源回収団体や協力事業者への支援、生ごみ減量化促進などを実施し、ごみ排出量が微減となりました。

また、地域在住の市民を不法投棄監視員として委嘱し、週1回のパトロールを実施することにより、不法投棄に対する監視力強化を図りました。

【地球環境への配慮】

「佐倉市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、エコライフ推進員による、家庭におけるエコライフ活動や地球温暖化問題に関する市民への啓発活動を行いました。

また、住宅用省エネルギー設備に対する設置補助を行いました。

更に、平成25年度に「佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、市役所の事務及び事業における温室効果ガスの削減に取り組みました。

現状と課題

【生活環境の向上】

よりよい生活環境のためには、ごみ処理や不法投棄を含む環境全般に対する市民意識の向上が重要です。また、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識し、協力して3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進することが必要です。

不法投棄については、事後的な対処には多くの費用がかかるため、未然の防止を図っていくことが重要です。また、喫煙禁止区域における喫煙、ポイ捨てや空き地の雑草によるトラブル、公衆トイレがたびたび壊されるなどの問題に対して、公共の場を快適に保つための意識の向上、啓発が必要となっています。

【地球環境への配慮】

「佐倉市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、市民・事業者・市が一丸となって、地球温暖化の防止に取り組む必要があります。

また、「佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の活動により発生する温室効果ガスの削減を図る必要があります。

基本方針

「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、一般廃棄物の計画的な処理を行うとともに、ごみの減量化・再資源化を推進します。また、不法投棄を絶対に許さないという方針のもと、不法投棄の防止と地域における環境美化活動の支援、公共の場における意識向上など、市民の生活環境を快適に保つ取組を行っていきます。

「佐倉市地球温暖化対策地域推進計画」、「佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、啓発活動などによって温室効果ガスの削減など市民一人ひとりの行動と事業者の取組に結びつけていくとともに、市役所も市内の一事業者として、事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの削減を図っていきます。

施 策

(1) 計画的な一般廃棄物処理を行います

「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、計画的な一般廃棄物の収集、処理を行います。

(2) ごみの減量化を図ります

ごみ減量化及び再資源化を推進するため、現在の取組を維持するとともに、市民に対し各種メディアを利用して取組の周知を図ります。

(3) 不法投棄の防止を図ります

不法投棄を絶対に許さないという方針のもと、不法投棄監視員と市の不当行為防止指導員によるパトロールを引き続き実施するとともに、県などの関係機関と協力することにより、不法投棄の防止を図ります。

(4) 日常の生活環境の保全を図ります

喫煙禁止区域での喫煙、ポイ捨て禁止などの啓発活動や公衆トイレの維持管理など、清潔な環境を保つ取組を行います。

(5) 市民生活における温室効果ガス削減の支援、啓発を図ります

市民一人ひとりが実践できる行動や、事業者による省エネルギー活動などの取組に対する啓発、支援活動を行います。

(6) 市役所の事務及び事業における温室効果ガス削減を図ります

「佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の事務及び事業に伴い市役所から排出される温室効果ガスの削減を図ります。



ゴミゼロ運動



エコライフ推進員による環境学習

3 消防・防災の充実

前期基本計画の取組

【消防体制の充実】

消防団員確保や資機材の充実強化及び消防団の活動支援を行うとともに、佐倉市八街市酒々井町消防組合や消防団においては火災予防運動、歳末警戒での啓発や住宅用火災警報器設置済みシールを作成するなど、市民の防火意識の普及を図りました。

団員確保の結果、消防団員数は771人（平成27年4月）と増加しています。また、消防水利の不足している地域に、消火栓や防火水槽の増設を行いました。加えて、救命救急体制の整備として、設置可能な全ての市所管施設へAEDを設置しました。

【防災体制の充実】

地域における自主防災組織の設立・活動に対して、助成金や資機材の貸与を通じて支援を行った結果、自主防災組織は平成26年度末で99団体となりました。

防災行政無線は、平成26年度末で市内に108基設置しました。また、各避難所への防災井戸の設置は完了しました。防災倉庫の資機材の管理などについても、適正に行いました。

現状と課題

【消防体制の充実】

火災の被害を最小限に防ぐために、初期消火などの防火知識・意識の普及を図っていく必要があります。また、地域住民によって組織される消防団は、火災を含めた災害時の支援や、防火知識・意識の普及啓発に大きな役割を担っていますが、東日本大震災などの大規模災害を経て、国を挙げてその充実強化が求められています。そのために、団員確保や資機材の充実、更なる消防水利の確保など、体制整備の必要があります。

【防災体制の充実】

災害時における情報伝達手段である防災行政無線は、平成26年度末時点でまだ佐倉市全体を網羅していません。また、各避難所の防災井戸について、水質的に飲料水に適さないものが4カ所あり、対応が必要です。

基本方針

地域に密着し、災害発生時に地域で即時に対応できる消防団の充実強化を図るため、消防団員や資機材の確保及び消防団の活動支援を行うとともに、市民の防火意識の普及を図り、地域における消防力の充実を図ります。また、常備消防については、八街市、酒々井町との共同による佐倉市・八街市・酒々井町消防組合において、消防救急体制の整備を図ります。

加えて、東日本大震災により、大災害時には行政による対応に限界があることを改めて認識させられたことを踏まえ、自主防災組織や市民による災害への備えに対する支援を強化し、障害などにより災害時に支援を必要とする方々への支援体制の充実も図り、地域における自助、共助の力を高めるように努めます。

また、これらの体制を支えるため、情報伝達体制や資機材、指定避難所など防災施設の災害時に対応する体制の整備を図ります。

施 策

(1) 地域における消防力の充実を図ります

消防団の充実強化を図るため、消火活動用資機材の確保、啓発運動の支援、団員の能力向上のための訓練を行うとともに、消防団活動について広報紙などを活用して地域住民の理解を深め団員確保に努めます。また、消防団と消防組合、地域住民との連携がとれる消防体制の整備を図ります。

(2) 消防・救急体制の整備を図ります

佐倉市・八街市・酒々井町消防組合による消防・救急体制を整備します。また、消防水利の確保に努めるとともに、公共施設に設置したAEDの維持管理を行います。

(3) 防災に関する知識・意識の普及を図ります

防災に関する知識の普及を図るため、防災訓練や自主防災組織活動などを通じた啓発活動を行います。

(4) 地域における災害への備えを支援します

災害による被害を最小限に抑えるため、地域における自主防災組織の設立・活動に対して、助成金や資機材の貸与を通じて支援を行います。

(5) 災害に備えた体制を整備します

防災行政無線の増設やデジタル化を進めるとともに、防災井戸、防災備蓄倉庫などの防災・治水関連施設の整備や避難生活の環境を良好に保つための設備の整備及び維持管理を行います。また、災害情報のメール配信サービスの充実と普及に努めます。

4 防犯・交通安全・市民相談の充実

前期基本計画の取組

【防犯体制の充実】

自主防犯活動団体に資器材の貸出をするなど、自主防犯活動を支援しました。また、市内街頭4カ所に計10台の防犯カメラを設置し、平成25年度から運用開始しました。

【交通安全対策の充実】

交通安全教室や街頭啓発などによる市民一人ひとりの交通安全意識の啓発や、警察などの関係機関との連携、道路環境の整備などを通じ、交通事故の減少を図りました。

【消費者問題対策の充実】

様々な啓発事業の実施により情報提供を行い、消費者トラブルの未然防止を図りました。また、日常生活におけるトラブルの解決においても、相談会を実施し市民生活の安定化に寄与してきました。

【結婚支援】

これまで行ってきた市民相談員による結婚相談に加え、佐倉市婚活支援協議会を発足し、平成23年度より年数回程度の婚活支援イベントを開催しており、成婚にいたる方も出ています。

現状と課題

【防犯体制の充実】

市内の犯罪発生件数は減少傾向にありますが、自転車盗難、車上ねらい、空き巣、振り込め詐欺など身近な犯罪は依然多く発生しています。こうした犯罪の発生を抑止するために、市民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、地域での自主的な防犯活動を推進するため、関係機関との連携を図っていく必要があります。

【交通安全対策の充実】

市内の交通事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢者の占める割合が増加傾向にあることから、社会状況の変化を踏まえた対策を、関係機関とともに推進する必要があります。

【消費者問題対策の充実】

消費生活に関するトラブル・相談は複雑化、多様化する傾向がみられます。市民がより快適に生活できるよう、問題を効率よく解決できる相談体制を整えることが求められます。

【結婚支援】

ライフスタイルの多様化に伴い、独身を選択される方も増えていますが、一方で、機会に恵まれずパートナーに出会うことのできない方もいます。結婚の意欲はある方への支援も検討していく必要があります。

基本方針

犯罪の発生を抑止するため、警察などの関係機関と連携を図りながら、市民への防犯意識の啓発を行うとともに、地域の自主防犯活動を支援していきます。また、『佐倉市交通安全計画』に基づき、警察など関係機関と連携した交通安全対策、啓発活動を推進します。

消費者問題についても、市民が様々な問題へ対応できるよう、弁護士や消費生活専門相談員な

どの専門家から適切なアドバイスを受けられる体制を整備しながら、ホームページや広報紙などを活用した制度の周知を図り、知識の普及・啓発を推進します。

また、若者の結婚の希望をかなえるために、結婚相談や婚活支援イベントの充実を図ります。

施 策

(1) 犯罪の防止を図ります

自主防犯活動団体に対する支援のほか、防犯カメラについては、関係機関と協力し地域の要望や現状を見極める中で、整備を進めてまいります。また、市民に対する防犯意識の啓発や防犯活動についても警察署などとの連携を図り、進めてまいります。

(2) 交通安全対策を推進します

交通安全教室や街頭啓発などの交通安全意識の啓発や、警察などの関係機関への要望などを通じ、交通事故の減少を図ります。

(3) 安全な消費者生活を維持します

消費生活センターでの取組をより多くの市民に周知し、自立した消費者の育成と、消費者がトラブルに巻き込まれないための知識の普及・啓発を行います。また、専門知識を有する消費生活専門相談員による相談体制を、より一層充実します。

(4) 市民相談への適切な支援を推進します

日々の生活でトラブルを抱えた相談者に、解決の糸口をアドバイスできるよう、わかりやすい相談窓口の案内に努めます。また、法律・人権・行政などの様々な問題について、相談者が適切な解決策を見いだせるように対応します。

(5) 結婚支援を推進します

結婚相談を引き続き実施するとともに、婚活支援イベントについて広報の方法やイベント内容を検討することにより、出会いや結婚を支援します。

第3章 心豊かな人づくり、まちづくり～教育の充実、スポーツ活動の推進～

1 市民参加と学校・家庭・地域の連携推進

前期基本計画の取組

【市民参加と芸術・文化活動の育成・支援】

教育懇話会を開催するなど、市民が地域の教育について考える機会を提供し、意見交換などを通して意識の啓発・共有化に結び付け、教育への市民参加を促進しました。

また、市民文化祭を開催するなど、日頃の芸術・文化活動の発表の場を提供するとともに、その成果に市民が直接触れることのできる機会を提供しました。

【学校・家庭・地域の連携協力による学校づくり】

地域に開かれた学校づくりの一環として、学校評価結果などを学校だよりや学校のホームページに公表し、学校の状況を情報発信しました。また、学校評議員制度の充実を図り、学校運営に助言を活かしました。更に、地域とともに取り組む活動として、アイアイプロジェクトや教育ミニ集会の推進、児童生徒や職員の地域行事への積極的な参加の促進を図りました。

また、子どもたちの安全を守るために、スクールガードボランティアを支援し、スクールガードフォーラムを開催するなど、学校と地域の連携による安全活動を推進しました。加えて、通学路巡回警備や不審者対応のメール配信を行うなど、事故の未然防止や防犯活動を推進しました。

現状と課題

【市民参加と芸術・文化活動の育成・支援】

教育に関する情報の提供を一層進め、市民が主体的に佐倉の教育に参加・参画できる機会を提供する必要があります。

また、市民の主体的な芸術・文化活動への支援が引き続き求められます。

【学校・家庭・地域の連携協力による学校づくり】

子どもの成長を支援する取組においては、地域と学校との連携協力が重要です。学校運営に対する保護者や地域の関心は高まっており、学校の状況に関する共通理解を持つ必要があります。更に、地域人材の活用や安全パトロールなどの活動を通して、相互の連携協力の促進を図る必要があります。

また、スクールガードボランティア登録者の高齢化により、各地区で人員の確保が難しいとの意見もあることから、スクールガードフォーラムの充実と人員確保における取組を積極的に行っていく必要があります。

基本方針

中・長期の教育指針である「佐倉教育ビジョン」に基づき、基本理念や目指すべき市民像の実現に向けて、市民参加をはじめとする各種教育施策を実施します。また、「佐倉市教育の日」として条例策定した11月16日前後の期間を中心に、「佐倉市教育の日」関連行事を開催し、教育について市民の関心を高める事業を推進します。

更に、地域に開かれた学校づくりを目指して、保護者や地域の方に学校をよく知ってもらうため、学校に関する情報を積極的に提供するとともに、学校評議員制度の充実を図ることで、多角的な視点を取り入れた学校運営を行います。

また、子どもたちが安全安心な学校生活を送れるよう、不審者や交通事故から子どもたちを守るために通学路等巡回警備やアイアイプロジェクトの充実を図り、地域と連携して学校・通学における防犯活動を推進します。

施 策

(1) 市民参加と教育・文化の振興を推進します

教育に関する情報の提供を推進し、教育に対する市民の関心を高めるとともに、教育ミニ集会や教育懇話会などを開催し、市民と教育に関する意見交換などを行い、教育施策を推進していきます。

また、「佐倉市教育の日」の周知に努め、市民とともに教育・文化の振興を図ります。更に、11月16日の「佐倉市教育の日」を中心として、市民学習発表会などの関連行事を開催するとともに、市民文化祭などの、広く市民が参加できる事業を展開していきます。

(2) 学校・家庭・地域の連携を推進します

地域住民が学校に来校できる機会を増やし、地域と学校の交流を推進します。また、学校と地域が連携し、よりよい教育環境を築くために、意見交換や情報提供を積極的に行います。更に、子どもたちの学校・通学における安全を確保するため、通学路等巡回警備やアイアイプロジェクトの充実を図ります。



スクールガードボランティア

2 佐倉学

前期基本計画の取組

【佐倉学の推進】

学校教育では各小中学校の教育課程に佐倉学を位置付け、主に社会科や道徳、総合的な学習の時間の中で佐倉を学ぶ学習を展開しました。社会教育では、公民館での佐倉学講座、図書館での推薦図書リストの紹介や関係図書コーナーの設置など、佐倉学と連携した事業を実施しました。

【地域教材を活用した学習の支援】

各図書館において佐倉学コーナーを設置し、学習支援の整備を行いました。

現状と課題

【佐倉学の推進】

佐倉学への関心は高まってきており、更に多くの市民に佐倉学が認知されるよう、学校教育と社会教育が一体となって推進していく必要があります。

【地域教材を活用した学習の支援】

郷土資料の収集・整理について、更に幅広く行い、その利用に供することなどにより、学習支援の充実を図っていく必要があります。

基本方針

郷土佐倉に対する誇りや愛着を育むことを目的とする「佐倉学」を普及・定着させます。また、学校教育と社会教育が一体となって推進していくことにより、佐倉に伝統として息づく「好学進取の気風と品格のある人材」の育成を目指します。

施策

(1) 佐倉学を推進します

学校教育では、今後も各小中学校の教育課程に佐倉学を位置付け、副読本の活用などを通して佐倉を学ぶ学習を展開します。また、社会教育では、公民館などでの佐倉学講座や史跡散策の実施などによる事業の充実を図ります。

(2) 地域教材を活用した学習を推進します

郷土資料の収集・整理を効率的に進め、佐倉の自然・文化・歴史などの地域の教材を活用した学習を支援します。

3 生涯学習の推進

前期基本計画の取組

【生涯学習の環境整備】

公民館・図書館などの社会教育施設は、地域における学習の拠点、人づくり・まちづくりの拠点として機能しました。また、老朽化した施設・設備などについて、随時改修や更新を行いました。

【社会教育事業の推進】

公民館・図書館などにおいて社会教育事業を推進するとともに、各種講座、学習などに関する情報の提供及びホームページによる情報発信により、生涯学習に関する関心、参画意識の高揚を図りました。

【地域活動の担い手づくり】

新たに、コミュニティカレッジ、地域学びあい講座を開設し、自ら地域を形成していこうとする人材の育成を進めました。

現状と課題

【生涯学習の環境整備】

多様化する市民ニーズに対応できるよう、施設の維持管理と整備を計画的に進め、利便性を高めていく必要があります。

【社会教育事業の推進】

市民の文化力・教育力を向上するために、公民館・図書館などで社会教育事業を円滑かつ継続的に実施していく必要があります。また、市民の趣味、教養、健康など自己の能力を磨く生きがい作りの学習を支援するためには、生涯学習に関する情報提供の充実が必要です。

【地域活動の担い手づくり】

地域活性化を目指し、更なる人材育成を進めるとともに、積極的に地域活動に参画できる基盤を整備していくことが必要となっています。

基本方針

公民館・図書館など社会教育施設の整備を総合的・計画的に進め、市民の生涯学習活動の場として提供します。また、更なる地域人材の育成を推進するため、各事業の見直しを進めます。

施策

(1) 生涯学習の環境を整備します

市民の多様な学習ニーズに対応するため、社会教育施設の維持管理・運営や、老朽化した施設の更新など環境整備を図るとともに、市民に開かれた生涯学習活動の場として施設を提供します。

(2) 公民館・図書館などで社会教育を推進します

各施設での社会教育事業の推進を図るとともに、各種講座、学習などに関する情報発信を行い、生涯学習に対する関心や参画意識を高めます。また、更なる地域人材の育成を推進するため、市民カレッジやコミュニティカレッジなどのあり方や事業内容について検討します。



佐倉市民カレッジ



平成 27 年リニューアルオープンの
志津図書館志津分館

4 青少年育成の充実

前期基本計画の取組

【家庭の教育力】

家庭教育学級の実施による家庭教育力の向上や、小・中学生、高校生を対象に行う子育て講座などによる、命の大切さの学習支援などの充実を図りました。

【青少年の体験活動】

通学合宿や交流合宿、また、ジュニアリーダー初級認定講習会や中央交流フェスティバルなどを展開し、青少年に様々な体験の場を提供しました。活動に際しては、多くの地域ボランティアと連携し、青少年を核にした地域づくりを行いました。

【青少年を支える地域活動】

青少年育成市民会議や青少年相談員、子ども会など、地域で活動する青少年育成団体との連携や支援を行うことで、地域の子どもたちを地域で育むという環境を醸成しました。

現状と課題

【家庭の教育力】

家庭教育は全ての教育の原点であり、次代を担う子どもたちの健やかな成長にとって重要な役割を持っています。しかし、社会構造の変化などにより家庭の教育力が低下してきているという指摘もあり、子育てをする人の不安感や負担感、孤立感を取り除くなど、様々な面から家庭教育を支援していく必要があります。

【青少年の体験活動】

青少年を取り巻く環境は、少子化や家族形態の多様化、地域の希薄化が進展し、様々な価値観の中で家庭や地域で子どもたちを育むことが難しいものになっています。また、インターネットの普及による情報化が進んでおり、ネット上のトラブルも増加しています。このような環境の中、学校だけでなく、家庭や地域において青少年が種々の体験を通し、コミュニケーション能力や物の見方など、生きる力の基礎を身に付けていけるかが課題となっています。

【青少年を支える地域活動】

青少年を支える地域団体の役員の高齢化が進んでいます。活動を担うべき次の世代に、青少年を支える地域活動への関心を喚起し、主体的な活動の担い手を増やすことが課題となっています。

基本方針

子どもたちの成長を支援するため、学校・家庭・地域社会とより一層の連携のもと、地域の教育活動を推進します。子育ての喜びや楽しさを感じられるよう家庭の教育力向上を図るとともに、青少年健全育成のための団体支援や青少年活動の担い手を育成し、子どもの当事者性を活かした事業を展開します。

施 策

(1) 家庭教育を支援します

市民が家庭教育の重要性を再認識し、家庭の教育力が向上するよう、家庭教育事業や子育て講座、家庭教育学級を実施します。

(2) 地域とのふれあいを増やします

青少年の将来の成長の糧となるような生活体験や社会体験、自然体験など、種々の直接体験の場を提供する中で、青少年と地域の方々が交流する機会を作り、地域の中で顔の見える関係作りに努めます。

(3) 青少年健全育成に取り組みます

「青少年育成計画」を基に、関係機関・関連団体とともに青少年を取り巻く環境についての課題を共有し、社会、地域全体での青少年育成を推進します。特に、地域の中で、青少年の健全育成に向けて活動している青少年育成市民会議や青少年相談員、子ども会などの地域活動を支援します。



成人式



通学合宿での炊事風景

5 学校環境の整備

前期基本計画の取組

【学校施設の整備】

学校施設の耐震化については、平成27年度に完了する計画に基づき、取組を進めました。

【学習環境の整備】

コンピューター利用教育推進のために、環境整備とパソコン教室を利用しての授業を実施しました。

現状と課題

【学校施設の整備】

建築後20年以上経過した多くの学校施設において老朽化が進んでいることから、施設の機能回復及び改善を図るため、大規模改修を計画的に進めていく必要があります。

【学習環境の整備】

教育に必要な教材備品を計画的に購入し、学校の学習環境の整備を図る必要があります。また、施設設備のバリアフリー化などを行い、障害のある子どもとともに学べる環境を整備する必要があります。

基本方針

子どもたちが一日の多くの時間を過ごす学校の安全・安心な環境を確保するために、学校施設の老朽化対策を行います。また、教材備品の一括購入など、学校教育に必要な環境の整備及び管理を行います。

施策

(1) 安全・安心な学校施設整備を推進します

学校施設は子どもたちが長時間過ごす場所であり、また、災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たす重要な施設です。これらの機能を確保するため、国の補助制度を活用しながら、学校施設の老朽化対策をはじめとする改修を推進します。

(2) 学校の学習環境を整備します

学校の学習環境を整えるため、教育機器や教材備品などの整備及び管理を行います。

6 学力向上の推進

前期基本計画の取組

【授業改善】

教職員の使命感の涵養と指導力の向上を期して、教職員研修体系に基づき各種研修会や会議を開催するとともに、研究モデル校の指定や指導主事のタイムリーアドバイス、教育委員会による学校訪問などを実施しました。また、児童生徒の学習意欲の向上を目指し、大学との連携による学力向上サポートティーチャーの配置や外国人英語指導助手（ALT）・理科実験支援員などの派遣を行いました。更に、佐倉市学習状況調査や全国学力・学習状況調査の実施と分析、好学力チャレンジ教室の開催などを通して、確かな学力の向上を図りました。

【就学援助】

経済的な理由により就学が困難な児童生徒を支援するため、就学援助制度による経済的負担の軽減を行いました。

現状と課題

【授業改善】

子どもたちの「生きる力」を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、思考力、判断力、表現力などの力を育む教育を推進するため、問題解決的な学習の手法を取り入れた授業改善に取り組む必要があります。また、グローバル化に対応した英語教育改革実施計画に基づき行われる小学校英語の時数増加に伴い、ALTの配置拡大が必要です。

【就学援助】

児童・生徒数は減少傾向ですが、援助対象数は年々増加傾向にあります。

基本方針

児童・生徒の学力の向上は学校教育の目的の根幹であり、特色ある佐倉の教育を実現するため、学習状況調査や独自の社会科副読本の発行など、佐倉市独自の教育施策により、学力向上を目指します。また、教職員研修や研究モデル校の指定などにより教職員の資質を向上させます。更に、指導方法改善事業を実施し、学校支援補助教員の配置や英語指導助手の派遣により、授業の質を確保します。

施策

（1）確かな学力を定着させます

児童・生徒の確かな学力向上を目指すには、教育課題の分析や対処を適切に行う必要があります。佐倉市教育センターを中心として、教育課題について調査・研究し、指導に反映させていきます。

(2) 経済面での学習支援を行います

経済的な理由で就園・就学が困難な幼児・児童・生徒を支援するため、就園・就学援助や奨学金制度により経済的負担の軽減を図ります。

(3) 指導の質を確保します

きめ細かな指導教員配置のため、小学校において1学級30名以上の学級を対象に少人数指導を実施し、更に、きめ細かな指導内容による基礎学力の定着や強化を図ります。また、理数教育の充実に向けての理科実験支援員の配置、及び小中学校の英語教育の充実に向けて外国人英語指導助手（ALT）の配置を継続して行います。

(4) 教職員の資質向上を図ります

子どもたちが学習意欲を持って確かな学力を身につけるには、指導に当たる教職員の資質向上が求められます。教職員の意識や指導力を高めるための研修などの事業を実施します。



少人数ならではのきめ細やかな指導



英語指導助手による授業風景

7 心の教育の推進

前期基本計画の取組

【道徳教育の充実】

郷土の先覚者を題材とした副読本「佐倉の道徳」を作成するなど、道徳教育を積極的に実施しました。

【学校図書館の活性化】

全小中学校において、朝読書の時間を設け毎日の読書活動を継続し、子どもたちの生活習慣として定着してきました。また、各中学校区に11名の学校図書館司書を配置し、読書活動の推進を図りました。

【いじめ防止対策】

全小中学校において「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめアンケートの実施や教育相談の充実により情報収集に努めるとともに、命を大切にするキャンペーンや人権集会などを開いて、いじめ防止の啓発を図りました。また、平成26年度に全小中学校の代表者が一同に会し、「いじめ防止子どもサミット」を開催しました。これを受けて各学校において全校集会が開かれました。

【特別支援教育の充実】

支援員を幼稚園、小・中学校に38名配置し、一人ひとりの特性に合わせた支援を行いました。また、年3回教育支援委員会を開催し、障害のある子どもたちの適切な就学先及び就学後の支援内容について検討しました。

現状と課題

【道徳教育の充実】

佐倉の先覚者を題材とした副読本「佐倉の道徳」の活用など、佐倉の伝統や文化を生かした道徳授業の充実と、体験活動やボランティア活動などを通し、道徳的実践力を高める教育を推進していきます。また、「特別の教科 道徳」が教育課程上に位置付けられることに伴い、その経緯や主旨などについて教職員研修を充実させるとともに、郷土を大切にする心を育てる教材の開発などを含めて、教育課程の変更に対応していくことが求められます。

【学校図書館の活性化】

学校図書館司書の配置を継続するとともに、新たな図書購入に当たっては、既存図書の劣化などを配慮し計画的に図書を充足していく必要があります。

【いじめ防止対策】

道徳教育の充実を図るとともに、いじめ防止基本方針に基づいたいじめ防止などに努めていく必要があります。

【特別支援教育の充実】

特別な支援が必要な子どもは年々増加傾向にあり、支援内容も多岐に渡っています。一人ひとりの子どもが安定した気持ちで、最大限に能力を発揮できる教育を目指すためには、支援員の適正配置が必要です。

基本方針

佐倉を素材とした道徳教材の作成や読書活動の推進、社会人活用やキャリア教育などの指導プログラムを実施し、児童・生徒の心の居場所となる学校づくりを推進します。また、芸術・文化施設において、学校教育支援プログラムにより、豊かな人間関係作りを目的とした学習支援を行います。

いじめ防止対策として、佐倉市いじめ防止基本方針の策定に基づき、対応していきます。

不登校や発達に関する相談及び対応のために、学校教育相談員などを配置し、適切な支援を行います。

特別支援教育の充実については、教育支援委員会の開催を継続し、適切な就学を図るとともに、支援員の適切な配置を行い、きめ細かな対応に努めます。

施策

(1) 心を育てる学習を充実します

子どもたちが豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を深めることができるよう、教育活動全般において道徳教育を推進し、幼児・児童・生徒の多様な体験活動の充実を図ります。

(2) 読書を推進します

子どもの読書活動の重要性を鑑み、学校図書館司書の配置や計画的な学校図書購入など、読書環境を整備するとともに、全ての小・中学校で読書の時間を設け、子どもたちの読書活動を推進します。

(3) いじめ防止対策を推進します

各学校から月例調査報告を受け、いじめの状況などについて把握するとともに、佐倉市いじめ防止基本方針の策定に基づき、関係機関などと連携しながらいじめ防止などを推進します。

(4) 一人ひとりのニーズにあった教育を推進します

子どもたちの心の悩みなど様々な相談に対応するため、一人ひとりの子どもたちの心に寄りそった指導相談ができる体制を整備します。障害のある子どもたちに対しては、その特性に合わせ、子どもたち一人ひとりに最もふさわしい学習環境を提供します。また、障害のある子どもたちに適切な学ぶ機会を保障するため、教育支援委員会を開催し、適切な就学指導及び就学後の支援の充実に努めます。

(5) 芸術・文化学習を支援します

芸術・文化学習を推進し、音楽講座・教室など様々な企画を提供することにより、芸術・文化学習を支援します。

8 健康教育の推進

前期基本計画の取組

食育において、郷土の先覚者「津田仙」にちなんだ献立や地場産物を使用した特色ある給食を実施し、学校給食を活用した食育の推進を行いました。また、生活習慣病予防健診や夏休み前の個別指導、朝食アンケートなどを継続して実施し、健康課題や生活習慣の現状把握、改善に努めました。

現状と課題

【体力の向上】

本市は、スポーツテストの平均記録において県と同程度の結果でしたが、全国との比較では多くの種目で大きく上回る記録を残すなど、体力向上の面では好ましい成果が得られています。しかし、運動を行っている子どもと行っていない子どもとの体力の二極化や、全身の身体能力を高める外遊びの減少なども課題となり、従前と比べ体力は低下傾向にあるため、より一層の体力増強に取り組む必要があります。

【食育の推進】

取組を通して、肥満傾向児童生徒や朝食喫食率が横ばいであることが把握できたため、更なる肥満傾向の減少・朝食喫食率の向上を目指していく必要があります。

基本方針

食育を中心とした健康教育をより一層推進します。また、小・中学校での食に関する指導を推進し、安全・安心な学校給食を実施するための施設・設備の改修や管理をします。更に、子どもたちの体力向上に向けて体育指導を充実するとともに、児童、生徒、園児の健康診断及び環境衛生検査を適正に実施し、生活習慣病予防検診や個別指導を行います。

施策

(1) 学校給食を活かした食育を推進します

学校給食を通して「食」に関する指導の充実を図り、子どもたちが正しい食習慣や知識を身に付けることができるよう、家庭・地域と連携を図りながら食育を推進します。

(2) 児童・生徒の健康教育を推進します

学校における健康教育の一層の充実が求められている中、児童・生徒の健康を保持・増進するための制度の適正運用を図るとともに、快適な学習環境を維持します。

(3) 体力向上を推進します

多くの部門で低下傾向にある子どもの体力増強のための教育や、各種事業に取り組みます。また、子どもたちの体力向上のための大会を実施します。

9 スポーツの推進

前期基本計画の取組

【スポーツ人口の増加】

スポーツ推進委員会を中心に、スポーツイベントにおけるニュースポーツの紹介などを通じて、スポーツに親しむ市民の増加を図りました。

【スポーツに親しめる機会の提供】

スポーツフェスティバルやニュースポーツまつりなどの軽スポーツのイベントや、ヨガ・ピラティスなどの運動教室、各種市民大会を開催しスポーツに親しめる機会の提供に努めました。

【安全で快適、利用しやすいスポーツ施設の提供】

スポーツ施設や学校開放事業としての校庭・体育館・プールを広く提供し、生涯スポーツの振興に努めました。また、平成26年には、岩名運動公園にサッカーラグビー等多目的球技場が完成しました。

現状と課題

【スポーツ人口の増加】

本市のアンケートにおいて、「週一回以上スポーツをする成人の割合」が平成23年度から平成26年度までの4年間の平均で52.7%でした。しかしながら、男性の20～59歳においては各年齢層で50%を下回っており、また、女性の20歳代で14.3%と低い実施率となっています。今後、60歳未満の市民のスポーツ実施率を高めていく必要があります。

【スポーツに親しめる機会の提供】

生涯スポーツという観点から、スポーツをするだけでなく、観る、応援するなどの楽しみ方も普及していく必要があります。また、平成31年のラグビーワールドカップ日本大会、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックが開催されるため、市民が世界のトップアスリートと身近に接する機会を提供することについて検討する必要があります。

【安全で快適、利用しやすいスポーツ施設の提供】

市民体育館などの施設の老朽化、また、岩名運動公園において駐車場の不足が顕著化しています。

基本方針

第4次佐倉市スポーツ推進計画に基づき、日常的に地域の中でスポーツや身近に楽しめる運動などを通して、心と体の健康づくりを推進します。また、多様化する市民のスポーツニーズへの対応を充実し、市民体育大会や佐倉朝日健康マラソン大会などのイベントや、各種スポーツ教室を実施します。加えて、スポーツ施設・設備の修繕・改修を行い、適切に管理・運営することで利便性を促進します。

施 策

(1) 生涯スポーツのサポート環境を充実します

健康・体力づくりにつながる生涯スポーツの普及や競技力向上への支援に努めます。

(2) スポーツに親しむ機会を提供します

スポーツに対する市民のニーズを把握し、参加する・観る・応援するといった機会を提供します。また、平成31年にラグビーワールドカップ日本大会、平成32年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることに伴い、市民が世界のトップアスリートと身近に接する機会を提供するため、キャンプの誘致活動などを推進します。

(3) 安全で快適なスポーツ施設を提供します

市民が安心してスポーツに励み、楽しめるスポーツ施設などを提供します。また、市民がスポーツ施設を容易に予約できる方法の調査・研究を進めます。加えて、国際的なスポーツ大会に臨む国内外の団体の利用も想定した、施設環境の充実を検討します。



長嶋茂雄記念岩名球場



佐倉朝日健康マラソン大会

10 大学等の高等教育機関との連携・協力

前期基本計画の取組

【大学等の高等教育機関との連携・協力】

本市は、これまでに学校法人女子美術大学、学校法人順天堂、学校法人東邦大学、千葉敬愛短期大学、東京情報大学、敬愛大学、東京大学大学院農学生命科学研究科との連携協定を締結し、それぞれの大学等の有する専門的知見による協力を得ながら、本市が抱えている様々な課題に対する取組を行ってきました。

【大学等の高等教育機関の誘致】

有識者による懇話会「佐倉市大学等の誘致に関する懇話会」を設置し、市が行う大学等の誘致における公的支援のあり方についての提言をいただきました。

現状と課題

【大学等の高等教育機関との連携・協力】

現在、協定を締結している大学等との連携事業を拡充するとともに、新たな大学等との連携協定についても検討を進める必要があります。

【大学等の高等教育機関の誘致】

大学等の高等教育機関の誘致に関する公費負担を含めた支援のあり方については、大学が進出することによる市民への貢献や、これまで本市が行ってきた企業誘致等のための各種支援を勘案する必要があるとの「佐倉市大学等の誘致に関する懇話会」の提言を踏まえ検討を進める必要があります。また、順天堂大学の誘致にあたっては、引き続き、正式かつ必要な手続きを着実にを行い、市民の理解を得ながら協議を進める必要があります。

基本方針

多様化する地域課題の解決に向け、大学等の高等教育機関の専門的知見による協力を得るこれまでの連携事業の拡充に努めるとともに、教育・文化の振興、人材育成など様々な分野において、新たな協力体制の構築を図ります。また、大学など高等教育機関の誘致については、教育・文化の振興に限らず、若者が集う賑わいのあるまちづくりにも寄与することから、積極的に推進します。

施策

(1) 大学等の高等教育機関との連携・協力を推進します

専門的知見を要する地域課題の解決に向け、大学等の高等教育機関との連携・協力を推進します。

(2) 大学等の高等教育機関の誘致を推進します

本市の教育・文化の振興、専門的人材の育成のみならず、若者の集う賑わいあるまちづくりのため、大学等の高等教育機関の誘致を推進します。

第4章 明日へつながるまちづくり

～産業経済の活性化、文化・芸術・観光の充実～

1 農業の活性化

前期基本計画の取組

【農業の振興】

新規就農希望者への支援、担い手に対し農地の利用集積を図った結果、平成23年度から26年度までに新規就農者14人、新たに農地を利用集積した面積は132.51haとなりました。また地産地消や6次産業化の支援により、市内の農業生産法人が6次産業化施設として、農産物の加工販売所をオープンしました。更に、農業者と地域住民が共同で実施する農地や農業用施設などの保全管理や、農村環境の向上の取組に対し支援を行いました。

【農村環境の保全】

印旛沼周辺地域の活性化を図る「印旛沼周辺地域の活性化推進プラン」を平成25年11月に策定し、計画に沿って平成26年度には市民農園を整備し、都市住民の農業体験の場を提供しました。また、農業用廃プラスチックの適正処理に努めるとともに、環境保全型農業の推進に努めました。

現状と課題

【農業の振興】

農業従事者の減少、高齢化、耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く環境は年々厳しくなっています。くわえて、わが国のTPPへの参加により、今後とりわけ農産物市場に大きな影響があることが考えられます。このような環境変化の中、認定農業者の育成や農地の利用集積などを更に推進し、農業生産の継続が可能となる施策を展開する必要があります。

【農村環境の保全】

都市と農村の交流促進のため、佐倉草ぶえの丘施設の更なる充実を図り、交流人口の増加を図る必要があります。また、自然環境を保全するため、引き続き環境保全型農業を推進し、地域環境の保全に努める必要があります。

基本方針

農業の担い手育成を図るとともに、耕作放棄地解消に向けた取組や農業生産環境の保全活動を支援しながら、農地の利用集積や農業用施設の適切な維持管理に努めるとともに、生産基盤の整備を図ります。また、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図ります。

地域で生産された農畜産物を地域で消費する地産地消を推進するとともに、6次産業化などにより付加価値の高い商品開発などの取組を通して、消費者の多様なニーズに的確に応えることができる農業を目指します。

農村環境の保全のために、環境にやさしい農業を推進します。また、農業体験を通じて市民に広く農業への理解を深める機会を提供します。更に、印旛沼周辺地域を活性化するため整備を推進します。

施策

(1) 力強い農業ができる生産体制を推進します

新規就農を含めた担い手の育成と農地の利用集積により、農業経営の強化を図るとともに、耕作放棄地の解消を促進し、本市の農業を守ります。

生産性の向上を図るため、農地の改良や用排水施設の維持管理など生産基盤整備を図ります。また、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の農地・農業用施設などの保全管理活動に対し支援を行います。

(2) 地域農畜産物の消費拡大を推進します

地域で生産された安全・安心な農畜産物の地産地消を推進します。また、6次産業化などにより付加価値の高い商品の開発に取り組み、併せてブランド化の推進を図ります。

(3) 豊かな農村環境のあるまちにします

環境保全型農業や農業用廃プラスチックの適正処理に取り組む農業者への支援を行い、環境と調和のとれた農業生産や農村環境の保全を図ります。

(4) 都市と農村の交流を促進します

都市住民が、自然とふれあいながら農業体験を楽しむ機会を提供します。

印旛沼周辺地域の活性化推進プランに基づき印旛沼周辺地域の整備促進を図ります。また、貴重なバラの原種を収集・保存する国際的にも評価の高い草ぶえの丘バラ園を活用し、リピーターの増加を図ります。

更に、著しい過疎化が進む農村地域の定住人口対策の一環として、都市住民と農業者との交流促進を図ります。



佐倉草ぶえの丘バラ園



稲刈りと風車

2 商工業の活性化

前期基本計画の取組

【企業の連携による経済の総合的な発展】

地域経済の発展、商工業の振興、地域貢献、事業者交流の推進などを担う産業経済団体を支援しました。

佐倉市産業まつりを再開し、市内産業啓発を図るとともに、参加事業者同士の交流を促進しました。

【中小企業の経営支援】

中小企業の経営を支援するため、融資制度の拡充を行いました。また、中小企業庁や県の担当職員を講師に招き「中小企業施策セミナー」を行うなど、経営支援のための情報発信を行いました。

【個店支援】

商業団体などによる一店逸品運動の勉強会、観光土産品組合の新商品創出研究活動の支援を通して、個店の付加価値向上に向けた取組を促進しました。また、商工会議所の行うプレミアム商品券事業支援により、市内小売店舗の振興を図りました。

【商店街機能の維持】

商店会などが行う街路灯のLED化や防犯カメラ設置を支援し、商店街の安全性向上を図りました。併せて、商店街マップの作成や商店会案内看板の製作、ホームページなどによる情報発信を支援し、商店街に関する情報の周知啓発を推進しました。

また、空き店舗対策として、佐倉市中小企業資金融資制度に「商店街活性化資金」を加えるとともに、「佐倉市商店街空き店舗等出店促進補助金」を新設し、事業者の商店街空き店舗への進出を推進しました。

更に、地元商店会などが行うイベントなどを支援し、商店街活性化を図りました。

【企業誘致のための環境整備】

「企業支援ワンストップサポートデスク」を設置し、情報の一元化、企業へのサービス向上を図りました。

また、企業誘致助成メニューを拡充し、特に、既存敷地内で事業所などを増設する企業も対象に含め、既存企業の再投資を促進しました。

【起業支援の充実】

市内起業家に対して「起業支援事業」や「創業資金融資制度」を創設し、起業支援を図るとともに、市民向けに起業入門講座「佐倉起業塾」や起業支援講演会を開催するなど啓発活動の充実や、商工会議所に創業専門相談窓口「mebucさくら」を開設し相談体制の充実に努めました。また、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定し、本市の起業支援の推進体制や施策などについて決めました。

現状と課題

【企業の連携による経済の総合的な発展】

中小企業発展のため、地域経済団体への支援や事業者交流を進める取組を継続的に行う必要があります。また、商工会議所の会員数や組織率の向上を図る必要があります。

【中小企業の経営支援】

国の継続的な経済政策の結果、景気回復の傾向が見え始めたものの、人口減少・高齢化やグローバル化への対応の遅れなど中長期的な課題を抱える地方においては、経済政策の効果が十分に行き渡っておらず、本市も同様の状況です。今後も、中小企業の経営支援を継続的に行うとともに、事業者のニーズに対応した支援を行う必要があります。

【個店・商店街環境】

長引く景気低迷から回復の兆しはあるものの、依然として中小企業の経営は厳しい状況が続いています。東日本大震災の影響や消費税率の引上げなどにより、消費は落ち込み、更なる経済対策が求められています。また、市内の商店街は、スーパーなど大型店の出店や後継者不足、経営者の高齢化による廃業などにより、規模が縮小していることから、元気な商店街、にぎわいのある商店街づくりへの環境整備が必要です。

【企業誘致のための環境整備】

圏央道の開通など、周辺環境の変化により自治体間競争が激化することが見込まれるため、誘致体制の強化や企業誘致助成メニューの見直し、更なる周知が必要です。

【起業支援】

本市の起業支援を本格的にスタートさせ、支援体制の整備や起業者の負担軽減に取り組んでいますが、起業に結びつく事例はまだ少なく、今後は実効性を高めていくことが求められています。

基本方針

企業の連携による地域経済の振興を図りながら、中小企業の経営安定を図ります。また、商店街に対し、集客支援及び商店街機能維持の支援を行います。

また、企業誘致の推進や既存企業の事業規模拡大の促進、起業支援の充実などにより、地域経済の拡大を図ります。

施策

(1) 企業の連携による地域経済の振興を図ります

市内企業が連携して行う産業振興、地域貢献、産業啓発などの取組を支援し、地域経済の活性化を図ります。

(2) 中小企業の経営安定を図ります

融資制度の運営や、経営相談機会の提供などを行い、地域経済の重要な担い手である中小企業の経営安定・強化を支援し、地域経済の活性化を図ります。

II 分野別計画

(3) 魅力ある商業地を形成します

商店街などが行う集客イベントや組織活性、交流促進などを支援します。また、商店街の防犯機能の維持支援や、空き店舗対策を行います。

(4) 企業誘致を推進するとともに、既存企業の新たな展開を促進します

企業立地助成や地元雇用奨励などの支援メニューを活用して、工業団地や佐倉インターチェンジ周辺、国道51号沿い等において工場や流通業務施設等の企業誘致を推進するとともに、既存企業の事業拡大や施設拡充を支援し、地域経済の活性化及び市内雇用の拡大を図ります。

(5) 起業を促進します

市民の起業意識啓発、起業にかかる相談体制の充実を図るとともに、財政的支援を行います。



佐倉第一、第二、熊野堂工業団地



佐倉第三工業団地



臼井ふるさとにぎわい祭

3 雇用の安定化

前期基本計画の取組

地域職業相談室運営事業をハローワーク成田と共同して運営し、市内就業を支援しました。また、就職希望者を対象とするセミナーや、ジョブカフェちばと共催で「地元で就職応援ツアー」（求人募集中の企業のバス見学会）を実施し、情報提供や就職機会の提供に努めました。

特定求職者雇用促進事業を行い、障害者雇用の促進を行いました。

また、中小企業退職金共済掛金補助事業により中小企業における従業員の福祉向上及び雇用安定化を図りました。

現状と課題

雇用を取り巻く環境は依然厳しい情勢が続いており、今後も継続的な雇用促進施策が必要です。

基本方針

国、県、関係機関と連携を図りながら、就業の促進と職業能力の向上を推進します。

施策

（1）就業の促進、雇用の安定化を図ります

雇用・就業に関する情報提供や知識習得機会の提供などを行い、就業促進や職業能力向上、雇用の安定化を図ります。



佐倉市地域職業相談室

4 観光の振興

前期基本計画の取組

【城下町としてのイメージ強化】

時代まつりのコンセプトを一新し、「城下町・佐倉」を内外にPRするイベントにリニューアルした結果、城下町風情を感じた人の割合や満足度は8割以上と高い水準で評価を得られました。また、平成25年度に「着物・城下町発信事業」（着物着付けレンタル事業）を行い、翌年から地元の方が事業を引き継ぐことで、継続的に旧城下町の魅力の向上を図りました。

【ふるさと広場周辺の交通渋滞対策】

ふるさと広場へのアクセス向上のため、大型観光バスが臼井方面から進入できるよう、京成線軌道沿いの道路整備を計画的に進めました。また、チューリップフェスタ開催時には、駐車場の混雑状況などを随時特設ホームページやツイッター（SNS）などを活用し周知に努めました。

【町並みの不統一感の解消】

武家屋敷周辺の町並みを統一するため、通り沿いの住宅に生垣、竹垣風フェンスを整備しました。

【観光施設やイベントの積極的なPR】

外国語対応パンフレットや女性目線の観光パンフレットを作成するなどし、市の観光PRを行いました。また、市内施設での映画・テレビのロケなどを斡旋する「フィルムコミッション事業」を推進することにより、知名度の向上を図りました。

【観光施設間の回遊性の向上】

印旛沼周辺に訪れる観光客の回遊性を高めるため、印旛沼周辺地域の活性化推進プランを策定し、当該プランに基づき、観光案内看板の改修を実施しました。また、観光客に市内散策を楽しんでもらうため、レンタサイクルの台数を増加させました。

現状と課題

【城下町としてのイメージ強化】

「城下町佐倉」のイメージは、徐々にではありますが着実に根づいてきており、今後も継続して施策を推進していくことが必要です。

【ふるさと広場周辺の交通渋滞対策】

ふるさと広場周辺の用地は、地理的条件が厳しいことや法的規制による制約などがあることから、今後も継続的かつ戦略的に施策を展開していくことが必要です。

【町並みの不統一感の整備】

城下町通りにおける観光ポイントとして旧平井家住宅の活用など、新町の城下町地区について、市の景観計画との整合性を図り、住民の理解を得ながら更に統一した町並みを整備していくことが必要です。

【観光施設やイベントの積極的なPR】

外国メディアの取材、外国人の観光客は年々増加してきており、観光情報の発信を更に強化し、今後も市の知名度高めるための施策を戦略的に行っていくことが必要です。

【観光施設間の回遊性の向上】

回遊性は徐々に向上しているものの、依然として来訪者の滞在時間が少なく、市内での消費に結びついていないことから、今後も継続的かつ戦略的に回遊性の向上、滞在時間の増加を図る必要があります。

基本方針

交流人口の拡大を図るため、観光施設の老朽化対策や施設価値を高めるための機能の見直しを行うとともに、花や歴史的資産を活用したイベントの充実を図り、観光客の回遊性を高めるための取組を行います。また、観光による市のPR、観光情報の発信を推進します。

施 策**(1) 印旛沼周辺地域等の整備推進を図ります**

佐倉草ぶえの丘、サンセットヒルズ、ふるさと広場の施設整備に加え、ふるさと広場へのアクセス整備、印旛沼舟運の実施などにより、印旛沼周辺地域を北総地区の観光の拠点となるよう整備していきます。また、県と協力して、サイクリングロードに沼の見える休憩施設を設置します。

(2) 花や歴史的資産を活用したイベントの充実を図ります

ふるさと広場のチューリップフェスタや佐倉城址のさくら、城下町通りでの佐倉秋祭りや時代まつり、そして市民花火大会などのイベントを、地域や関係団体との連携協働により充実させ、観光の振興を図ります。

(3) 観光施設間・団体間の連携強化を図ります

他市町村や民間企業などの観光施設との連携を強化し、多様な観光モデルプランの作成を行い、回遊性の向上を図ります。また、観光協会をはじめ観光関連団体との連携強化を図り、観光の担い手育成に努めます。

(4) 観光情報を積極的に発信します

国内はもとより、海外からの観光客を増加させるため、多様なメディアを活用し、積極的な本市の情報発信を行っていきます。また、本市の知名度を上げるため、フィルムコミッション事業の強化を図ります。

(5) 佐倉にゆかりあるアニメ・漫画等を活用して観光客増加を図ります

佐倉にゆかりあるアニメ・漫画等を活用することにより、本市の新たな魅力を発掘し、新たな層の観光客を呼び込みます。

5 歴史・文化資産の保全・活用

前期基本計画の取組

【文化財の保存・整備・活用への理解促進】

前期基本計画期間中に国指定文化財が1件、市指定文化財が1件それぞれ増加し、国選択無形民俗文化財1件が選択されました。また、千葉県指定名勝であった旧堀田邸庭園（さくら庭園）が国指定となりました。

国指定史跡において、平成25年度に本佐倉城跡の指定15周年を記念して「二つの佐倉城展」を開催し、平成26年度には井野長割遺跡の指定10周年を記念して、見学会とシンポジウムを開催しました。

【所有者・管理者の経済的負担軽減】

東日本大震災によって被災した文化財の修繕に対し、補助金を交付しました。また、所有者に民間・公益法人の補助金を紹介し、申請・手続きを支援しました。

旧城下町の祭礼文化では、市指定文化財である祭礼用具・佐倉囃子の普及活動への支援のほかに、文化庁補助事業の「文化遺産を活かした地域活性化事業」によって山車人形などの祭礼用具の修復・公開・活用・普及事業を一連の事業として支援しました。その結果、運行可能な山車が2基から3基となりました。

平成25年度には、所有者・管理者を対象に文化財の保存状況のアンケート実施し、補助対象の早期把握を図りました。

【観光行政の視点】

フィルムコミッション事業に対応して、文化財施設での映画・ドラマなどの撮影を積極的に受け入れました。また、本市から1時間圏内の市町村の小学校へ、見学案内のダイレクトメールを送付し、文化財施設の見学を誘致しました。

現状と課題

【文化財の保存・整備・活用への理解】

文化財や文化資産は、一度失うと再生ができません。国・県・市の指定・登録文化財制度や市独自の登録有形文化財制度・市民文化資産選定制度によって積極的に保存に努め、周知・普及する必要があります。

【所有者・管理者の経済的負担軽減】

文化財への補助金確保は困難な状況が続いており、個人所有者や保存団体の負担が増加しているため、経済的負担の軽減が課題です。

【観光行政の視点】

市外からの観光客に対して対応できる体制や、ドラマ・映画・CMなどの撮影を支援できる体制が求められるため、検討が必要な状況です。

基本方針

本市には、恵まれた歴史・自然・文化などの文化資産があります。文化財や文化資産の調査・保全・整備を進めるとともに、所有者・管理者への支援を実施します。

また、講演会・見学会・学習会の実施や、『佐倉市史』の編さんなど研究資料を刊行し、歴史資料の保存を図るとともに、佐倉固有の財産を市民で共有します。更に、「佐倉・城下町400年記念事業」を実施するなど、観光行政からの視点も含め、佐倉の歴史・文化を市内外に発信します。

施策

(1) 歴史・文化を普及します

講演会・見学会に加えて体験に重点を置いた普及事業を実施し、文化財保護の意識を啓発します。また、『佐倉市史』を編さんするなど、市民に普及するための取組を実施します。更に、ホームページなどでの情報発信を強化します。

(2) 歴史文化資産を保全・活用します

市民の財産でもある文化財や文化資産を次代へ継承するため、適切に管理運営します。また、埋蔵文化財調査遺物を適切に保管・整理し、将来にわたる資料として活用します。

(3) 歴史的建造物を保全・整備します

歴史的建造物を適正に保存・活用することは、未来への継承につながるため、状況を把握し、所有者・管理者や活動団体と連携して保存・活用を図ります。

また、佐倉市景観計画の策定、景観形成重点地域の設定に合わせて、歴史的建造物などの文化財指定・文化財登録を行います。それに伴い、市所有の歴史的建造物で無指定のものは、登録有形文化財の登録を目指し、一層の活用を図ります。



本佐倉城跡（国指定史跡）



旧堀田邸・庭園（国指定重要文化財・名勝）

6 芸術・文化の振興

前期基本計画の取組

市民音楽ホールにおいて、市民が身近に音楽・芸術・文化にふれられるよう、クラシックを中心とした演奏会や、合唱や吹奏楽などのフェスティバルを開催し、音楽活動に参加できる機会を提供しました。また、小学生、中学生を対象としたオーケストラや和楽器の演奏会なども開催し、幅広い年齢層の方を対象に音楽文化の普及・充実に努めました。

市立美術館では企画展、収蔵作品展のほか、市民参加型展覧会のアート・フォト・サクラ、新春佐倉美術展、対話による美術鑑賞プロジェクト「ミテ・ハナソウ」などの開催に加え、企画展で各種ワークショップを実施し、幅広い年齢の市民に対し身近に芸術・文化にふれる機会を提供しました。

市民の芸術・文化に対する関心や理解、知識を深めるために、情報誌『風媒花』を発行するとともに、ホームページや広報紙・番組などを通じた情報発信を行い、市民が芸術・文化にふれる機会の確保に努めました。

現状と課題

市民の文化活動を盛んにするためには、市民が身近に芸術・文化にふれる機会を提供していくとともに、市民自らによる活動が活性化される施策を推進していく必要があります。

基本方針

芸術・文化活動を行う団体や市民に活動の場や発表の機会を提供し、市民の自発的な芸術・文化活動の活性化を図ります。市民音楽ホールにおいて、市民に音楽・芸術を鑑賞する機会を提供することで、音楽活動の活性化に努めます。美術館において、本市の地域性を生かした展覧会や市民参加型の展覧会を開催するなど、美術や美術館への関心を高める事業を展開します。

施策

(1) 芸術・文化とのふれあいの場を提供します

市民の生活にゆとりや潤いをもたらし、心の豊かさを実感できるよう、多くの芸術・文化に触れることのできる機会を提供します。

(2) 市民による芸術・文化活動を支援します

芸術・文化活動を行う団体や市民に活動の場や発表の機会を提供し、市民の自発的な芸術・文化活動の活性化を図ります。

(3) 芸術・文化に関する情報発信を行います

市民の芸術・文化にふれる場を提供するとともに、市民が気軽に芸術活動に参加できる機会を知るための情報発信を行います。

第5章 住環境が整備された住みやすいまちづくり

～都市基盤整備の充実～

1 都市計画の推進

前期基本計画の取組

【社会情勢、地域の実情を把握】

本市の土地利用に関する方針を定めた「佐倉市都市マスタープラン」に即して、より詳細な「地域別構想」を策定しました。また、都市形成の実態把握のため、都市計画基礎調査を実施しました。

加えて、集落の維持を目的として、市街化調整区域における建築規制を一部緩和する「規制緩和集落制度」を平成22年10月に創設し、平成26年4月からは南部地域以外の一部地域も対象区域として、制度の適用を拡充しました。更に制度の利用が図られるよう、周知に努めました。

【佐倉の個性が光る景観の保全・創出】

本市の地域性を活かした景観保全・創出のため、「佐倉市景観計画」の策定作業を進めました。

【市民協働によるまちづくり】

地域の実情に合った魅力的なまちづくりを推進するため、地区計画の策定を支援しました。

現状と課題

【社会情勢、地域の実情を把握】

「佐倉市都市マスタープラン」、「地域別構想」については、人口構成の変化などの社会情勢や地域ごとの課題に対応できるよう、定期的な点検を行う必要があります。

【佐倉の個性が光る景観の保全・創出】

本市の特色である歴史、文化、伝統や美しい自然と共生できる景観を保全・創出していく必要があります。

【市民協働によるまちづくり】

より多くの地域で地区計画が策定されるために、制度の啓発を行う必要があります。

基本方針

「佐倉市都市マスタープラン」に基づき、計画的なまちづくりを進めるとともに、立地適正化計画を策定し、少子高齢化の進展など人口構成の変化や地域ごとの課題へ対応できるまちづくりを目指します。

また、本市の個性や地域ごとの魅力を感じることでできるまちにするため、「佐倉市景観計画」（平成28年度運用開始予定）に基づき、景観形成を推進するとともに市民主体のまちづくりを支援します。

施 策

(1) 計画的で均衡のあるまちづくりを推進します

「佐倉市都市マスタープラン」に基づき、地域の特性を活かし総合的に均衡のとれた都市計画を推進します。

(2) 地域の個性を活かした健全なまちづくりを推進します

環境や景観に配慮した、秩序あるまちづくりを推進します。また、適切な居住機能及び都市機能の誘導・集約を進めるために、立地適正化計画の策定を行います。併せて、京成佐倉駅前を始めとする鉄道駅周辺に必要な都市機能の整理・検討を行います。

(3) 景観形成による愛着と誇りをもてるまちづくりを推進します

「佐倉市景観計画」（平成28年度運用開始予定）に基づき、豊かなみどりや歴史・文化を活かした、佐倉の個性あふれる景観の形成を推進します。

(4) 市民参加によるまちづくりを推進します

景観形成をはじめとした住宅・住環境の整備について、地区計画制度を啓発することなどにより、住民参加によるルールづくりを推進します。また、地域にあったきめ細かなまちづくりを推進します。



京成佐倉駅周辺



JR 佐倉駅周辺

2 住宅・住環境の整備

前期基本計画の取組

【良好な住宅・住環境】

将来にわたり良好な住宅・住環境を維持し、活力ある都市を目指して「佐倉市住生活基本計画」を策定しました。

【適正な建築行政】

建築確認申請に伴う完了検査率の向上のため、建築主へ文書での通知を行い、完了検査率の向上を図りました。

【都市基盤情報の一元化】

建築確認台帳及び建築計画概要書の資料を電子データ化し、建築確認資料の保存性の向上と、窓口での問い合わせに対する迅速化及び効率化を図りました。また、違反建築物への指導に、当該データを有効活用しました。

現状と課題

【良好な住宅・住環境】

「佐倉市住生活基本計画」に基づき、庁内関係各課だけでなく市民・NPO・民間事業者などとの連携、財源確保、推進検討会の実施など、本市の地域特性を考慮しながら住まいに関する様々な施策を展開する必要があります。

【適正な建築行政】

完了検査率の更なる向上が求められます。

【都市基盤情報の一元化】

建築確認資料は紙ベースで毎年蓄積されるので、継続的に電子データ化を行うことが必要です。

基本方針

少子高齢社会や人口減少社会の到来も踏まえ、住生活基本計画を推進し、良好な住宅の整備と住生活の実現を目指します。また、過去の建築確認データを有効活用し、情報提供を推進することにより適正な建築確認行政の実現を図り、違反建築物などの抑止に努めます。

施策

(1) 良好な住宅・住環境の整備を推進します

住生活基本計画に基づき、空き家対策として空き家バンク事業の更なる充実と、本市全体の住まいの質の向上を図り、定住化対策として子育て支援や高齢者の見守り支援のための親世帯との同居・近居住み替え支援事業を推進します。

(2) 適正な建築行政を推進します

健全なまちづくりのため、迅速で正確な建築行政を推進します。その対策として、建築確認申請の迅速及び正確な審査に努めます。

3 交通環境の整備

前期基本計画の取組

【幹線道路、生活道路の整備】

生活の利便性や安全性の向上、また、地域間の交流、経済活動の活性化を図るため、広域的な交通条件を踏まえた体系的な幹線道路網の整備を進めました。

【道路施設の長寿命化対策】

橋梁の老朽化に伴う長寿命化対策について、橋梁長寿命化修繕計画の策定を行い、計画的に設計・修繕工事を行いました。

【交通危険箇所の安全対策】

道路の安全性を保つために、幹線道路の大型標識、道路照明、法面などの点検を行い、また、街灯、カーブミラー、ガードレール、路面標示、看板などの整備・改修を実施しました。

【地域住民の公共交通機関の確保】

交通不便地域の移動手段を確保するため、内郷地区で循環バスを、和田・弥富地区（南部地域）でデマンド交通を運行しました。

【公共交通機関の維持】

廃線が危惧されるバス路線に対し、運行費用の一部を補助することで、4区間を維持しました。

【鉄道利便性の向上】

鉄道駅を中心として市街地を形成している本市は、首都圏の通勤エリアであるとともに、千葉市や成田市と隣接し、市民の多くが鉄道利用者となっていることから、更なる利便性の向上を図るため、運行改善について要請を行いました。

現状と課題

【道路施設の整備】

道路施設の整備・改修において、橋梁長寿命化修繕計画に基づいた継続的な修繕や街灯のLED化など、限られた予算の中で効率よく計画的な整備を検討する必要があります。

【地域住民の公共交通機関の確保・改善】

市内に点在する交通不便地域への対策や、高齢者など交通弱者の移動手段として、公共交通ネットワークの整備を進める必要があります。また、本市には京成線とJR線が乗り入れており、それぞれの駅を路線バスが接続しておりますが、更なる連携強化により利便性の向上を図る必要があります。

基本方針

道路は、交通施設として重要な役割を担っているとともに、市街地形成のあり方を決定する最も基幹的な公共施設・公共空間でもあります。市道は、市民の生活道路として重要な役割を担うため、人にやさしい道路の整備を進めます。また市道のうち、都市計画道路については、将来を展望した体系的な道路整備を推進し、それ以外の市道については、新築・改築や維持・補修に努

め、安全性や移動円滑化の向上を図ります。また、橋梁の長寿命化を図り、維持管理を行います。

公共交通については、本市の公共交通への取組を定める「佐倉市地域公共交通網形成計画」を策定し、公共交通ネットワークの充実と利便性の向上を図ります。鉄道については引き続きダイヤ改正や増便などを要請し、地域の身近な移動手段であるバスについては、路線網の整備充実を要請します。また、コミュニティバス等の導入により、公共交通ネットワークの拡充を推進します。

施 策

(1) 安心・快適な道路環境の維持管理を行います

市内を東西南北に結ぶ都市計画道路の整備を中心に、歩道拡幅や交差点改良などの部分改修、実情を踏まえた都市計画道路の見直しなど、幹線道路及び生活道路の整備を計画的に進めます。また、道路や橋梁の適切な維持管理を行います。

なお、橋梁の維持・修繕については、長寿命化修繕計画により安全に利用できるよう維持管理を行います。

(2) 交通危険箇所の安全対策を推進します

交通量・危険箇所を把握し、カーブミラーやLED街灯などの交通安全施設を適切に整備、改修します。

(3) 地域にあった交通手段を確保します

交通不便地域対策や、交通弱者対策として、コミュニティバス等の導入や民間事業者との連携により、地域の移動手段を確保します。

(4) 公共交通機関への要望及び支援を行います

地域住民の移動手段として必要不可欠な既存のバス路線が維持されるよう、支援を行います。また、鉄道のダイヤ改正や増便など利便性の向上について、事業者に要望していきます。

更に、公共交通が利用しやすくなるよう、駅前広場の改修を進めます。

地域住民による主体的な交通手段を確保する取組についても、支援します。

4 上水道の安定供給

前期基本計画の取組

【水資源の確保】

毎年度、印旛広域水道用水供給事業からの受水量について見直しを行い、市民へ水道水の安定供給のため、水資源の確保を行いました。

【安全で良質な水道水の維持】

水道事業は、生活用水として常に安全で良質な水道水を供給するため、水質管理に努め、濁り水対策としての配水管洗浄作業を計画的に実施しました。

【水道施設の耐震化】

地震に弱い石綿セメント管は平成24年に布設替えが終了し、基幹管路については、平成26年度末で耐震適合率62%となりました。

【水道事業の安定化】

生活する上で、欠かすことのできない水道水を安全で良質かつ安定して供給するため、適正な需要予測や資金手当ての検討を行い、水道事業経営の安定化に努めました。

現状と課題

【水資源の確保】

適正な水需要予測に努めながら、水資源の確保を行う必要があります。

【安全で良質な水道水の維持】

水質管理と配水管洗浄作業については、今後も持続して作業をする必要があります。

【水道施設の耐震化】

今後も水道施設の耐震化を進めていく必要があります。

【水道事業の安定化】

今後も適正な需要予測や資金手当ての検討を行い、水道事業経営の安定化を図る必要があります。

基本方針

上水道は、市民の健康的な生活を維持する重要なライフラインのひとつであり、「安全でおいしい水」を安定的に供給することが求められます。このため、水質の管理、水源の確保、濁水・地震など災害に強い施設整備及び施設の長寿命化を図り、健全な経営に努めます。

施 策

(1) 安全で安定した給水を確保します

水質管理を行い、安全な水を供給します。また、将来にわたって安全な水道水を安定供給するため、水需要の動向に応じた計画的かつ効率的な給水事業が行えるよう、水資源を確保します。

(2) 災害に強い上水道施設の整備を進めます

平常時はもとより、災害などにおいても需要者への影響を最小限にとどめることができるよう、上水道施設の耐震化整備を進めます。



平成 27 年度 水の週間ポスターコンクール最優秀賞
佐倉小学校 5 年 宮地悠登さん

基本
施策の
展開



南部浄水場



上水道耐震管

5 下水道の整備

前期基本計画の取組

【印旛沼をはじめとする公共用水域の水質汚濁防止】

生活系排水の適正な処理を行うため、地域に適した施設の整備や適正管理に努めました。

【機能確保とコスト削減】

下水道施設について、計画的・効率的な改修・補修を進めました。

【公共下水道事業の安定経営】

公共下水道事業の健全化・透明化のため、平成26年4月から地方公営企業法を適用し、公営企業会計制度に移行しました。

現状と課題

【印旛沼をはじめとする公共用水域の水質汚濁防止】

施設の整備や適正管理については、今後も計画的に推進していく必要があります。

【機能確保とコスト削減】

今後も施設の延命化に配慮しつつ、計画的・効率的な改修・補修を行う必要があります。

【公共下水道事業の安定経営】

明確化された財務状況・経営成績をもとに、適正な使用料の検討など経営の安定化・健全化を図っていく必要があります。

基本方針

公共下水道は、快適で衛生的な市民生活を営むための根幹となる施設であり、河川や印旛沼の水質汚濁を防止し、良好な自然環境を保全していく上で重要な役割を果たしています。このため、生活系排水については、汚水処理区域の拡大やポンプ場の施設改修及び管路の長寿命化対策を計画的に進めます。

また、公共下水道計画区域外や当面整備の見込みのない地域については、合併浄化槽の設置を推進します。

雨水については、排水機能の向上を図るとともに維持管理を行い、貯留や浸透対策を進めることにより、集中豪雨などによる浸水被害の軽減に努めます。

施策

(1) 生活系排水の適正処理を進めます

地域に適した生活系排水処理施設の整備や長寿命化、耐震対策を推進します。

(2) 雨水排水の処理施設の整備を進めます

雨水排水施設や貯留・浸透施設の整備を推進します。

(3) 水洗化の促進と安定経営を図ります

水洗化の啓発を進めるとともに、経営の安定化を図ります。

6 公園・緑地の整備

前期基本計画の取組

岩名運動公園のサッカーラグビー等多目的球技場については平成26年度に整備を行いました。野球場については、佐倉市出身の国民的英雄の名前を冠した長嶋茂雄記念岩名球場へと名称変更し、価値の向上を図りました。各街区公園については、施設の巡回を行い、随時、施設補修や樹木剪定を行いました。

現状と課題

【住環境の充実と公園整備】

開発された新市街地とは異なり、旧市街地には公園整備されていない地区が点在しています。市内の新市街地、旧市街地とも均衡のとれた公園整備をする必要があります。

【既設都市公園などの適切な維持管理の確立】

公園施設の老朽化が進んでいることから日常点検を強化し、事故の発生を未然に防ぐ対策が必要です。また、総合公園、運動公園など大規模公園の施設は、ほぼ同時期に老朽化に伴う施設の更新が必要となることから、計画的に施設の長寿命化を図るなどの対策する必要があります。

【緑化意識の醸成と活動の支援】

市民の意識として、身近なところの緑の管理が不適切で、減少しつつあると感じていることから、市民と協働した緑地の保全及び緑化の推進が必要です。そのため市民自ら自主的に行う緑化意識の醸成と活動を支援する体制を確立していく必要があります。

基本方針

誰もが、安全で綺麗で、利便性の高い、快適な環境の中で、都市の便利さと豊かな自然を合わせて享受できる公園・緑地の整備・改修を行い、暮らしやすい生活環境を目指します。市民と一体となって花と緑のまちづくりに取り組みます。

施策

(1) 身近な憩いの場を創出します

新市街地、旧市街地の均衡を考慮し、既存の公園の統廃合も視野に入れながら、公園の整備や改修を推進します。更に、岩名運動公園、佐倉城址公園、上座総合公園、(仮称)佐倉西部自然公園など、大規模な公園については、整備計画などを策定し計画的な整備を行います。

公園施設の点検強化を図り、安全な施設の提供を推進します。

(2) 花とみどりのまちを推進します

緑化事業の推進を行います。また、市民による緑化活動(花と緑)の支援を推進します。

第6章 ともに生き、支え合うまちづくり

～市民とともに地域の絆をそだてる行政運営～

1 地域コミュニティの醸成

前期基本計画の取組

【コミュニティ形成の促進】

人口減少、少子高齢化が進む中、住民による互助、共助がますます重要となることから、市民の地域コミュニティの重要性について啓発を行うとともに、自治会・町内会活動及び活動拠点の確保の支援を行いました。

【市民協働】

地域社会における課題を地域で解決するために重要な市民の自治活動を促進し、また、市民参画のまちづくりを活発化するため、市民と行政が互いの立場と役割を理解して連携・協働できる環境整備を目指した施策展開を行いました。

【市民の理解と参加促進】

市民公益活動サポートセンターを通して、市民活動に対する市民の理解と、参加促進を図りました。

【自立した活動への支援】

市民公益活動サポートセンターによる各種事業を通して、団体の自立に繋がるよう側面支援に努めました。

現状と課題

【コミュニティ形成の促進】

地域コミュニティの重要性が増す一方、自治会加入率の減少や役員の担い手不足など、自治会・町内会における課題も増加していることから、今後も継続して、事業補助や情報提供などによる支援が必要です。

【市民協働】

地域の問題解決に取り組む小学校区単位の地域まちづくり協議会は、現在、最終目的団体数の約半数にあたる12小学校区で活動が展開されています。今後も、まちづくりに対する市民の意識を高めていく中で、まちづくり協議会における活動の活性化、まちづくり協議会がない地域における設立促進を図っていく必要があります。

【市民の理解と参加促進】

市民公益活動団体登録数、会員数は年々増加しており、市民意識調査における「市民活動が盛んだと感じる市民の割合」についても増加傾向にあります。

市民の価値観やニーズが多様化する中で、NPO、市民公益活動団体の活動領域は更に広がり、幅広い分野への支援が求められています。そのため、新たな課題解決に対する市民の理解、参加促進を図る必要があります。

【自立した活動への支援】

NPO、ボランティアなどによる市民公益活動を促進していくために、団体、個人が活動し

やすい環境整備や自立した活動となるための支援策が必要になります。

基本方針

地域における互助、共助は、今後ますます重要性が高まっていくと考えられることから、地域基盤組織の自治会・町内会が主体的に行う活動及びNPOなどの各種団体が行う公益的活動に対し、自主活動の妨げにならない範囲で可能な支援を行います。さらに、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、小学校、NPO、企業そして行政など様々な活動主体が、お互いの立場と役割を理解した上で、連携・協力する地域まちづくり協議会において取組を推進します。

なお、多様化、複雑化する社会的課題に対して、既存の領域に加え、新しい領域においての市民公益活動の裾野が広がるように、幅広い分野への市民公益活動を促進します。そのために、団体の状況に応じた支援メニューの提供を推進します。

施策

(1) 市民の自治意識の啓発を推進します

まちづくりのためには、市民が主体となった自主的・自発的な活動が様々な形で展開されることが重要であることから、市民の自治意識の啓発を推進します。

(2) 自治会・町内会等のコミュニティ活動を推進します

地域社会における町内会・自治会を中心とした各種団体の活動や各種団体が協働して行う活動に対し、自主活動の妨げにならない範囲で可能な支援を行います。

(3) 市民活動の情報交流を推進する環境整備を行います

市民、企業、ボランティア、NPO、行政など様々な活動主体が、お互いの立場と役割を理解した上で、分担・協力しあう関係づくりのために、市民活動にかかる情報が相互に交換・共有できる環境を整備します。

(4) 多様な主体が連携した地域づくり活動を推進します

自治会・町内会・ボランティア団体・NPO、企業、大学、行政が相互に連携・協働し、地域における活動を活発化し、地域課題に柔軟に対応するために、市民などの活動分野を横断した総合的な支援を行うための環境を整備します。

(5) コミュニティの活動拠点の整備に支援を行います

各種団体が活用する既存公共施設の維持・管理・整備を行うとともに、地域住民自らが管理し、地域コミュニティ活動の拠点となる自治会・町内会などの集会施設の整備支援を行うなど、コミュニティ活動拠点の整備に支援を行います。

(6) 市民公益活動に対する市民の意識を高めます

市民公益活動に対する市民意識の向上や、NPO、ボランティア活動への参加促進のための

II 分野別計画

各種事業展開を図るとともに、新たな社会的課題に取り組んでいくため、幅広い分野の市民公益活動を推進します。

(7) 市民公益活動に関する推進体制の充実を図ります

市民公益活動団体のニーズを把握した上で、団体の自主的な活動を尊重しつつ、市民公益活動団体の支援を推進します。



地域まちづくり活動



佐倉市市民公益活動サポートセンター

2 人権の擁護

前期基本計画の取組

【人権施策の推進体制づくり】

佐倉市人権啓発推進拠点検討委員会を開催し、本市における人権課題について、様々な意見交換を行いました。

【基本的人権の正しい知識】

市内小中学校では、人権週間に子どもたちがお互いを尊重することについて学んだり、関係機関と連携して人権教室を開催するなど、人権について学習する機会を提供しました。また、各学校で校内研修を行い、人権についての正しい知識の共有を図りました。

【市民の人権意識の高揚】

人権啓発講演会や、市内小学5・6年生を対象とした人権標語コンテストを実施し、人権について考える機会を提供しました。また、「こうほう佐倉」に人権に関する記事を掲載し、意識啓発を図りました。

現状と課題

【人権施策の推進体制づくり】

人権尊重の視点に立って施策を企画立案及び実施していくために、推進体制づくりを充実させる必要があります。また、あらゆる人権問題に対応するため、人権推進活動団体との連携を深めていく必要があります。

【基本的人権の正しい知識】

市民の人権尊重思想の普及を図るためにも、様々な人権問題を認識し、基本的人権に関する正しい知識を身につける必要があります。

【市民の人権意識の高揚】

偏見や差別を解消し、自分がかげがえのない存在であると同時に、他の人とのつながりの大切さを実感できるように、より効果的な人権啓発の方法について研究する必要があります。

基本方針

市民生活においては、人権が尊重されなければなりません。このことは、市民一人ひとりの認識と理解が必要であることから、あらゆる行政の取組が人権尊重の視点を踏まえて実施され、人権意識の定着が図られるよう努めます。また、人権推進活動団体の活動を支援するとともに、複雑化・多様化している人権問題について考える機会を市民に提供します。

施策

(1) 人権施策の推進体制の充実を図ります

「人権尊重・人権擁護都市宣言」の精神を踏まえ、佐倉市人権尊重のまちづくり指針に基づく施策を推進するため、市民の人権意識やニーズを把握した上で、行政の取組が人権尊重の視点を踏まえて実施されるよう努めるとともに、市民・団体などの活動を支援します。

II 分野別計画

(2) 人権問題について考える機会を提供します

多くの市民が人権問題について考える機会を提供し、人権意識の定着を図ります。

(3) 人権に関する正しい知識について学ぶ機会を提供します

人権問題が複雑化・多様化していることから、関係機関とも連携し、市民一人ひとりが、基本的人権について正しい知識を身につける機会を提供します。



人権尊重のまちづくりデリバリー事業の様子

3 男女平等参画の推進

前期基本計画の取組

【男女平等意識の定着】

男女平等参画講演会（さくらフェスタ）を開催し、固定的性別役割分担意識の解消を目指しました。

【あらゆる場における男女平等参画の実現】

佐倉市男女平等参画基本計画にのっとり、市の審議会や各種委員会などにおいて、女性委員の登用に取り組みました。また、子育て中の女性が、会議やイベントに積極的に参画できるよう、市が主催する事業において臨時託児室を設置しました。

【男女平等参画推進センターの機能の充実】

男女平等参画推進の拠点施設として男女平等参画推進センターでは、様々な講座や情報提供を行いました。

【DV（ドメスティック・バイオレンス）対策の推進】

DVの相談対応件数は年々増加傾向にあるため、DV防止の啓発や、相談体制の充実を図るなど、被害者に対する対応を行いました。

現状と課題

【男女平等意識の定着】

家庭や地域・職場など様々な場面で、男女平等が進んでいるとは言えない状況がまだまだ見受けられます。市民の男女平等意識の定着を図るため、効果的な啓発事業を実施していく必要があります。

【あらゆる場における男女平等参画の実現】

政治や行政、企業や各種団体における方針決定の場への女性の参画は、いまだ十分とはいえません。社会のあらゆる分野で、男女がともに参画できるような環境を整備する必要があります。

【男女平等参画推進センターの機能の充実】

男女平等参画推進センターが、市民にとって更に身近な施設となるように、周知を図る必要があります。

【DV対策の推進】

DVは、被害者の心身を傷つけ、人間としての尊厳を踏みにじる深刻な人権侵害です。今後も、配偶者などからの暴力の防止及び被害者を保護するため、DV防止に向けた各種施策を展開する必要があります。

基本方針

国や県の施策を踏まえ、男女平等の理解と意識の定着を図るため、市民の意識やニーズを把握し、様々な施策にいかすとともに、効果的な啓発事業の実施に努めます。

また、男女がともに社会の対等な構成員としてあらゆる場に参画し、その個性や能力を発揮できるよう環境整備を進めるとともに、その拠点施設として、男女平等参画推進センターの機能強

II 分野別計画

化を図り、広く男女平等参画意識の醸成に努めます。

施 策

(1) 男女平等についての意識の啓発を図ります

市民一人ひとりが、正しく男女平等について理解し、その意識の定着を図るための啓発事業を実施します。また、市民の意識やニーズを把握し、様々な施策にいかすため、次期男女平等基本計画策定時に市民意識調査を実施します。

(2) 男女が対等な立場で参画できる環境を整備します

男女がともに社会の対等な構成員としてあらゆる場に参画し、その個性や能力を発揮できるような環境を整備します。

(3) 男女平等参画推進センター事業の更なる周知を図ります

市民にとって、男女平等参画推進センターが男女平等参画を身近に感じてもらう拠点施設になるよう、市民の意識やニーズに合わせた事業を実施します。

(4) DV防止への取組を強化します

DVの防止に向け、性差に由来する暴力根絶の情報提供や、正しい理解を促進するための啓発活動を実施します。また、相談機能を強化し、関係機関と連携して、被害者の支援を適切に行います。



佐倉市男女平等参画推進センター ミウズ

4 平和・国際化の対応の推進

前期基本計画の取組

【「平和条例」に基づいた事業を継続実施】

佐倉市平和式典を毎年8月15日に開催しています。また、市内小学校において、平和祈念講話と映画会を開催し、平和の大切さを伝えました。

【核兵器なき世界の実現】

佐倉平和使節団が被爆地長崎を訪問し、各中学校での報告会で平和の大切さを伝えました。

【国際化、多文化共生の推進】

毎月1回、英語版、スペイン語版、中国語版の広報を発行しました。また、外国人市民を支援する「生活相談」「日本語講座」を週数回実施しました。

現状と課題

【「平和条例」に基づいた事業を継続実施】

戦争体験者の高齢化が進み、戦争の悲惨さや平和の尊さを次の世代へ継承していく取組の重要性が増しています。「佐倉市平和行政の基本に関する条例」に基づく事業を継続して実施していくことで、市民の平和意識醸成に取り組むことが必要となります。

【核兵器なき世界の実現】

被爆国日本として、核兵器廃絶を目指した核軍縮の機運を盛り上げるため、平和首長会議などを通じた核兵器廃絶の活動を推進する必要があります。

【国際化、多文化共生の推進】

外国人市民の増加により、医療や教育、防災など生活に密着した問題や相談要望が増えていくことが予想され、外国人市民への行政サービスなどの的確な提供が求められています。

また、国際化の進展に伴う、多文化共生できる社会を実現するためには、市民の国際理解を深め、多文化共生の地域づくりに向けて取り組んでいくことが必要です。

基本方針

本市の特色のひとつである「佐倉市平和行政の基本に関する条例」に基づく平和事業を継続して実施します。また、市民一人ひとりが平和の大切さを理解し、行動することができるように啓発事業の充実を図ります。

外国人市民も安心して暮らすことができるよう、多言語による行政情報の提供や生活相談、日本語学習の支援などを行います。また、諸外国の文化・政治・経済などに関する有識者の講演などとともに、地域で起こる実際の課題も踏まえ、市民の国際理解を深め、多文化共生の地域づくりを考える機会を提供します。

施 策

(1) 市民に戦争の悲惨さ、平和の尊さを啓発します

「佐倉市平和行政の基本に関する条例」に基づき、様々な平和事業を実施するとともに、市民団体による平和活動を支援しながら、市民に恒久平和実現の大切さを啓発します。

(2) 恒久平和に向けた世界の取組と連携します

被爆国日本として、恒久平和に向けた世界の取組と連携しながら、平和首長会議などを通じた核兵器廃絶の活動を進めるとともに、平和首長会議国内会議の本市での開催を目指します。

(3) 多文化が共生できる地域づくりを推進します

外国人市民も安心して暮らすことができるよう、多言語による行政情報の提供や生活相談、日本語学習の支援などを行います。また、佐倉国際交流基金などによる関連事業の支援を行うことにより、市民レベルでの国際交流や異文化理解を推進し、多文化共生の地域づくりを考える機会を提供します。



佐倉平和使節団の被爆地派遣



国際交流

5 市の情報発信、市民意見の反映

前期基本計画の取組

【市政情報や統計情報発信】

「こうほう佐倉」の月2回の定期発行や広報番組の制作・放送など、様々な媒体を活用した情報発信を行いました。また、統計情報については、本市ホームページにて継続的に公開してきました。

【市民意見の市政への反映】

市政への市民参画を推進するため、市民の意見を集める機会の提供が重要です。市では主なご意見と市の回答を本市ホームページにて公表するなど、市民意見の反映状況を公開してきました。

現状と課題

【情報発信の充実・強化】

人口の減少や高齢化の流れにあつて、定住人口の維持・増加を図り、まちの活力を高めるため、本市の魅力を戦略的に広く発信する必要があります。既存の各媒体を通じて情報発信を行っていくとともに、ICT（情報通信技術）の活用や、マスメディアなどへの情報提供により、市内外に向けた積極的な情報発信を行っていく必要があります。

【市政情報の提供】

広報、ホームページなどを通じ市政情報の提供に努めていますが、公正で開かれた市政を推進するため、市民が必要とする情報について、個人情報の保護に配慮しながら積極的に提供していく必要があります。

【統計情報の利活用】

ホームページの更新やイベントへの参加など、統計に関する広報活動を通じ、市民の統計に対する理解が深まるよう努めていますが、今後ますます統計情報の重要性が増す中で、更なる利活用を進める必要があります。

【市民意見の市政への反映】

蓄積された市民意見などのデータを分析・活用し、更なる広聴機能の充実が求められます。

基本方針

市内外へ本市の魅力をPRする取組を強化するとともに、広報媒体やICT（情報通信技術）の活用と連携により、情報発信の充実と、市民生活における利便性の向上を図ります。

また、市政の公正性と透明性を高め、市民との信頼関係の確保を図るとともに、市政への参加を推進するため、行政資料や市政情報を積極的に提供します。市民主体の公正で開かれた市政を推進する中では、市が保有する個人情報の適正な取扱い及び個人の権利利益の保護を図ります。

統計情報については、官民を問わず活用範囲が拡大しており、ますますその重要性が増しています。正確な統計調査を実施するとともに、利用者が統計情報をより一層活用できるように、データの整備に努めます。

市民の声がどのように市政に反映されているかについても、積極的に市民へ情報提供するとともに、これら市民の声をより効果的に市政へ反映させていくため広聴機能の強化を図ります。

施策

(1) シティプロモーションを推進します

定住・交流人口の増加を図るため、本市の知名度を高めるとともに、市内外のターゲットに向けた効果的かつ戦略的な情報発信を推進します。

(2) 情報発信の充実を図ります

既存の各媒体を通じて情報発信を行っていくとともに、ICT（情報通信技術）の活用や、マスメディアなどへの情報提供により、市内外に向けた積極的な情報発信を推進します。

(3) 市政情報を積極的に提供します

行政資料や市政情報の積極的な提供及び佐倉市情報公開条例の適切な運用を図ります。併せて、佐倉市個人情報保護条例の適切な運用を図ります。

(4) 活用しやすい統計情報を提供します

利用者が、求める統計データを入手しやすくなるように、データの体系化を図ります。また、データを加工し、利用しやすい形で情報提供できるように、提供方法の多様化を図ります。

(5) 市民意見を集約し、効果的な市政への反映を目指します

市政へのご意見などの処理状況について、市民への情報提供を推進します。また、庁内各部署に直接寄せられる市民の意見・要望などを含め、市へ寄せられる市民の声の一元管理化、迅速かつ適切な処理の実現、蓄積される市民の声をより効果的に市政に反映するためのデータ分析・活用など、広聴機能の強化を図ります。



市民ワークショップの様子

6 行財政運営の適正化

前期基本計画の取組

【適正な人事管理】

定員適正化計画に基づき、目標値である職員数1,007名を維持してきました。

【職員の資質向上】

職員の職務階層に応じて必要な能力を育成するため、各種研修を実施しました。

【組織体制の充実】

新たな政策課題に対応するため、継続的に組織体制の見直しを行いました。

【広域連携】

印旛郡市広域市町村圏事務組合の構成市町村と協力し、国・県・関連団体へ要望活動などを行いました。

【経常的経費の削減】

経常的経費のうち人件費及び公債費について、計画的な削減を行ってきました。

【歳入の確保】

税収の確保に努めた結果、収入率については若干向上しました。また、新たな財源確保策として、「佐倉市ふるさとまちづくり応援寄附推進事業」を平成26年8月から実施しました。

【窓口サービスの向上】

職員の資質向上を図り、繁忙期のバックアップ体制を強化することで、利用しやすい窓口環境の整備に努めました。

【業務システムの刷新】

住民基本台帳法の改正に合わせ、関連業務を含めた26業務の総合的な住民情報システムの再構築を行い、業務効率の改善及び情報資産の一元化、共有化を図りました。

【電子自治体の推進】

いつでも、どこからでも、行政サービスが利用できる仕組みとして、インターネットを利用した電子調達、電子申請及び公共施設予約のシステムを導入しました。

現状と課題

【適正な人事管理】

効率的な事務執行体制の構築だけでなく、事務量を把握し、再任用職員の活用を含めて、適正な定員目標数を定め、組織力を維持していく必要があります。

【職員の資質向上】

所属ごとの行政課題に迅速・的確に対応できる職員を育成するためには、職場研修の充実だけでなく、異動に伴う組織力低下を招かないような引き継ぎ方法や知識の共有を図っていく取組が必要です。

【組織体制の充実】

社会経済情勢の変化などに対応した、柔軟かつ効率的な組織体制を整備する必要があります。

【広域連携】

都市化の進展や交通・情報通信手段の発展により、市民の日常生活圏や経済圏は市域を越えて広がっています。これに伴い、環境問題や交通問題、公共施設のあり方など行政区域をこえ

た市民ニーズも高まっており、地域の実情に応じて、地方自治体間の連携も視野に入れた広域的な施策立案が求められています。

【経常的経費の増加】

社会保障関連の扶助費や特別会計繰出金の支出が増加したため、経常的経費が毎年増加し、財政状況を圧迫しています。市税を中心とする一般財源の歳入を確保し、経常収支比率の改善を図る必要があります。

【歳入の確保】

厳しい財政状況の中で健全な財政運営を進めていくため、また税負担の公平性を担保するため、滞納者を減らす取組が必要です。また、選ばれるまちづくりを推進していくためにも、更なる財源確保に努める必要があります。

【窓口サービスの向上】

市役所を訪れる市民にとって、利用しやすい窓口サービスが求められています。

【業務システムの刷新】

各所属で導入した業務システムについて、システムの運用改善、制度改正への対応及び情報セキュリティ対策等を適切に行い、効率性や安全性を更に向上する必要があります。

【電子自治体の推進】

インターネットから申請できる手続きの拡大や利用率の向上を目指した取組を強化する必要があります。

基本方針

健全な行財政運営と市民サービス向上のため、職員一人ひとりの能力や技術が最大限に発揮されるよう、効率的で有効性の高い人事管理を目指します。また、「佐倉市職員に求められる職員像」を実現するため、人材育成基本方針に基づき人材育成を推進する職場づくりと職員研修の充実・多様化への取組を更に進めます。

柔軟で効率的な組織・機構を整備し、時代の要請や直面する行政課題に総合的・横断的に対応できる組織体制を整備していきます。

財政運営については、歳入規模に見合った歳出構造となる予算編成を実施するため、経常的な経費を抑制するとともに、国県支出金など特定財源の積極的な活用と、政策的な経費については個別の計画との整合を図ります。

また、自主財源である市税を安定的に確保するために、適正な課税客体の把握に努め、税の総合システムの機能強化を図り、更なる税賦課業務の効率化を目指します。更に、納税の重要性について広く啓発を行うとともに、徴収の公平性・公正性を確保し、併せて徴収体制を充実させ収入率の向上を目指します。

しかしながら、生産年齢人口の減少などにより税収の伸びが期待できない状況が予測されるため、新しい財源確保にも努める必要があります。

市民サービスの向上を図るため、市民の視点に立った窓口対応により満足度の高いサービスの提供に努めます。また、新たなシステムの導入を検討し、行政手続きの簡素化と利便性の向上を目指します。

施 策**(1) 適正な定員管理を推進します**

効率的で有効性の高い人事管理に努めます。また、特定分野の施策推進に必要な人材については、任期付任用などを活用し、組織力の向上を図ります。

(2) 職員研修の充実と活力ある職場風土の形成を図ります

職員研修の充実・多様化への取組や、人材育成を推進する職場づくりを更に充実させていきます。

(3) 円滑な事務執行のための組織づくりを推進します

新たな行政課題や市民ニーズに迅速・的確に対応するため、プロジェクトチームの活用など柔軟で効率的な組織体制の整備を推進します。

(4) 市庁舎内での障害を持つ人等の職業訓練を実施します

市庁舎内に職業訓練の場を作り、障害を持つ人などが職業訓練をすることによって、就労につながるよう支援します。

(5) 広域的な行政を推進します

市域をこえた広域的な住民ニーズへの対応や公共施設のあり方について、地方自治法の改正も踏まえ、地域の実情に応じた近隣市町との連携施策を研究します。また、既存の一部事務組合については、関係市町の自主性を重んじつつ、相互の連携と効率的な役割分担のもと、共同処理による事務の合理化などを更に推進していきます。

(6) 財政基盤を充実し、財政の健全化を図ります

歳入規模に見合った歳出構造の予算編成実現のため、より効率的な財政運営を推進します。

(7) 税の公平、公正、効率的賦課と収入率向上を目指します

税の総合システムの機能強化を図るとともに、納税の重要性について広く啓発活動を行い、公平・公正な徴収の確保を図り、併せて徴収体制を充実させることにより、収入率の向上を目指します。

(8) 新たな財源確保を図ります

将来的に予想される税収縮小に備え、新たな財源確保策を研究します。

(9) 窓口サービスの向上を図ります

職員の能力向上を図り、利用しやすい窓口環境を整備します。また、今後発生する新たな事務に備え、窓口のレイアウトなどの変更について検討します。

(10) 業務システムの改善を図ります

各所属で運用している業務システムについて、システムの運用改善、制度改正への対応及び情報セキュリティ対策の強化を適切に行い、事務処理の効率性向上や安全性向上を図ります。

(11) 行政手続きの簡素化と利便性の向上を図ります

情報通信技術を活用した電子自治体の構築を推進し、コンビニ交付などの新たなサービスの検討やインターネットから申請可能な手続きの拡大を図るなど、行政手続きの簡素化と市民の利便性向上を図ります。



佐倉市役所本庁舎

7 資産管理の適正化

前期基本計画の取組

喫緊の課題であった公共施設の耐震化について、佐倉市耐震改修促進計画に基づいて施設の耐震化を行い、学校については平成27年度で完了する予定で進んでいます。また、耐震化への対応と併せ、志津公民館などの複合化や小学校のプール授業の民間委託など、個別施設の更新にあたり様々な検討を進めました。

現状と課題

耐震化によって当面の安全性は確保されるものの、今後、多くの公共施設の老朽化が進むにつれ、それらの改修・更新に多額の費用が必要となります。一方、少子高齢化及び人口減少に伴い市税収入の減少が見込まれる中で、安全で確実な施設サービスの実現を図っていく必要があります。

基本方針

多くの公共施設が老朽化していく中で、安全で継続的な施設サービスを確保するため、部署横断的な視点から、計画的な施設などの保全を進めていくとともに、人口や財政状況を含めた社会情勢の変化に対応し、次世代に引き継いでいける公共施設のあり方について検討します。

施策

(1) 安全で継続的な施設サービスを確保します

施設や設備などについて、利用者の安全やサービスの継続に重大な影響を及ぼすものは、横断的及び技術的な視点から施設の点検・診断及び計画的な保全を行い、事故などを未然に防ぎます。

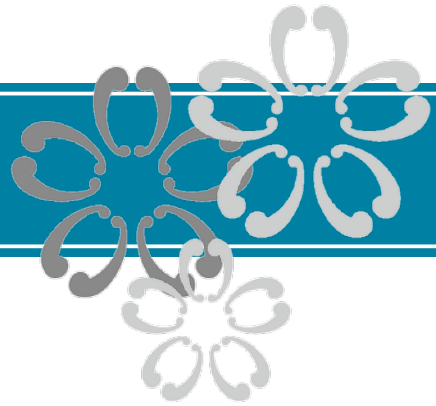
(2) 持続可能な公共施設のあり方を検討します

公共施設等総合管理計画の策定及び継続的な検証を通じて、人口や財政状況など、将来の社会情勢の変化に対応する公共施設及び行政サービスのあり方について検討します。

(3) 公共施設における公民連携を推進します

指定管理者制度の活用のほか、公共施設の改修・更新及び管理において、ノウハウや資金面における民間事業者との協力を進め、公共施設におけるコスト削減及びサービス向上を図ります。

Ⅲ 資料編



用語解説

あ行

| 用語 | 解説 |
|----------------------------|--|
| アイアイプロジェクト 【P. 62, 63】 | 地域ぐるみで子どもの安全を確保するための巡視：「eye」（目）、子どもと地域の方との心の通じ合い：「愛」（heart）を取り入れた、子どもたちの安全を守るための活動の愛称。また、市内等で起きた子どもに関する事件や事故の情報をアイアイ情報として保護者等に周知し、子どもの安全・安心の確保に努めている。 |
| 空き家バンク事業 【P. 91】 | 佐倉市住生活基本計画に基づき、空き家の有効活用を目的として、空き家物件を売却・賃貸したい所有者と、購入・賃借したい移住希望者との橋渡しを市が宅建協会と協力して行う事業。 |
| 一時保育 【P. 44】 | 保育所等を利用していない家庭を対象に、一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を、保育所・幼稚園・認定こども園などで一時的に保育を行う事業。 |
| 一般廃棄物処理基本計画 【P. 56, 57】 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の第6条に基づき、市が区域内の一般廃棄物の処理について、①一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、②排出抑制のための方策、③分別収集するとしたものの種類と分別区分、④適正な処理、⑤処理施設の整備などについてまとめたもの（計画期間：2005（平成17）年度～2019（平成31）年度）。 |
| インキュベーション施設 【P. 32】 | 起業間もない個人・企業に負担の少ない入居費用で賃貸スペースを提供するとともに、専門スタッフが経営・技術的課題を解決するための適切なアドバイス等を行うなど、起業家の育成や、新しいビジネスを支援する施設。「インキュベーション」とは、英語で「（卵などが）ふ化する」の意。 |
| 印旛沼に係る湖沼水質保全計画 【P. 55】 | 印旛沼が昭和60年12月に湖沼水質保全特別措置法に基づき指定湖沼の指定を受けたことにより、千葉県が印旛沼の水質改善を目的とする湖沼水質保全計画を策定（第6期計画平成24年3月策定）。 |
| 印旛沼流域水循環健全化計画 【P. 55】 | 印旛沼の水質を改善する流域の自然環境を再生するための計画（平成22年1月策定）。千葉県をはじめ、流域住民、学識者、水利用団体、行政によって構成される「印旛沼流域水循環健全化会議」が立ち上げられ、推進されている。 |
| AED（自動体外式除細動器） 【P. 58】 | Automated External Defibrillator の頭文字をとったもの。小型の器械で、体外（裸の胸の上）に貼った電極のついたパッドから自動的に心臓の状態を判断する。もし心室細動という不整脈（心臓が細かくブルブルふるえていて、血液を全身に送ることができない状態）を起こしていれば、強い電流を一瞬流して心臓にショックを与えることで、心臓の状態を正常に戻す機能を持っている。 |

| 用語 | 解説 |
|------------------------------------|--|
| エコライフ推進員 【P. 56】 | 自らの日常生活において、地球温暖化対策に資する活動を実践するとともに、市民を対象に地球温暖化対策に関する知識の普及活動を行う。環境に関する専門知識を持つ人材を、エコライフ推進員として市長が委嘱する。 |
| NPO 【P. 38, 40, 48, 91, 98, 99】 | 「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。 |

か行

| 用語 | 解説 |
|-----------------------------|---|
| 介護予防 【P. 18, 37, 48, 49】 | 要介護になることをできる限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらにはその軽減を目指すことをいう。 |
| 介護老人保健施設 【P. 48】 | 状態が安定している人（要介護1～5）が、在宅復帰できるようリハビリテーションを中心としたケアを行う施設。 |
| 各種がん検診 【P. 38, 42, 43】 | 胃がん検診、胸部レントゲン検診（肺がん検診）、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診など。 |
| 学童保育所 【P. 44, 45, 46】 | 保護者が就労等により日中、原則として小学校の児童を見られないとき、放課後の生活の場を与え、遊びの指導を行うことにより児童の健全育成を図ることを目的とするもの。市内学童保育所数は32箇所（平成27年11月時点。私立含む。）。 |
| 家計相談支援事業 【P. 53】 | 生活困窮者の家計に関する問題について、相談支援、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う事業。 関連用語【生活困窮者自立支援制度】 |
| 課税客体 【P. 110】 | 課税の対象となる物・所得・行為その他の事実。固定資産税における固定資産など。 |
| 学校評議員制度 【P. 62, 63】 | 地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校に評議員を置く制度。佐倉市では平成13年度から実施。学校評議員は校長の求めに応じ、学校の教育活動・運営に関して、意見を述べることができる。 |
| 環境保全型農業 【P. 78, 79】 | 土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した農業。 |
| 基幹管路 【P. 94】 | 導水管、送水管、配水本管。 |
| 教育課程 【P. 64, 72】 | 学校教育の目的や目標を達成するために、児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において、教育の内容を総合的に組織した学校の教育計画。 |
| 喫煙禁止区域 【P. 56, 57】 | 「佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例」に基づき指定された喫煙禁止区域（JR佐倉駅周辺、京成佐倉駅周辺、京成臼井駅周辺、京成ユーカリが丘駅周辺、京成志津駅周辺）。 |

| 用語 | 解説 |
|---|--|
| クレアチニン検査 【P. 41】 | 腎機能が正常に働いているかどうかを調べるための検査。クレアチニンとは血液中の老廃物の一種で、通常は尿とともに体外へ排泄されるが、腎機能が低下すると十分ろ過されずに血液中に溜まる。 |
| 経常的経費 【P. 109, 110】 | 人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費。 |
| 好学進取 【P. 64】 | 学問を好み、自ら進んで学ぼうとする意欲や姿勢。 |
| 公共施設等総合管理計画 【P. 21, 113】 | 財政状況の変化や少子高齢化の進展により、公共施設等の利用需要の変化が予想されることを踏まえ、全体の状況を把握し、長期的な視点に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うことを目的とする計画。 |
| 合計特殊出生率 【P. 22, 45】 | 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性がその年齢別出生率で、一生の間に生むとしたときの子供の数に相当する(合計特殊出生率＝{母の年齢別出生数÷年齢別女性人口}15歳から49歳までの合計)。 |
| 公債費 【P. 11, 12, 23, 109】 | 地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。 |
| 耕作放棄地 【P. 78, 79】 | 過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する見込みのない農地。 |
| 高齢者就業援助法人 (佐倉市シルバー人材センター) 【P. 48】 | 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設立された法人。入会した会員に対し、就業機会の確保を図り、就労による高齢者の社会参加の促進及び地域社会に貢献することを目的としている。 |
| 子育てコンシェルジュ (利用者支援事業) 【P. 36, 44】 | 子どもや保護者の身近な場所で、幼稚園、保育園、認定こども園、地域の子育て支援事業等の情報提供や、必要に応じて相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整を行う事業。 |
| 子育て世代包括支援センター 【P. 36】 | 妊婦、出産、子育て期の各期を通じ、地域の関係機関が連携して切れ目のない支援を実施できるよう、必要情報を共有し、自ら支援を行い、又は関係機関のコーディネートを行う。 |
| 個別検討会議 【P. 45】 | 佐倉市児童虐待防止ネットワークにおいて、個別ケースについて検討する会議。 |
| コミュニティ活動 【P. 38, 99】 | その地域に住む方々が、快適で安全な生活環境のもとで、健康的で文化的な生活を営むことができるように、一個人、一家庭では解決できないさまざまな問題を協力して解決し、明るく楽しい地域社会をつくるための活動。 |
| 婚活支援イベント 【P. 18, 60, 61】 | 後継者対策や地域の活性化などの課題への対応として、各種団体と協力し、結婚への意欲のある若者の出会いの場づくりを支援するためのイベント。 |

| 用語 | 解説 |
|--------------------|---|
| コンビニ交付 【P. 112】 | マイナンバー制度によるマイナンバーカードを用いて、コンビニエンスストアにおいて住民票等の証明書の交付が受けられるサービス。 |

さ行

| 用語 | 解説 |
|------------------------------------|--|
| 再任用職員 【P. 109】 | 定年退職等により一旦退職したのち、1年以内の任期を定めて、改めて採用された職員のこと。 |
| 佐倉学 【P. 37, 64】 | 佐倉市には、印旛沼などの恵まれた「自然」、原始・古代からの「歴史」、城下町として培われた文武両面にわたる「文化」、優れた業績を残した「先覚者」が存在し、これらを学ぶことで、郷土佐倉への愛着を育み、人材育成につなげる取組。学校教育・社会教育の双方において取組を進めている。 |
| 佐倉教育ビジョン 【P. 62】 | 佐倉の教育の指針となる基本理念や目指すべき佐倉市民像、基本方針を示した計画（計画期間：2011（平成23）年度～2020（平成32）年度）。 |
| 佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク 【P. 45】 | 家庭内等でおきる虐待や暴力に対し、関係する機関が連携して対応するためのネットワーク。 |
| 佐倉市教育センター 【P. 70】 | 市教育委員会の各課や市立各幼・小・中学校、各種教育関係機関と連携しながら、教育の充実と発展をめざし、教育課題の調査研究、教育相談、就学相談、教育資料の収集や広報活動などを実施している。 |
| 佐倉市教育の日 【P. 62, 63】 | 市民の教育に対する意識を高めるとともに、学校教育及び社会教育の振興により佐倉市の教育の充実及び発展を図るため、11月16日を「佐倉市教育の日」と定めたもの。なお、この日は、天保4年（1833）佐倉藩主堀田正睦公が、藩政改革を宣言した日に由来。 |
| 佐倉市景観計画 【P. 87, 89, 90】 | 景観法に基づき、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画。 |
| 佐倉市住生活基本計画 【P. 91】 | 住生活基本法に基づき、住まいや住環境の課題に関する対応方針の方向性を示すことで、良好な住生活を実現していくための計画（計画期間：2014（平成26）年度～2023（平成35）年度）。 |
| 佐倉・城下町400年記念事業 【P. 87】 | 2010（平成22）年は、土井利勝公が佐倉の領主となった1610（慶長15）年から400年目にあたり、利勝公は、領主となった翌年から概ね7カ年の歳月をかけて佐倉城を築いたといわれている。このことから、2010（平成22）年度から2017（平成29）年度までを「佐倉・城下町400年記念」と位置付け、佐倉市の歴史・文化・魅力を全国に発信するために行う様々な記念事業。 |
| 佐倉市人権尊重のまちづくり指針 【P. 101】 | 佐倉市における人権尊重のまちづくりの理念と、その理念の実現に向けた市が果たすべき役割を定めたもの。 |

| 用語 | 解説 |
|----------------------------------|---|
| 佐倉市耐震改修促進計画【P. 113】 | 佐倉市内の既存建築物の耐震化を計画的に促進し、地震による建築物の倒壊被害から市民の生命・財産を守ることを目的として定められた計画。 |
| 佐倉市男女平等参画基本計画【P. 103】 | 国の「男女共同参画社会基本法」及び「佐倉市男女平等参画推進条例」に基づき、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本となるもの。第3期計画期間は平成21年度から平成30年度まで。 |
| 佐倉市地域公共交通網形成計画【P. 93】 | 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、まちづくりと連携した持続可能な公共交通ネットワークを実現するための計画。 |
| 佐倉市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)【P. 56, 57】 | 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、佐倉市役所の事務及び事業に関する温室効果ガス排出量削減のための取組方針などを定めた計画(計画期間:2014(平成26)年度~2017(平成29)年度)。 |
| 佐倉市地球温暖化対策地域推進計画【P. 56】 | 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定された、京都議定書目標達成計画を勘案し、佐倉市の自然的社会的条件に応じた、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的計画(計画期間:2008(平成20)年度~2017(平成29)年度)。 |
| 佐倉市都市マスタープラン【P. 89, 90】 | 都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」。都市の将来像や整備方針を明確にし、行政と住民がそれらを共有しながら実現していくための計画(計画期間:2011(平成23)年度~2030(平成42)年度)。 |
| 佐倉市ふるさとまちづくり応援寄附推進事業【P. 109】 | 佐倉市ふるさとまちづくり応援寄附(いわゆる「ふるさと納税」)の推進とともに、佐倉市の知名度の向上及び産業の活性化を図ることを目的として、寄附者に特産品を贈呈する事業。 |
| 自己肯定感【P. 44】 | 『自分は大切な存在、かけがえのない存在』と思える心の状態。 |
| 自主防災組織【P. 19, 39, 58, 59】 | 自助、共助の観点から、地域の住民同士が協力して自発的に結成する組織。災害時には、地域防災活動の中核になる。佐倉市では、自主防災組織の結成や活動に対して、様々な支援がある。 |
| 実質赤字比率【P. 12】 | 普通会計の実質収支(年度内の収入支出の差から、翌年度へ繰り越す財源を引いた額)が赤字のとき、標準財政規模(一般財源の標準的な大きさを示すもの)に占める割合。 |
| 指定管理者制度【P. 113】 | これまで公的団体等に限られていた公の施設の管理について、法人その他の団体を期間を定めて指定し、その管理を代行させることで、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として創設された制度。 |
| 社会福祉協議会【P. 40, 99】 | 民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織。社会福祉法に基づき設置され、それぞれの都道府県、市区町村で、社会福祉関係者、関係機関の参加・協力のもと、「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っている。 |

| 用語 | 解説 |
|----------------------------|---|
| 社会福祉法人 【P. 40】 | 社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された社会福祉法第 22 条で定義される公益法人。 |
| 就労支援コーディネーター 【P. 53】 | 就労意欲や能力は一定程度あるが、就労にあたってのサポートが必要な生活保護受給者等に対し、就労意欲の喚起や就労相談、履歴書の書き方及び採用面接に関する指導、ハローワークとの連絡調整等を行う。 |
| 就労準備支援事業 【P. 53】 | 「社会に出ることに不安がある」「他人とうまくコミュニケーションできない」といった理由で、すぐに職に就くことが難しい生活困窮者について、有期でプログラムにそって、一般就労に向けたサポートや就労機会の提供を行う事業。 関連用語【生活困窮者自立支援制度】 |
| 出生率 【P. 45】 | 一定人口に対するその年の出生数の割合。通常、人口 1000 人あたりにおける出生数を示す（出生率＝年間出生数÷10月 1 日現在人口×1000）。 |
| 障害者手帳 【P. 50】 | 公的機関により障害が認定を受けていることを証明する手帳。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の 3 種類があり、障害の程度、状況によって等級が分かれる。身体障害者、知的障害者、精神障害者が障害福祉サービス等を利用する際に必要。 |
| 障害福祉サービス 【P. 50】 | サービス等利用計画を踏まえ、個々に支給決定が行われるサービス。ホームヘルプやショートステイ、生活介護、自立訓練、就労移行支援等がある。 |
| 消費生活専門相談員 【P. 60, 61】 | 独立行政法人国民生活センターが認定する消費者相談に関する専門資格の一つ。 |
| 将来負担比率 【P. 12】 | 公営企業、一部事務組合、第三セクター等まで含めた、将来の負担額が標準財政規模に占める割合。 |
| 食育 【P. 37, 74】 | 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。 |
| 市民公益活動 【P. 98, 99, 100】 | 市民または市民団体等が主体となって継続的・自発的に行う非営利目的の社会貢献活動で、社会一般の利益（公益）に資する場合をいう。 |
| （佐倉市）市民文化資産選定制度 【P. 86】 | 佐倉市内には、地域住民に長く保護され、継承されてきた各地域の個性を表す歴史、文化、自然に係る市民文化資産が多く残されており、これらの所有者や地域の方々によって守られてきた身近な文化資産を、市民共通の財産として、所有者の努力や市民の協力によって保全と活用を促進し、確実に将来へ引き継ぐための制度。 |
| 自立支援医療（精神通院医療） 【P. 50】 | 心身の障害を軽減するための医療費について、公費で負担する医療制度。精神通院医療は、統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神通院を継続的に必要とする障害者が対象。 |

| 用語 | 解説 |
|---------------------------------|--|
| 自立相談支援事業 【P. 53】 | 就職や住まい、家計管理など生活困窮者のさまざまな課題に対して、相談窓口で包括的に対応し、生活困窮者に対する的確な評価・分析に基づいて支援計画を策定し、関係機関と調整を行いながら、生活困窮者に寄り添いながら、自立に向けて支援を行う事業。 関連用語【生活困窮者自立支援制度】 |
| 新規就農 【P. 33, 78, 79】 | 新たに農業に参入し、経営を開始すること。 |
| 人権推進活動団体 【P. 101】 | 県民または市民に対しての人権啓発や人権問題の解決、人権意識の向上に寄与する団体のこと。人権相談や情報提供、啓発活動を行っている。 |
| 人権尊重・人権擁護都市宣言 【P. 101】 | 平成9年2月24日に、佐倉市が差別や偏見のない、人の優しいまちづくりに積極的に取り組んでいくという決意を、公に宣言したもの。 |
| 3R（リデュース・リユース・リサイクル） 【P. 56】 | 読み方：スリーアール。 リデュース（Reduce：廃棄物の発生を抑制）、リユース（Reuse：製品などの再使用）、リサイクル（Recycle：製品を原材料として再利用）の総称。環境にできるだけ負荷をかけない、循環型社会を形成するための考え方。 |
| 生活困窮者自立支援制度 【P. 53】 | 生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階で、経済的な理由により生活に困る方を対象とした生活全般にわたる相談を行い、就労が困難な方に対する就労支援や負債のある方に対する家計相談など、相談者の状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行う制度。 |
| 生活困窮者自立支援法 【P. 53】 | 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ることを目的に、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる根拠として平成27年4月から施行された法律。また、この法律の第2条で、「生活困窮者」は「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義されている。 |
| 生活保護受給者等就労自立促進事業 【P. 53】 | 生活保護受給者等（生活保護受給者及び相談・申請段階の者、児童扶養手当受給者等）に対して、市役所とハローワークが一体となった就労支援を推進することにより自立を促進する事業。 |
| 性差 【P. 104】 | 男女の性別による差異。 |
| 青少年育成計画 【P. 68】 | 青少年育成の推進を図るために様々な青少年に関わる事業を体系化した計画（計画期間：平成24年度～平成28年度）。 |
| 青少年育成市民会議 【P. 67, 68】 | 青少年育成に関し、市民一人ひとりが問題解決に取組み、家庭や学校、地域がそれぞれの立場で、各種団体と行政が協働して青少年の健全育成を推進していくことを目的に結成された組織。市内7地区の青少年健全 |

| 用語 | 解説 |
|-----------------------|--|
| 成年後見制度 【P. 40】 | 認知症などにより判断能力が不十分な人の財産管理や契約の締結などを、家庭裁判所が選任した成年後見人が本人の代わりに行う制度。 |
| 成年後見支援センター 【P. 40】 | 住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度の広報啓発や利用支援、無料相談会等を行っている機関。 |
| 相談支援 【P. 40, 50】 | 障害者やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行うこと。 |

た行

| 用語 | 解説 |
|---------------------------------------|---|
| 耐震適合率 【P. 94】 | 管自体に耐震性能を有する管及び地盤の性状などから耐震性を有すると評価できる管の割合。 |
| 第二のセーフティネット 【P. 53】 | 就業と生活の安定を守る制度の「第1のセーフティネット（安全網）」が雇用保険制度であり、生活保護制度が最後の救済策「セーフティネット」といわれている中で、その中間を補完するしくみとして整備されたのが「第2のセーフティネット」であり、生活困窮者自立支援制度はその中の一つ。 |
| 多胎児 【P. 44】 | 母親の体内で同時期に発育した複数の子ども。双子、三つ子など。 |
| （佐倉市）男女平等参画推進センター 【P. 103, 104】 | 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に共に参画する男女平等参画社会の形成を促進するため、その活動拠点として設置されたもの。 |
| 地域子育て支援拠点事業 【P. 44】 | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を地域の保育園等で開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。 |
| 地域職業相談室 【P. 83】 | 公共職業安定所（ハローワーク）が設置されていない市町村において、国が行う職業相談・職業紹介等のサービスを住民が利用できる場として設置された施設。国と市町村が共同で運営。本市ではミレニアムセンター佐倉3階にある。 |
| 地域生活支援事業 【P. 50】 | 市町村の創意工夫により、障害者の状況に応じて柔軟にサービスを提供する事業。相談支援や日中一時支援、日常生活用具の給付等がある。 |
| 地域包括ケアシステム 【P. 18, 37, 48, 49】 | 介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするため、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの各種サービスを適切に組み合わせて提供する支援体制のこと。 |
| 地域包括支援センター 【P. 18, 37, 40, 48, 49】 | 市内5か所に設置された高齢者のための総合相談窓口。保健師・看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となり、介護予防や虐待対応など高齢者の生活全般にわたる支援を行っている。また、民生委員や自治会・町内会、医療機関、ケアマネジャーなど様々な機関とのネットワーク作りを進めている。 (志津北部、志津南部、臼井・千代田、佐倉、南部(根郷・和田・弥富)) |

| 用語 | 解説 |
|-------------------------------------|--|
| 地域まちづくり協議会 【P. 98, 99】 | 各小学校区を基準として、区域内で活動する自治会・町内会を基盤に、地域で活動する団体・組織が、それぞれの目的や活動を尊重し合い、緩やかに連携・協力することで、地域が対応できる課題などは、協働してその解決を図る組織。 |
| 定員適正化計画 【P. 109】 | 限られた財源で効率的な行政運営を行うため、現在の状況と今後の課題などを明らかにした上で、今後の定員管理のあり方について定めた複数年度に渡る計画のこと。 |
| 定期予防接種 【P. 43, 45, 46】 | 予防接種法に基づき、定期的実施される各病気のワクチンの予防接種。定期予防接種は、子どもを対象にしたものと、大人を対象にしたものがある。 |
| 低体重（児） 【P. 44】 | 出生時に体重が 2,500g 未満の新生児。 |
| T P P 【P. 78】 | 環太平洋パートナーシップ協定。環太平洋地域の加盟国間での関税等に関する経済連携協定のこと。 |
| デマンド交通 【P. 92】 | 定時定路線型の路線バスとは異なり、利用者の需要（予約）に応じて運行する公共交通。 |
| （佐倉市）登録有形文化財制度 【P. 86, 87】 | 佐倉市内の大切な歴史的建造物を残していくため、また、登録することで市民が文化財の価値を再認識し、積極的に活用しながら保存していくことを目的とする制度。 |
| 特定健診・健康診査 【P. 41, 42, 51】 | ①40歳以上の佐倉市国民健康保険被保険者、②佐倉市の後期高齢者医療被保険者、③40歳以上の生活保護受給者を対象として、身体測定・血圧測定・尿検査・血液検査・問診・診察を行う健康診査。 |
| 特別養護老人ホーム 【P. 48】 | 常時介護が必要で自宅での生活が困難な人（原則要介護3以上）が入所して、日常生活上の支援や介護を受ける施設。 |
| 特別支援教育 【P. 72, 73】 | 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。 |
| D V（ドメスティックバイオレンス） 【P. 103, 104】 | 生活の本拠を共にするまたは共にしていたパートナーから受ける暴力のこと。身体的、精神的、性的、経済的など、多面的な要素が含まれる。 |

な行

| 用語 | 解説 |
|----------------------|--|
| 認知症サポーター 【P. 48】 | 講師役のキャラバン・メイトが実施する認知症サポーター養成講座を受講した方のこと。認知症を正しく理解して、認知症の方や家族を見守る応援者として、自身のできる範囲で活動することが役割。 |
| 認定農業者 【P. 33, 78】 | 農業経営基盤強化促進法に基づき農業経営改善計画(5年後の経営目標)を作成し市町村の認定を受けた農業経営者 |

| 用語 | 解説 |
|------------------------|---|
| 農業の有する多面的機能【P. 78】 | 農業・農村の有する農産物の供給機能以外の多面にわたる機能。例) 自然環境の保全、田園景観の形成、生物の多様性の確保 等 |
| 農業用廃プラスチック【P. 78, 79】 | 使用済みのハウス資材など農業を行う上で使用したプラスチックのこと。 |
| 農地の利用集積【P. 33, 78, 79】 | 農業経営基盤強化促進法に基づき、農業の担い手に農地の利用権(使用貸借、賃貸借)を設定すること。 |

は行

| 用語 | 解説 |
|----------------------------|---|
| バリアフリー化【P. 69】 | 道路や建築物の入り口の段差などの物理的なバリア「障壁」だけでなく、障害のある人等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なバリアも含め、全ての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を取り除くこと。 |
| ビオトープ【P. 54】 | 生物を意味するBio と場所を意味するTope とを合成したドイツ語で、野生生物が生息できる空間を意味する。植生豊かな水辺や雑木林がその代表例であり、また開発事業などに際して積極的に保全、回復、創出が図られる野生生物の生育・生息環境という意味でも用いられる。 |
| 病後児保育【P. 18, 44】 | 児童が病気等の回復期であり、集団保育が困難なとき、病院等の専用スペースなどにおいて一時的に預かる事業。 |
| ファミリーサポートセンター事業【P. 37, 44】 | 地域において、「子育ての手助けがほしい人」、「子育ての手助けをしたい人」たちが会員となり、子育てが大変なときに地域で支援しあうシステム。 |
| 賦課【P. 110, 111】 | 税金などを割り当てて負担させること。 |
| 複合検診【P. 41】 | 特定健診・健康診査と、胃がん、胸部レントゲン等を同日に受診できる検診。 |
| 『風媒花』【P. 88】 | 佐倉市内の歴史・芸術文化事業や、特集記事等を年度ごとにまとめた情報誌。市の文化状況を広く周知するため、昭和 63 年創刊以降、毎年発行している。 |
| 普通会計【P. 10, 11】 | 総務省が行う統計調査のため、全自治体の比較ができるように統一会計区分として定められたもの。 |

ま行

| 用語 | 解説 |
|------------------|--|
| メール配信サービス【P. 59】 | 防災行政無線の放送内容を携帯電話及びパソコンへメールで配信するもの。防災行政無線が聞こえにくい地域の方や、文字として情報を確認したい方に便利なサービス。メールを受信するためには、携帯電話またはパソコンから登録していただく必要がある。登録は無料。 |

| 用語 | 解説 |
|-------------------------|---|
| メタボリックシンドローム 【P. 51】 | 内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）に高血糖・脂質異常・高血圧のうち、2つ以上を合併した状態。 |

や行

| 用語 | 解説 |
|---------------------|---|
| 谷津環境保全指針 【P. 55】 | 平成 18 年 3 月策定。谷津景観の保全・生物生態系の保全・水源の保全・自然と文化の継承を、谷津保全活用のための方針と定め、農業者・市民・行政の三者協働により推進するもの。 |

ら行

| 用語 | 解説 |
|---------------------------|--|
| リーマンショック 【P. 53】 | 2008 年 9 月 15 日にアメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻したことに端を発して、続発的に世界的金融危機が発生した事象。 |
| 連結実質赤字比率 【P. 12】 | 公営企業を含めた全会計の赤字の、標準財政規模に占める割合。 |
| 6 次産業化 【P. 33, 78, 79】 | 1 次産業の農業者が、新たに 2 次産業の加工・製造や 3 次産業の流通販売を行うこと。 |

第4次佐倉市総合計画後期基本計画策定経緯

平成26年度

| | |
|----------|--------------------------|
| 平成26年11月 | 市民意識調査結果の公表 佐倉市人口推計策定 |
| 平成27年3月 | 第1回佐倉市市民ワークショップ |

平成27年度

| | |
|----------------------------|----------------------------------|
| 平成27年4月 | 第2回佐倉市市民ワークショップ |
| 平成27年5月 | 第4次佐倉市総合計画後期基本計画にかかる策定方針を策定 |
| 平成27年7月8日 | 第1回佐倉市総合計画策定本部会 |
| 平成27年7月13日 | 第1回佐倉市総合計画審議会 市長から審議会会長へ諮問書提出 |
| 平成27年8月11日 | 第2回佐倉市総合計画審議会 |
| 平成27年9月2日 | 第2回佐倉市総合計画策定本部会 |
| 平成27年9月9日 | 第3回佐倉市総合計画審議会 |
| 平成27年9月28日 | 第4回佐倉市総合計画審議会 |
| 平成27年10月3日 | 審議会会長から市長へ答申書提出 |
| 平成27年10月9日 | 第3回佐倉市総合計画策定本部会 |
| 平成27年10月23日 ～平成27年11月6日 | パブリックコメント |
| 平成27年11月30日 | 佐倉市議会へ議案提出 |
| 平成27年12月21日 | 佐倉市議会にて議決 |

27 佐企第 182 号
平成 27 年 7 月 13 日

佐倉市総合計画審議会会長 様

佐倉市長 藤 和雄

佐倉市総合計画について（諮問）

佐倉市総合計画審議会条例 2 条の規定に基づき、第 4 次佐倉市総合計画における後期基本計画について、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問内容

第 4 次佐倉市総合計画における後期基本計画について

2 諮問理由

第 4 次佐倉市総合計画の前期基本計画が平成 27 年度をもって終了することに加え、国的な傾向である生産年齢人口の減少や少子高齢化の急速な進行、東日本大震災を教訓とした災害対策や公共施設等の老朽化対策の必要性の増加、さらには国において「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、地域における「まち・ひと・しごと創生」に関する施策が総合的・計画的に実施されることになったことなど、市を取り巻く社会環境の変化に的確に対応するため、基本構想の実現に向けた新たな後期基本計画について諮問いたします。

佐倉市総合計画審議会答申書

平成 27 年 10 月 13 日

佐倉市長 蕨 和雄 様

佐倉市総合計画審議会
会長 鈴木 博

平成 27 年 7 月 13 日付け、27 佐企第 182 号で諮問のあった第 4 次佐倉市総合計画における後期基本計画について、審議の結果を下記の通り答申します。なお、当審議会では、第 4 次佐倉市総合計画における後期基本計画の審議過程において、各委員より出された意見・提案を十分に配慮して計画の実現に努められるよう要望します。

記

- 1 本計画の実行にあたっては、これまで以上に、市民力の活用の視点が不可欠となってくることから、市民の意見や問題意識を的確に把握するための調査を継続的に行いながら、市民が市政について意見交換する場のよりよいあり方について検討を重ねることで、市民参画促進に努められたい。
- 2 本市は、地区ごとに異なった特性や課題を有する多面性ある地域性であるため、それぞれの地区の現状把握を欠かすことなく、市民の生活を焦点とした計画の実行を推進しながら、以降の計画策定へとつなげることに努められたい。
- 3 本計画の重点施策については、人口減少対策として重要な事項が位置付けられていることから、特に具体的かつ実効性ある推進が求められる。このため、本計画策定後も実行に向けた議論をさらに重ねることに努められたい。

佐倉市総合計画審議会

会長 鈴木 博

副会長 杉江 和男

委員 明石 要一 佐々木 文香

淡路 睦 鈴木 唯

久留島 浩 高橋 莞爾

服部 岑生 堀江 興

(委員区分別 5 0 音順)

計画を推進するための個別計画一覧

総合計画に定める個別の政策・施策の具体的な実行・推進のために、本市は以下のような個別計画（事業計画）を策定しています。これらを着実に実行することによって、第4次佐倉市総合計画の推進を図ることができます。

第1章 思いやりと希望にみちたまちづくり

| 計画名称 | 策定等年月 | 計画期間 | 主担当課 |
|--------------------------------------|---------|---------------|--------|
| 第3次佐倉市地域福祉計画 | 平成28年3月 | 平成28年度～平成31年度 | 社会福祉課 |
| 佐倉市福祉のまちづくり計画 | 平成13年3月 | — | 社会福祉課 |
| 佐倉市健康増進計画「健康さくら21(第2次)」 | 平成25年2月 | 平成25年度～平成34年度 | 健康増進課 |
| 佐倉市歯科口腔保健基本計画 | 平成26年2月 | 平成26年度～平成34年度 | 健康増進課 |
| 佐倉市新型インフルエンザ等対策行動計画 | 平成26年8月 | — | 健康増進課 |
| 子ども・子育て支援事業計画 | 平成27年3月 | 平成27年度～平成31年度 | 子育て支援課 |
| 第2次佐倉市青少年育成計画 (佐倉市子ども・若者育成支援推進計画) | 平成24年3月 | 平成24年度～平成28年度 | 児童青少年課 |
| 第6期佐倉市高齢者福祉・介護計画 | 平成27年3月 | 平成27年度～平成29年度 | 高齢者福祉課 |
| 第5次佐倉市障害者計画 | 平成28年3月 | 平成28年度～平成32年度 | 障害福祉課 |
| 第4期佐倉市障害福祉計画 | 平成27年3月 | 平成27年度～平成29年度 | 障害福祉課 |
| 佐倉市国民健康保険第二期特定健康診査等実施計画 | 平成25年3月 | 平成25年度～平成29年度 | 健康保険課 |
| 佐倉市保健事業計画（データヘルス計画） | 平成28年3月 | 平成28年度～平成29年度 | 健康保険課 |

第2章 快適で、安全・安心なまちづくり

| 計画名称 | 策定等年月 | 計画期間 | 主担当課 |
|-----------------------|------------------|--------------------|--------|
| 佐倉市環境基本計画 | 平成10年3月 | 平成10年度～平成30年度 | 環境政策課 |
| 佐倉市谷津環境保全指針 | 平成18年3月 | 平成18年度～平成30年度 | 環境政策課 |
| 佐倉市放射性物質除染計画 | 平成27年8月 (改訂) | ～平成28年度(年度ごとに自動更新) | 生活環境課 |
| 佐倉市一般廃棄物処理基本計画 | 平成25年10月 (改訂) | 平成17年度～平成31年度 | 廃棄物対策課 |
| 佐倉市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) | 平成28年3月 | 平成28年度～平成31年度 | 環境政策課 |
| 佐倉市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) | 平成26年3月 | 平成26年度～平成29年度 | 環境政策課 |
| 佐倉市地域防災計画 | 平成27年2月 | — | 防災防犯課 |
| 佐倉市国民保護計画 | 平成19年2月 | — | 防災防犯課 |
| 佐倉市避難行動要支援者避難支援全体計画 | 平成27年8月 | — | 防災防犯課 |
| 第10次佐倉市交通安全計画 | 平成28年3月 | 平成28年度～平成32年度 | 道路維持課 |

第3章 心豊かな人づくり、まちづくり

| 計画名称 | 策定等年月 | 計画期間 | 主担当課 |
|----------------|---------|---------------|---------|
| 佐倉教育ビジョン | 平成23年3月 | 平成23年度～平成32年度 | 教育総務課 |
| 第2次佐倉市公民館活動計画 | 平成23年7月 | 平成23年度～平成31年度 | 社会教育課 |
| 第4次佐倉市スポーツ推進計画 | 平成25年3月 | 平成25年度～平成29年度 | 生涯スポーツ課 |

第4章 明日へつながるまちづくり

| 計画名称 | 策定等年月 | 計画期間 | 主担当課 |
|------------------------|--------------|--------------------------|-------|
| 佐倉市農業振興地域整備計画 | 平成 15 年 7 月 | — | 農政課 |
| 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 | 平成 26 年 10 月 | 平成 26 年 10 月～平成 36 年 9 月 | 農政課 |
| 佐倉市鳥獣被害防止計画 | 平成 27 年 3 月 | 平成 27 年度～平成 29 年度 | 農政課 |
| 佐倉市食育推進計画 | 平成 28 年 4 月 | 平成 28 年度～平成 31 年度 | 農政課 |
| 佐倉市森林整備計画 | 平成 25 年 3 月 | 平成 25 年度～平成 34 年度 | 農政課 |
| 印旛沼周辺地域の活性化推進プラン | 平成 25 年 11 月 | 平成 26 年度～平成 30 年度 | 農政課 |
| 地域再生計画(印旛沼周辺地域活性化計画) | 平成 26 年 3 月 | 平成 26 年度～平成 30 年度 | 農政課 |
| 佐倉市産業振興ビジョン | 平成 23 年 3 月 | 平成 23 年度～平成 32 年度 | 産業振興課 |
| 史跡本佐倉城跡整備実施計画 | 平成 16 年 3 月 | — | 文化課 |
| 史跡井野長割遺跡保存整備事業基本計画 | 平成 25 年 3 月 | — | 文化課 |

第5章 住環境が整備された住みやすいまちづくり

| 計画名称 | 策定等年月 | 計画期間 | 主担当課 |
|---------------|-------------|-------------------|-------|
| 佐倉市都市マスタープラン | 平成 23 年 3 月 | 平成 23 年度～平成 42 年度 | 都市計画課 |
| 佐倉市住生活基本計画 | 平成 26 年 3 月 | 平成 26 年度～平成 35 年度 | 建築住宅課 |
| 佐倉市市営住宅長寿命化計画 | 平成 24 年 2 月 | 平成 24 年度～平成 33 年度 | 建築住宅課 |
| 佐倉市耐震改修促進計画 | 平成 28 年 3 月 | 平成 28 年度～平成 32 年度 | 建築住宅課 |

Ⅲ 資料編

| 計画名称 | 策定等年月 | 計画期間 | 主担当課 |
|--------------------------|-----------------------|---------------|-------|
| 千葉県建築行政マネジメント計画(第2次・佐倉市) | 平成23年7月 | 平成27年度～平成31年度 | 建築住宅課 |
| 佐倉市幹線道路整備方針 | 平成26年3月 | 平成25年度～平成34年度 | 道路建設課 |
| 佐倉市橋梁長寿命化修繕計画 | 平成26年3月 | 平成26年度～平成76年度 | 道路建設課 |
| 佐倉市上下水道ビジョン | 平成28年3月 | 平成28年度～平成42年度 | 事業管理課 |
| 佐倉市水道施設耐震化計画 | 平成27年3月 | 平成28年度～平成42年度 | 施設課 |
| 水質検査計画 | 平成27年12月 (毎事業年度策定) | 平成28年度 | 施設課 |
| 印旛沼流域かわまちづくり計画 | 平成27年2月 | 平成27年度～平成31年度 | 企画政策課 |
| 佐倉都市計画下水道事業の事業計画 | 平成27年11月 (変更) | 昭和46年度～平成30年度 | 下水道課 |
| 佐倉市印旛沼流域関連公共下水道事業計画 | 平成27年11月 (変更) | 昭和46年度～平成30年度 | 下水道課 |
| 佐倉市印旛沼流域関連公共下水道基本計画説明書 | 平成23年3月 (変更) | 昭和46年度～平成36年度 | 下水道課 |
| 佐倉市污水適正処理構想 | 平成28年3月 | 平成27年度～平成46年度 | 下水道課 |
| 佐倉市公共下水道長寿命化計画 | 平成25年3月 | 平成25年度～平成29年度 | 下水道課 |
| 佐倉市生活排水対策推進計画(改訂版) | 平成21年3月 | 平成21年度～29年度年度 | 環境政策課 |

第6章 ともに生き、支え合うまちづくり

| 計画名称 | 策定等年月 | 計画期間 | 主担当課 |
|-----------------------|---------------------|-------------------|---------|
| 佐倉市男女平等参画基本計画 (3期) | 平成 26 年 3 月 (改訂) | 平成 21 年度～平成 30 年度 | 自治人権推進課 |
| 佐倉市職員研修基本計画 | 平成 28 年 3 月 | 平成 28 年度～平成 30 年度 | 人事課 |

第4次佐倉市総合計画 【後期基本計画】

発 行 平成28年3月

発 行 者 佐倉市

企画・編集 企画政策部企画政策課

〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97

電話 043-484-1111（代表）

ホームページ <http://www.city.sakura.lg.jp/>

<写真> 表紙：佐倉ふるさと広場（チューリップ）、
西志津スポーツ等多目的広場（河津桜）、佐倉の秋祭り、印旛沼
裏表紙：加賀清水、佐倉朝日健康マラソン大会、鷲神社本殿、旧堀田邸



カムロちゃん

佐倉・城下町400年記念
イメージキャラクター